はじめに

本報告書は、愛媛県庁本館を今後、保存活用していくための課題を検討すること、並びに、保存活用のための前提条件となる建物の文化財的価値を学術的に明らかにすることを目的に、愛媛県が一般社団法人日本建築学会四国支部に委託して行った調査の報告書である。日本建築学会四国支部では、調査を行うにあたり、歴史的建造物保存に詳しい四国支部の有識者に、愛媛県庁本館に関係の深い学術研究を行っている四国支部以外の学会員を加え、「愛媛県庁本館調査委員会」を設置し、調査を実施した。

委員会では、建物の歴史、意匠、構造等の調査に加え、維持修繕、保存活用方針、耐震化方針、まちづくりとの関係等について意見交換を行い、あわせて、建物の設計者や現存する史料類についての調査も実施した。また、現存する県庁舎で文化財としての保存活用を行っている先進事例として、愛知県庁本庁舎、神奈川県庁本庁舎の実地調査を行い、関係者からのヒアリング調査も実施した。

愛媛県庁本館は、本調査を行う前から、愛媛県内の近代洋風建築や近代化遺産を代表するものとして学術報告や専門書籍で取り上げられており、その価値は県内の多くの人に知られていた。けれども、本調査の結果、建物の一部に鉄骨を使用していると考えられること、本庁舎を建設するために設置された臨時建築部の実態が判明したことをはじめ、様々な新たな知見を得ることができ、愛媛県庁本館が持つ文化財的な価値が、これまで以上に学術的な面で明らかになった。

本調査の結果が、愛媛県庁本館が持っている文化財的な価値に対する県民の認識をこれまで以上に高めると同時に、本館の価値を尊重した活用に、今後資することを願いたい。

調査にあたって、総務管理課、建築住宅課をはじめ、愛媛県の関係各課の職員の方々の全面的な協力を得た。記して感謝の意を表したい。また、実地調査に協力いただいた愛知県、神奈川県の関係職員の方々にも御礼申し上げたい。

（一社）日本建築学会四国支部　愛媛県庁本館調査委員会
委員長　後藤治

例言

調査の目的

今回の調査は、愛媛県から一般社団法人日本建築学会四国支部が受託した業務であり、次の方針に基づいて県庁本館を保存活用するために必要な、歴史的・文化的価値等に関する文献、現地等の学術的な調査を行うと共に、保存活用するために必要な改修手法や文化財登録等に関する提言を行うことを目的としたものである。

＜愛媛県の保存活用に関する基本的な方針＞

〇庁舎として利用しながら歴史的価値を保存

本館の歴史的、文化的な価値を再認識し、庁舎を利用しながら後世に残すべき建築物として、現在の価値を損なわない様に保存する。

〇歴史的、文化的な価値の活用

本県のシンボルとして、広く県民に親しまれるとともに、愛媛県の知名度を向上させるための地域資源として活用する。

〇文化財登録の問題点を解決

文化財登録に向けた活用保存と活用に相互的に取り組みながら、文化財登録を受けた場合の問題点を解決し、将来的に文化財登録を目指す。

調査活動の概要

調査実施主体

概要

一般社団法人日本建築学会四国支部は、愛媛県から、愛媛県庁本館が持つ歴史的、文化的価値等多面的な価値を明らかにするとともに、その経緯、構造、意匠及び技法について調査研究し、維持修繕、保存及び活用に関する方針の検討を学術的に行う調査業務を平成２８年８月に受託した。

このため、一般社団法人日本建築学会四国支部では、後藤治工学院大学教授を委員長とし、建築計画、意匠、歴史、構造等の専門家、学識経験者及び建築士で構成する愛媛県庁本館調査委員会を組織し、また、庁舎管理、営繕を担当する県職員をオブザーバーとする体制で、平成２８年８月から平成２９年３月に、調査業務を実施した。

委員、オブザーバー、調査協力者の氏名、所属等、専門分野、役割は次のとおりである。

愛媛県庁本館調査委員会

委員名簿

氏名	所属等
後藤 治　　（委員長）	工学院大学建築学部　教授
曲田 清維　　（副委員長）	愛媛大学社会連携推進機構　教授
石田 潤一郎	京都工芸繊維大学大学院　教授
山田 眞	早稲田大学創造理工学部　教授
二村 悟	工学院大学建築学部　客員研究員
花岡 直樹	株式会社花岡直樹建築事務所　代表取締役
和田 耕一	和田建築設計工房　主宰

オブザーバー名簿

氏名	所属等
濱松 一良	愛媛県総務管理課長
山下 道和	愛媛県建築住宅課営繕室長

構造調査協力者

氏名	所属等
宮本 慎宏	香川大学工学部講師

現況調査協力者

峰岡 秀和　花岡 晶子　峰岡 義則　曽我部 準　菅野 隆次　白石 耕平

写真撮影協力者　北村徹

一般社団法人日本建築学会四国支部愛媛支所事務局（愛媛県建築住宅課）

黒河 孝俊　安藤 雅人　橘 亮　谷 尚隆　浅野 慶太　秋山 絵梨香

青木 太郎　橘 雅彦　伊藤 亮

愛媛県建築住宅課　中村 遼　茎田 晃平　正岡 才樹

その他愛媛県職員　阿部成久（東予地方局）　高市直樹（文化財保護課）

愛媛フィルムコミッション　泉谷昇

会議等開催実績

概要

全体会議４回、構造分科会１回、報告書編集会議１回、先進事例調査１回を行った。

構造分科会

日時：平成２８年８月２０日　場所：愛媛県庁本館４階ドーム会議室

参加委員等：曲田清維、山田眞、和田耕一

内容：構造設計図、耐震診断報告書、現場目視による構造及び改修手法の考察
→ラチス組みによる鉄骨鉄筋コンクリート柱の発見、常時微動測定の提案

第１回全体会議

日時：平成２８年８月２１日　場所：愛媛県庁本館４階ドーム会議室

参加委員等：後藤治、曲田清維、石田潤一郎、二村悟、花岡直樹

内容：委員会要綱の確認、委員長の選出、調査工程・先進施設調査先・役割分担の決定
設計図面、現況等の概況調査

先進施設調査

日時：平成２８年１０月４日　場所：愛知県庁本庁舎、神奈川県庁本庁舎

参加委員等：後藤治、曲田清維、石田潤一郎、花岡直樹、和田耕一

内容：免震化工事を完了して重要文化財の指定済みである愛知県庁本庁舎と、現在耐震化工事を検討中で重要文化財の指定を目指している神奈川県庁本庁舎を現地調査
→　改修の進め方、保存公開活用の仕方の参考となる。

第２回全体会議

日時：平成２８年１１月１２日　場所：愛媛県庁本館４階ドーム会議室

参加委員等：後藤治、曲田清維、石田潤一郎、山田眞、二村悟、花岡直樹
和田耕一、宮本慎宏

内容：常時微動測定、先進施設調査等の成果を踏まえて、耐震補強量低減、耐震化手法の検討を実施　→　耐震補強量低減の可能性有り、耐震化手法は長所短所を整理

第３回全体会議

日時：平成２９年１月１９日　場所：愛媛県庁本館４階ドーム会議室

参加委員等：後藤治、曲田清維、石田潤一郎、山田眞、二村悟、花岡直樹　和田耕一

内容：現況実測調査の状況報告、新聞等文献調査の状況報告、まちづくり関係調査報告
保存活用に関する意見交換　→　木子七郎、内藤多仲に関する新資料有り、戸村秀雄も調査が必要、保存活用計画の重要性を確認

第４回全体会議

日時：平成２９年２月１１日　場所：愛媛県庁本館４階ドーム会議室

参加委員等：後藤治、曲田清維、石田潤一郎、山田眞、二村悟、花岡直樹　和田耕一

内容：他庁舎との比較等による歴史的位置づけ概要、臨時建築部関係の概要、同じ設計者による新潟県庁舎の図面等による比較検討、報告書まとめ方の協議

編集会議

日時：平成２９年３月１５日　場所：愛媛県庁本館３階総務部会議室

参加委員等：曲田清維、石田潤一郎、二村悟、花岡直樹、和田耕一、北村徹

内容：報告書の原稿チェック、掲載写真検討、レイアウト検討等

現況調査の実績

10 月 19 日 7 人、24 日 3 人、11 月 4 日 5 人、9 日 4 人、22 日 4 人、25 日 1 人

12 月 14 日 4 人、26 日 1 人、2 月 15 日 4 人、3 月 3 日 4 人

報告書執筆担当者

調査活動について	安藤雅人	
第一章　愛媛県庁本庁舎の沿革	安藤雅人	
愛媛県庁舎関連新聞記事目録	谷尾尚隆	
第二章　愛媛県庁本館の概要		
第１節		
１．本館竣工時の建築概要	黒河孝俊	
２．保存状況概要について	花岡直樹	
第三章　愛媛県庁本館の意匠・構造について		
第１節　愛媛県庁本館の意匠について		石田潤一郎
第２節　本館に関わった建築家達		二村悟
第３節　内藤多仲による構造計画について		山田眞
第４節　愛媛県庁本館がまちづくりに果たした役割		曲田清維
第四章　愛媛県庁本館の保存と活用		
第１節　文化財としての価値と特徴		後藤治
第２節　保存のあり方		後藤治
第３節　まちづくりからみた活用方策		曲田清維
第４節　改修計画における留意点		和田耕一
第五章　結語	後藤治	
表紙デザイン		和田耕一
全てのグラビアのカラー写真撮影		北村徹

資料編の内

・愛媛県庁本館歴代改修工事図・表	
①工事資料一覧表	谷尾尚隆
・主な改修履歴	浅野慶太
・竣工時の愛媛県庁舎本館概要	中村遼太
・常時微動測定報告書	宮本慎宏
・鉄骨鉄筋コンクリート造柱のレーダー探査調査	和田耕一
・旧新潟県庁舎との関わり	阿部成久
・映画のロケーションとしての利用実績	泉谷昇
・文化財の保存活用のための制度・事業について	高市直樹

＜目次＞

本編

第一章　愛媛県庁本庁舎の沿革

第 1 節　愛媛県庁機構の変遷　…　1
1. 廃藩置県から現在の愛媛県の誕生まで
2. 県政草創期の行政機構

第 2 節　県政草創期の愛媛県庁本庁舎　…　1
1. 初代本庁舎
2. 第二代目本庁舎
3. 第三代目本庁舎

第 3 節　愛媛県庁本館（第四代目本庁舎）の建設　…　2
・県議会における建設計画の建議
・設計から施工
・落成式典と、竣工時の荘重さ
・愛媛県庁舎関連新聞記事目録

第二章　愛媛県庁本館の概要

第 1 節　本館新築時の建築概要　…　8

第 2 節　保存状況概要について　…　14
保存状況概要平面図

第三章　愛媛県庁本館の意匠・構造について

第 1 節　愛媛県庁本館の意匠について　…　20
1．近代日本における行政庁舎建築の歴史と特徴
（1）中央官庁舎
（2）府県庁舎
明治・大正前期
大正後期・昭和初期
2．同時代の府県庁舎における愛媛県庁本館の位置
（1）愛媛県庁本館の平面上の特色
（2）塔屋のデザイン
（3）細部意匠

第 2 節　本館に関わった建築家　…　27
1．臨時建築部について
（1）臨時建築部官制と部員
（2）木子七郎
（3）戸村秀雄
（4）和田友吉
（5）田原政見
（6）その他の部員の履歴
2．考察

第 3 節　内藤多仲による構造計画について　…　38
・内藤多仲・構造計画の特徴

第 4 節　愛媛県庁本館と都市づくり　…　41
1．松山地域の都市づくり
2．木子七郎、戸村秀雄の設計による建築群と都市づくり
3．愛媛県庁本館を起点とする都市景観

第四章　愛媛県庁本館の保存と活用
第 1 節　文化財としての価値と特徴　…　44
第 2 節　保存のあり方　…　45
第 3 節　まちづくりからみた活用方策　…　47
第 4 節　改修計画における留意点　…　48

第五章　結語　…　49

資料編

（県関連資料）

・愛媛県庁舎新築設計図
・愛媛県庁舎建築工事契約書関係
・愛媛県庁舎建築概要
・臨時建築部人事関係
・工事関係資料、工事関係現物資料
・落成記念式典関係

・愛媛県庁本館関連工事一覧表
・愛媛県庁本館歴代改修工事図・表
　① 工事資料一覧表
　② 主要諸室別の内装の変遷
　③ 各改修工事の施工個所説明図・写真等

・耐震診断関係
・常時微動測定報告書
・鉄骨鉄筋コンクリート柱レーダー探査報告書

・旧新潟県庁舎との関わり
　旧新潟県庁舎関係資料
・愛媛県庁本館の公開・見学者の受け入れ状況
・映画のロケーションとしての利用実績
・文化財の保存活用のための制度・事業について
　補助メニュー、登録基準、指定基準

（付録）図面等収録ＤＶＤ

第一章　愛媛県庁本庁舎の沿革

第１節　愛媛県庁機構の変遷

１．廃藩置県から現在の愛媛県の誕生まで

明治４（1871）年７月に廃藩置県が行われ３府 306 県が誕生、さらに 11 月に統廃合により松山県と宇和島県の２つに統合、翌５年には名称が石鐵県と神山県とされた。明治６年（1873）年には両県は廃止され愛媛県が誕生した。その後、香川県との合併、分離を経て、明治 21（1888）年にようやく今日の姿となった。

２．県政草創期の行政機構

県政草創期の行政機構は、明治４年の「県地条例」のもとでの 4 課（庶務・聴訟・租税・出納）で発足した。本格的な県職務規定は明治８年の「愛媛県職制・事務章程」であり、先の 4 課に学務課が加えられた。明治 19（1886）年には「地方官官制」が公布され、地方長官名は知事に統一、第一部（議事、文書、農商、庶務）、第二部（土木、兵事、学務、衛生、会計）、収税部、警察本部に整備された。大正２（1913）年には「地方官官制」が改正され、内務部と警察部の二部制の確立、大正15（1926）年には再度の改正により、学務部が新設された。その後は戦時下への対応で行政の簡素化が進められた。

第２節　県政草創期の愛媛県庁本庁舎

【初代本庁舎】

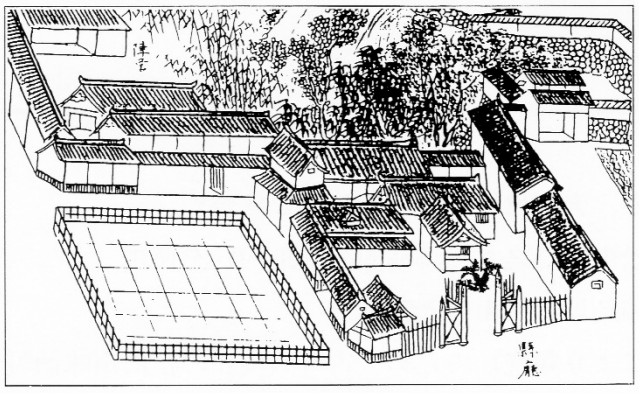

図１　発足時の愛媛県庁（明治６年）

明治６（1873）年に、石鐵県と神山県の両県を合併して誕生した愛媛県の初代本庁舎（図 1）は、松山城三の丸（現在の松山市城山公園堀之内、旧国立がんセンター付近）の旧石鐵県庁舎（平家建て）（旧藩庁）のものをそのまま修繕を加えて使用したものであった。旧藩庁の三の丸館は、明治３年３月に焼失しているため、この庁舎は北隅にある竹矢来で囲んだ粗末な平家建てであり、修繕費約 700 円を要している。

その後、明治 10（1877）年に西南戦争が勃発し、陸軍が練兵場に使用するために、三の丸からの立ち退きを求められ、古町の大林寺を仮庁舎として使用した。

【二代目本庁舎】

図２　二代目本庁舎

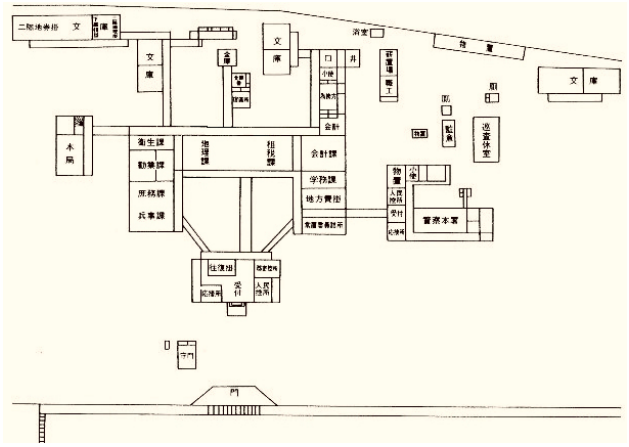

図３　愛媛県庁舎配置図（明治中期）

西南戦争による三の丸からの立ち退きを契機として、本格的な県庁舎の建設が計画され、明治 10（1877）年に、一番町の旧松山藩家老奥平家の屋敷跡地 5,824 坪４合６勺(約 19,220 平方メートル)・家屋 280 坪余を 1,446 円 80 銭（土地 918 円 56 銭・物件 528 円 24 銭）で買収し、翌年の明治 11（1878）年に、木造平家建ての二代目本庁舎（図２）（図３）を完成させた。この二代目本庁舎の敷地が、現在も愛媛県庁として引き継がれている。

【三代目本庁舎】

図4　三代目本庁舎

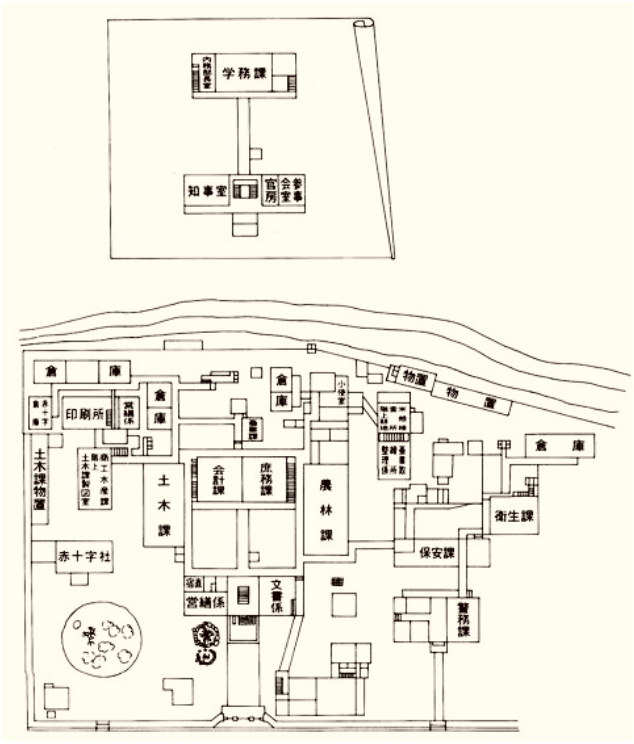

図5　三代目本庁舎解体時（昭和2年）の配置図

明治41（1908）年から42（1909）年に掛けて、二代目本庁舎が狭隘であるとして、増改築が行われ、完成した新築の三代目庁舎（図4）は、従前の平家建てに替わって、木造2階建て、本館75坪、玄関7坪5合、渡り廊下2階建て15坪、総計97坪5合で、間口15間、奥行き5間、高さ48尺の洋風建築であった。

特徴として、玄関下部はコリント式、上部はドーリア式のオーダーを使用し､外部の壁はドイツ式下見板張り、天井は新式打ち出しメタル張り、屋根瓦は耐火アスベストを用いていた。開庁当時は、玄関を入って東側に人民控室と受付室の2室、西は三つの応接室と町村吏員休憩室及び吏員宿直室とし、正面階段から上った2階は東側を知事室及び官房に区画、西は5間半に4間の参事会室に用い、東西の壁面には歴代13知事の肖像を掲げていた。その後、増築が行われ、解体時（図5）の昭和2年には、敷地一杯に拡がっていた。

第3節　愛媛県庁本館（四代目本庁舎）の建設

県庁舎改築の動きが出たのは、大正15（1926）年通常県会であった。大正16（1927）年度当初予算案審議の第一読会において、まず織田義一（政友会）が県庁舎改築の新規計画について質問し、更に松田喜三郎（政友本党）からも、不況対策に土木工事の施行を求めて師範学校の移転計画と県庁舎の改築が提案された。これに対し香坂知事は、郡役所廃止に伴う県吏員の増加のため商品陳列所の楼上、公会堂、県会議事堂まで県庁舎に利用し、狭い所で議事を開くのもやむを得ない状態で気の毒である、県当局としても庁舎改築の必要を認め、目下慎重に検討中であると答えた。

会期をわずか1日残した12月15日、県庁舎改築に関する意見書が提出された。提出者は先の松田喜三郎ほか、憲政会の宇和川濱蔵、政友会の村瀬武男・清家吉次郎といずれも各政派の中心議員で、29名の議員を賛成者に仕立て、丁寧にも財源措置を盛り込んだもので、異議なく確定議となり、知事あて送付された。翌日、通常県会は閉会となったが、その日に、県庁舎及び警察庁舎改築の件についての臨時県会の開会告示が発せられた。

大正15年（1926）12月19日、第105回臨時県会が開かれた。県庁舎及び警察庁舎建築に関する5議案が提出され、わずか2時間の一括審議で第一読会を終了、全議案は原案どおり異議なく読会を省略して確定議となった。主たる内容は、県庁舎が大正15年度から、警察庁舎が16年度（昭和2年度）からそれぞれ事業を開始し、同17年度（昭和3年度）に完成する予定の総額75万円の事業であった。参考書に示された両庁舎の建築費内訳は次のとおりである。

県庁舎（警察庁舎を除く）建築費内訳表

名称	構造の大要	員　数	単位	金　額
庁　舎	鉄筋コンクリート造地中階共4階建	延1,840坪	250円	460,000円
付属空堀		18	100	1,800
県会議場	木造3階建	425	125	53,125
付帯工事				8,867
諸設備費				42,334
監督費その他				28,104
旧建物整理費				10,747
計				604,977

警察庁舎建築費内訳表

名称	構造の大要	員　数	単位	金　額
庁　舎	鉄筋コンクリート造 地中階共４階建	延 400 坪	250円	100,000 円
付帯工事				4,433
諸設備費				21,166
監督費その他				14,051
旧建物整理費				5,373
計				145,023

表 1 庁舎建築費内訳表

提案理由の説明に立った香坂知事は、庁舎新築の理由を次のように述べた。第一に、庁舎の大部分は明治 11 年の建築で腐朽甚だしく､全体に旧態そのままで執務上、一般民衆の利便上甚だ不便であること、第二に、郡役所廃止によりにわかに庁員が増加して現庁舎で対応できず、公会堂、県会議事堂を事務室に充当して急場をしのいでいること、第三に、先日閉会の通常県会で改築意見書が満場一致で採択されており、その要望に応えたことなどであった。全体計画としては、現庁舎の位置に鉄筋コンクリートの新庁舎を建築し、別に商品陳列所（現庁舎の東側、楼上を県公会堂・県会議事堂として使用）の東の空地に木造仮議事堂を建築するとし、議事堂建築については本建築の希望をもって検討したが、財源その他の関係上困難なため当面仮議事堂を建て、本建築については第二期計画としたと説明していた。

こうした経緯から、愛媛県庁本庁舎は、現在まで、議事堂とは別棟となっている。

財源については、基金の繰り入れ、基金の運用、前年度繰越金及び国庫下渡金､旧建物売却代金を充てていた。このうち、最も多額を占めたのが特別会計「市町村立小学校及び公立実業補習学校教員恩給基金」の廃止に伴う基金繰り入れ、27 万 8,325 円であった。そのほか、他基金の運用 15 万 6,000 円、不用土地売払代 15 万円、前年度繰越金 13 万 1,505 円、国庫下渡金 2 万 4,170 円、旧建物売払代 1 万円となっていた。このうち国庫下渡金は、警察庁舎建築費予算高の 6 分の 1 が見込まれていた。いずれにしても一般会計からの持ち出しを極度に圧縮した苦心の財源捻出であった。

新築計画書によると、県庁舎の総延坪数 2,240 坪、有効坪数 1,613 坪余、うち地下室 554 坪、1 階 578 坪、2 階・3 階は各 554 坪であり、室の内訳は知事室・知事応接室・予備室・正庁・参事会室・会議室のほか、知事官房 4 室、内務部 24 室、学務部 7 室、警察部 15 室、雑 8 室であり、警察庁舎は県庁舎に包含されていた。なお、計画書の地階から 3 階は、実際には、1 階から 4 階として建築されている。

設計を担当したのは工学士木子七郎、構造担当は顧問工学博士内藤多仲であった。木子は、明治 44（1911）年東京帝国大学工科大学造家学科を卒業後、大阪に建築事務所を開設、主として関西方面で活躍した。松山出身の実業家新田長次郎の女婿となったことから松山地方で多くの近代建築を設計した。内藤は、明治 43 年（1910）年に東京帝国大学工科大学建築学科を卒業後、大正 2（1913）年から早稲田大学建築学科の教授を務め、関東大震災で、内藤が構造設計した耐震壁付鉄骨鉄筋コンクリート造の旧日本興業銀行本店（大正 12（1923）年竣工、現存せず）が無事だったことから、当時、既に構造設計の第一人者として知られていた。

昭和 2（1927）年 7 月、木子は内藤とともに来県し、設計書に基づき尾崎知事ら県当局者と協議を行ったが、技術上の問題から経費膨張は避けられない状態になった。「海南新聞」7 月 13 日付は、その額は 15 万円ないし 20 万円と見積もられ、その調達については、旧藩主久松・伊達・加藤の 3 家をはじめ、勝田銀次郎・新田長次郎・山下亀三郎など本県出身実業家や伊予鉄･別子鉱山会社、五十二・農工銀行からの寄付、県下各町村への分賦によるべしとの案があるとの報道をしていた。

その後の経過をみると、既定額 75 万円に加えて 5 回の参事会で 41 万 6,646 円を追加し、合計予算額は 116 万 6,646 円に膨れあがっている。なお総決算額をみると、30 万 1,086 円余の増加で、総事業費は 105 万 1,086 円余となっていた。このうち寄付金は 27 万 6,760 円で、残りは繰越金が充てられていた。追加費の使途は、電気・電話・給排水・昇降機・ガスなどの工事、門・庭園などの外構工事などであった。

建築工事に当たっては、昭和 2（1927）年 10 月 15 日入札通知を打電、同年 10 月 31 日、大倉土木株式会社、株式会社鴻池組、株式会社安藤組、合資会社銭高組、合名会社橋本組の 5 者により入札を執行したが、入札の結果は、辞退者があり、予定価格との差額が大きくて不調に終わったため、再度業者選定を追加して行い、同年 11 月 7 日、株式会社大林組、株式会社安藤組、大倉土木株式会社の 3 社により再執行し、株式会社安藤組が落札した。また、設備工事についても新築工事と同様にそれぞ

れ入札通知を打電し・入札し、施工業者が決定された。

なお、建築工事途中、設計変更や工期延長も行われているが、同年 11 月 11 日起工、地鎮祭は同年 12 月 16 日に行われ、昭和 4（1929）年 2 月 9 日に竣工した。

昭和 4（1929）年段階の各室の配置等、竣工時の建築概要については、第 2 章第 1 節を参照してほしい。

昭和 4（1929）年 4 月 19 日、春光注ぐ青空の下、白亜に輝く新県庁舎の落成式典が盛大に挙行された。午前 10 時から新庁舎本館屋上西側のバルコニーで神式による祭典、続いて 11 時から同所において 700 余名の来賓列席のなか、落成式があげられた。工事報告、市村知事式辞、田中首相（斎藤内務部長代読）・望月内相（坂内務書記官代読）、山下徳島県知事ら来賓祝辞、祝電披露など滞りなく進行した。式後、仮議事堂階上及び旧本舎階上から撒餅を行った後、新館屋上東側バルコニーにおいて祝賀会が開かれ、余興として南宇和郡家串の荒獅子舞、宇和島青年団の八つ鹿踊り、生石青年団の万歳、松山芸妓の手踊りが演じられた。また一般県民のためには、商品陳列所前の舞台で先の芸能が続いて演ぜられたほか、仮議事堂前の土俵で青年角力が行われ、十重二十重に観衆が人山を築き非常な盛況であった。新県庁舎は 4 月 21 日から 3 日間、終日一般に公開され、各室では各課がそれぞれ趣向をこらした県勢展覧会を開催、これまた連日人波があふれたと報ぜられた。

工事の概要報告によると、建坪数は、庁舎 2,648 坪であり、県会仮議事堂 408 坪と併せて、その工費 102 万 2,424 円、使用した延人員は 6 万 2,483 人であった。建物の主要な構造は鉄筋コンクリート造である。中央に鉄骨造のドームを冠した鉄骨鉄筋コンクリート造の塔を配し、総体を左右対称の比翼の形にまとめ、正面の車寄せから広い階段で直接 2 階ロビーに達し、ロビーから更に白い大理石の階段が配され、踊り場から左右に分かれて 3 階の貴賓室、4 階の正庁に導かれるなど全体に荘重なデザインにまとめられている。また、外部の窓まわりや車寄せにはギリシャ風のアカンサスの葉が細部意匠として取り入れられ、内部正庁など儀典室には柱から柱へ美しいアーチの垂れ壁が重畳して架構されている。関東大震災を経た当時の最新の耐震・耐火構造であった鉄筋コンクリート造としながら、古典的技法を踏まえて、折衷主義による豊かな装飾を施したものである。

県下では、大正後期以降、同じく木子七郎設計になる久松家別邸（萬翠荘・現県立美術館分館）・石崎汽船本社や、越智中学校（現今治南高校）本館（現存せず）、今治ラジウム温泉など鉄筋コンクリート造りの建造物が生まれてくるが、壮大な規模、デザインなどあらゆる点において、この県庁舎は、愛媛を代表する近代洋風建築であると言えよう。

脚注

参考文献

愛媛の近代洋風建築（昭和 58 年 3 月）　(社)日本建築学会四国支部編

愛媛県史　近代上（昭和 61 年 3 月）　愛媛県史編さん委員会編集

愛媛県史　近代下（昭和 63 年 2 月）　愛媛県史編さん委員会編集

愛媛県史　県　政（昭和 63 年 11 月）　愛媛県史編さん委員会編集

愛媛県庁本館建築記録（平成 6 年 3 月）　発行　愛媛県

愛媛県の近代化遺産（平成 25 年 3 月）　愛媛県教育委員会

「愛媛県政ノート」（平成 8 年）　高須賀康生、愛媛文化双書

海南新聞　昭和 2 年 7 月 13 日付け　愛媛県立図書館蔵

出典

図 1　「温泉郡地理図誌稿」　愛媛県立図書館蔵

図 2　愛媛県議会資料

図 3　「愛媛県議会史」第 1 巻

図 4　愛媛県議会資料

図 5　「県庁建築関係雑書」　愛媛県庁蔵

表 1　「愛媛県議会史」第 4 巻

愛媛県庁舎関連新聞記事目録

愛媛県庁舎は、木子七郎を設計主任、内藤多仲を顧問に委嘱して設計が行われ、既に紹介した通り、県からは建築技師として戸村秀雄が関わったことが分かっている。

設計時の時代把握のため、愛媛県の地元紙である海南新聞（現：愛媛新聞）の調査を行ったところ、改築のため臨時議会が開かれたことや、設計時に協議があったこと、落成式の様子、天皇陛下が行幸で県庁舎に来られたことが、紙面に詳細に掲載されており、当時より愛媛県庁舎をとりまく出来事に、県民の関心が高かったことが伺える。

ここでは、愛媛県立図書館に所蔵されている海南新聞、伊予新報より、愛媛県庁舎に関連する記事を次の４つに分類し掲載する。

・臨時県会　…　大正15年
・設計・施工　…　昭和 2年
・落成式　…　昭和 4年
・天皇陛下行幸　…　昭和25年、昭和28年

愛媛縣廳舍新築設計主任木子七郎氏（向つて左）と同顧問内藤多仲氏（向つて右）…十二日縣廳にて撮す…

木子氏の製作になる
設計書に就き協議
經費膨張問題で當局頗を惱ます
近く知事が最後の決定を與へむ
縣廳舍新築の第一歩

写真（左：木子七郎、右：内藤多仲）

海南新聞

少女畫報

海南新聞　昭和2年7月13日

年号	新聞日付 (県史日付)	参考資料	概要	備考	分類
大正15年 (昭和元年)	12月8日	海南新聞	松田喜三郎(政友本党)から、不況対策に土木工事の施行を求めて師範学校の移転計画と県庁舎の改築が提案された。香坂知事が、県当局としても庁舎改築の必要を認め、目下慎重に検討中であると答え、にわかに県庁舎の改築問題が脚光を浴びることとなった。		臨時県会
	12月14日	海南新聞	警官優遇と庁舎改築 大正12年度以来、財政難で警察庁舎の改築・新築がない。		
	12月16日	海南新聞	意見書と建議書 明治初年建築の県庁舎は、不朽甚だしく、狭隘を極め、会議を開くにもその席がなく県政の執り行いに不便である。改築のため臨時県会の招集を望む。提出者:松田喜三郎他3名、賛成者:28名。		
	12月20日	海南新聞	大正15年12月19日、臨時県会にて県庁舎の改築が決定される。 予算75万円。臨時県会議事〇興に、建築技師 戸村秀雄。	※〇部分は読めない。	
	12月21日	海南新聞	県庁舎の設計主任として、木子七郎工学博士。 顧問に本田多仲(後に内藤多仲と訂正)を委嘱。		
	12月25日	海南新聞	仮議事堂の設計急ぐ。仮議事堂は大正16年4月に建築完了予定。 本庁舎の竣工は、大正17年10月あるいは11月の予定。		
昭和2年	(5月17日)	県史	尾崎勇次郎が愛媛県知事に就任。(前任知事 香坂昌康)		設計・施工
	7月6日	海南新聞	県庁舎の設計書が4日に調整済みとなった。廃舎の移転終了次第、工事に着手の予定。明年の秋御大典までに完成したい。		
	7月13日	海南新聞	木子は内藤とともに11日、12日に来庁。設計書に基づき尾崎知事ら県当局者と協議を行ったが、技術上の問題から経費膨張は避けられない状態になった。その額は、15万円ないしは20万円と見積もられる。写真掲載。	木子七郎・内藤多仲の写真あり	
	7月27日	(海南新聞)	愛媛県市町村会における尾崎知事の訓示。		
	8月6日	(海南新聞)	前知事香坂知事に関する社説の掲載。		
	8月7日	(海南新聞)	県議事堂の写真掲載。		
	8月12日	-	県庁舎の新築設計図が完成。尾崎知事が県庁担当の各新聞記者を集め、知事室で閲覧の場を設けた。木子七郎設計主任の手許で設計中。 竣工時期は、最初は来年秋御大典であったが、多少の遅延が免れない。		
-	-	(5回の参事会)	その後の経過をみると、既定額75万円に加えて5回の参事会で41万6,646円を追加し、合計予算額は116万6,646円に膨れあがっている。なお総決算額をみると、30万1,086円余の増加で、総事業費は105万1,086円余となっていた。このうち寄付金は27万6,760円で、残りは繰越金が充てられていた。 追加費の使途は、電気・電話・給排水・昇降機・ガスなどの工事、門・庭園などの外構工事などであった。		
昭和3年	(5月25日)	県史	尾崎勇次郎が新潟県知事に転出。(後任知事 市村慶三)		
昭和4年	3月3日	海南新聞	県庁舎の落成式が4月12日と内定。13日が県庁内の落成祝賀会。14日から3日間、一般県民に庁舎公開。		落成式
	4月6日	海南新聞	市村知事の東京土産話、県庁舎落成式には、望月内務大臣が来る。		
	4月9日	海南新聞	新庁舎の落成祝は、19日から23日まで、5日間に渡って行うことになった。19日は各市町村長、県会議員、各官800名の落成式、20日は祝賀会、以降3日間は一般に公開する。		
	4月14日	海南新聞	県庁舎落成式に松山市内で催しを設けるか協議中。		
	4月18日	海南新聞	各課、県勢展に向けた準備の様子が掲載。 保安課、文書課、統計課、営繕課、社会課、耕地課。		
	4月19日	海南新聞	落成の式典。参列の名士次々と松山へ集まる。各課の配置。 構造:鉄筋コンクリート4階建、ただし中央部鉄骨コンクリートの記載。		
	4月20日	海南新聞	県庁舎落成式。800名の来賓が一堂で歓びを分かつ。 屋上の大天幕張において開かれ、市村知事の挨拶に秋山好古大将が来賓を代表して謝辞を述べ、宴に入る。		

年号	新聞日付 （県史日付）	参考資料	概要	備考	分類
昭和4年	同上	海南新聞	19日落成式の様子。ダンジリのかき出しがあった松山市内。写真掲載。		落成式
	4月21日	海南新聞	20日祝賀会の様子。新庁舎への移転は、展覧会後に直ちに行われるが、完了は月末になるといわれる。		
	同上	海南新聞	県庁舎への悪戯あり。		
	4月22日	海南新聞	21日県勢展へ流れ込む人波。入場者2～3万人。		
	4月23日	海南新聞	新庁舎への移転完了は27、28日。電話開通は5月3日頃。		
	4月24日	海南新聞	熱心な観覧者に動かされ、県勢展が1日延びる。（24日まで）		
	4月26日	海南新聞	県勢展覧会の成功についての知事感想談。 25、26日で片付け。27、28日に引越、29日の天長節は正庁で迎えたい。		
昭和25年	3月19日	愛媛新聞 昭和25年 愛媛県行幸記念誌	天皇陛下御来県。18日御来庁。写真掲載。		天皇行幸
昭和28年	10月21日	愛媛新聞	迎賓館（萬翠荘）にて、両陛下のお迎えの準備成る。		
	10月22日	愛媛新聞	秋の国体22日開幕。21日、松山駅に降り立つ両陛下の写真掲載。		
	10月23日	愛媛新聞	22日に開幕した秋季国体。両陛下の写真掲載。		
	10月27日	愛媛新聞	県庁前の写真掲載。		

第二章

第一節　本館新築時の建築概要

ここでは本館新築時の建築概要として、保存されている設計図書等工事関係資料に基づき、構造規模、平面、仕様等の概要について述べるものとし、平面構成や意匠の特徴、詳細については別章にて後述する。

（1）建築様式

竣工後に作成された庁内文書である「愛媛縣廳舎建築概要」（資料１、以下「建築概要」という。）には、新築工事に関する諸元、各部仕様、設備等の概要が簡潔にまとめられているが、各部仕様の冒頭に「建築様式」として「近世式４階建鉄筋「コンクリート」造ニシテ専ラ主体美ノ表現ニ努メテ簡単利便ヲ旨トシ耐震耐火実用的要件ヲ具備スルヲ以テ主眼トセリ」と記され、当時の建築コンセプトが主体美と実用性の確保であったことがうかがえる。

（注）「建築概要」の作成時期は不明であるが、附属建物である倉庫について、「起工昭和４年12月28日、竣功昭和５年４月30日」の記載があることから、この頃以降であると推測できる。

（2）構造規模等

「建築概要」による本館の構造規模等の概要は次のとおりであり、面積等は工事着工時の設計図書の一部である「愛媛縣廳舎新築工事設計仕様書」に一致する。また、今回、実測調査を実施し設計図通りの寸法、規模であることが確認できた。

○敷地　　面積　7,082.35坪
○構造　　鉄筋コンクリート造４階建
（注：詳細には、鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造４階塔屋１階建）

○総建坪数	636.334坪	(2,103.58㎡)
○同延坪数	2,545.325坪	(8,414.30㎡)
内　車寄	22.194坪	(2,030.21㎡)
１階	614.140坪	(2,030.21㎡)
２階	614.140坪	(2,030.21㎡)
３階	609.550坪	(2,015.04㎡)
４階	609.550坪	(2,015.04㎡)
階段塔２カ所	22.5坪	(74.38㎡)
浄水タンク２基	7.5坪	(24.79㎡)
エレベーター塔	3坪	(9.91㎡)
屋上塔	35.196坪	(116.35㎡)
塔屋下部物置	7.555坪	(24.97㎡)

○幅員　　正面　261尺（79.09m）
　　側面　140尺（42.42m）
○高さ　　一般パラペット峠迄　60尺8寸（18.42m）
　　塔屋屋根頂迄　107尺5寸（32.57m）
（注　1坪=3.30579㎡、1尺=0.30303m換算少数点第３位切捨て）

○付属建物
　仮議事堂、衛生試験場及肥料検査所、倉庫及廊下、自動車車庫２棟　（注　棟別内訳省略）
　・総建坪数　383.28坪（1,267.04㎡）
　・同延坪数　769.14坪（2,542.61㎡）
　その他健康保健所の移転模様替えあり
○建築総工費　金1,024,095円
○建築従業各職工延人員　65,483人
○起工及竣功　（注　付属建分物省略）
　・本廳舎　起工　昭和２年11月11日
　　地鎮祭　昭和２年12月16日
　　竣功　昭和４年４月30日

（3）工事施工者等

工事は庁舎新築工事（建築主体工事、付属建物の衛生試験場を含む）のほか、電気設備工事、衛生設備工事、エレベーター設備工事、装飾工事（カーテン、敷物等）、家具工事、電灯器具取付工事、外構工事等、多くの工事に分割発注され、コンクリート用のセメントは県が支給した。資料２の一覧表に保存資料（注1）で把握できる発注状況を整理したが、本館関係の主要工事の施工業者等は次の表のとおりであり、主体工事の㈱安藤組は大阪支店が担当した。

「建築概要」による建築総工費1,024,095円のうち、保存資料から把握できる建物本体分（附属建物の衛生試験場分を含む）としては、主体工事が570,454円（注2）のほか、合わせて約82万円であるが、全ての工費内訳はまだ確認できていない。なお、エレベーター設置をはじめ、一部工事は本館竣工後（昭和４年５月以降）に実施している。

表１　本館関係主要工事一覧表

工事区分	請負者	工期	工事費（円） 変更追加共
主体工事	㈱安藤組 （東京市）	S2.11.11～ S 4.3.10	570,454.00
電気設備	内田商事㈱ （東京市）	S 3.2.17～ S 4.3.31	92,519.00
衛生設備	㈱須賀商会 （大阪市）	S 2.28～ S 4.3.31	30,967.70
エレベーター設備	日本エレベーター製造㈱（大阪市）	S 4.3.1～ S 4.8.5	9,056.10
装飾工事 （絨毯等）	㈱高島屋呉服店（大阪市）	S 4.3.10～ S 4.3.31	26,857.00

電灯器具取付工事	内田商事㈱大阪支店	S 4.3.10～S 4.3.31	10,000.00
家具工事	合資会社清水製作所（大阪市）	S 4.3.14～S 4.3.31	18,600.00
セメント供給	浅野セメント㈱	契約 S2.11.30	46,680.00
その他本館５工事	伊予鉄道電気㈱ほか	電気引込門、柵等	14,588.00
以上　計			819,730.80
その他判明工事	仮議事堂等18工事分	S 2.7.31～S 5.5.21	87,286.00
設計監理	木子七郎 内藤多仲		18,000.00
その他不明分			99,078.20
総事業費			1,024,095円

（4）平面

保存されている「愛媛縣廳舎新築工事設計圖」（墨書き、㈱安藤組、支配人安藤清太郎代理の松丸盛一郎（大阪支店長）の押印、捺印あり、壱～四四の番号入り（一部番号なし））のうちの平面図（資料３）とは別に、平面図が保存されており、後者の図面に記載された部屋名は「建築概要」や竣工を伝える新聞記事に一致することから、竣工時又はその後に作成された図面であると思われる。

この二つの平面図を比較すると、３、４階については間仕切り壁位置の変更はなく、ごく一部の部屋（課）名変更程度であるが、１、２階については小規模な管理関係諸室を中心に間仕切り壁位置及び部屋名の変更がある。

なお、安藤組の記名、押印のある「愛媛縣廳舎新築工事設計圖」であるが、玄関天井の石膏製天井飾りや建具デザインなど、竣工時の意匠とは微妙に異なっていることから、所謂「竣工図」ではなく、あくまで「設計図」であり、このことについては第２節でも述べる。

以下に「建築概要」記載の部屋名（原文表記のとおり、部屋名の後ろの数字は１室以外の部屋数）、と昭和４年の竣工時の平面図を示す。

○　１階

土木調査室２、変電室、電気工夫室、充電室、電話交換及電話宿直室、警察部小使室及警察部宿直室、電気技術員室、謄寫室、浴室、売店、調理室、湯沸場、セメント試験室、エレベーター室、土木出張所、赤十字社支部事務室３、道路工夫室、入札室、請負人控室、製本室、度量衡事務室、度量衡検定室、天秤室、耕地課、フィルム検査室、自転車置場、配膳室、食堂

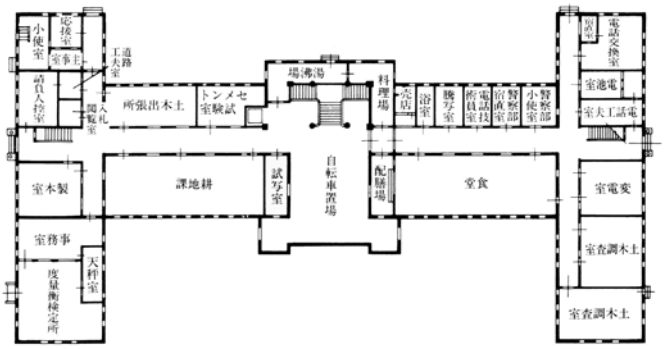

図1　昭和４年当時の１階平面図（「愛媛県史」より）

○　２階

警察部長室、警察部長應接室、高等課、刑事課、鑑識室、便所２、特高課、保安課、新聞記者室（番町クラブ）、文書課、宿直室、赤十字社支部室、小使室、土木課、土木課別室、会計課、控室、文金庫室、廣間、玄関、車寄、警務課、工場課

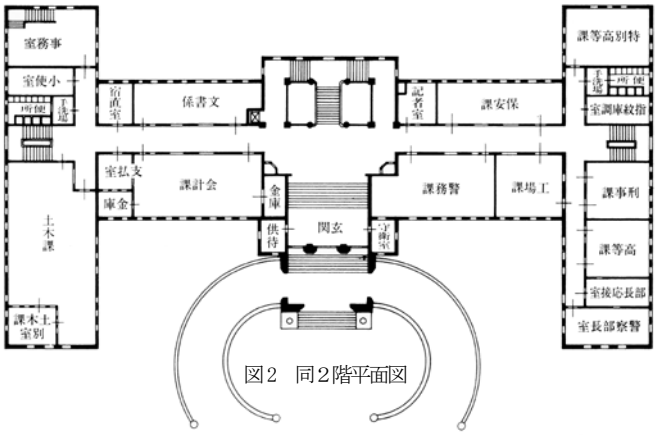

図2　同２階平面図

○　３階

貴賓室、知事室、知事應接室、内務部長室、内務部長應接室、地方課、救済会室、便所２、穀物検査室、衛生課、廣間、営繕係室、貴賓便所、赤十字社会議室、知事官房、秘書課、参事会室、統計課、庶務課

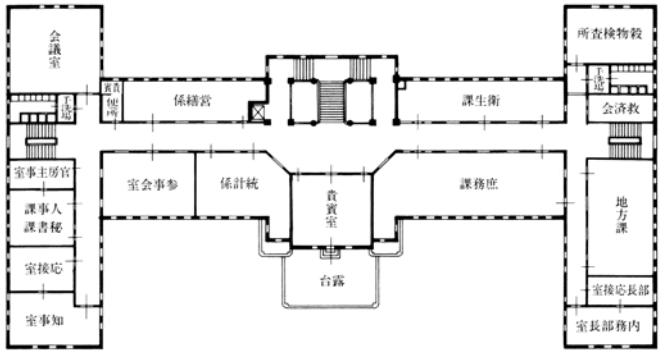

図3　同３階平面図

○　4階

正廳、學務部長、學務部長應接室、社寺兵事課、社会課、學校衛生技師、蚕業取締所、社会兼工場課長、高等官食堂、階段室、蚕糸課２、水産課、農商課長、農商課、林務課、教育課、便所

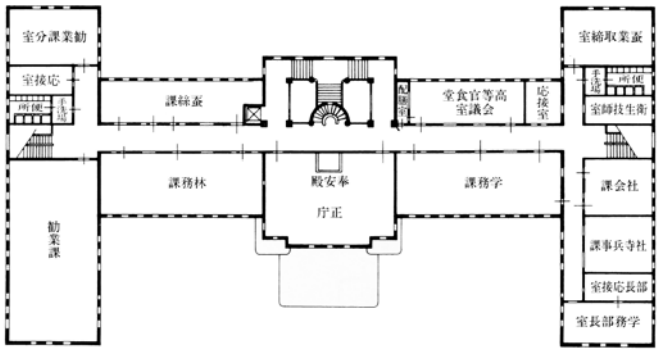

図4　同4階平面図

○　塔屋階

塔屋会議室、エレベーター機械室、青写真室２、塔屋下物置

（5）仕様等

「建築概要」には、先に紹介した「建築様式」のほか、躯体や各部仕様の概要が次のとおり記されている（原文のまま抜粋）。なお、最後の「設備一般」の中身は緞帳、カーテン類のことである。

○建築様式

近世式4階建鉄筋「コンクリート」造ニシテ専ラ主体美ノ表現ニ努メテ簡単利便ヲ旨トシ耐震耐火実用的要件ヲ具備スルヲ以テ主眼トセリ

○構造ノ大要

基礎建物地盤線以下平均6尺掘下ゲ柱下一般壁下共鉄筋「コンクリート」トシ布基礎を形成ス

○壁体及柱

外壁全体及主要ノ間壁、荷受柱、柱形等ハ鉄筋「コンクリート」造リ其他ノ間仕切壁体ハ木骨組漆喰壁トス

○屋根

鉄筋「コンクリート」造陸屋根トシ　防水層3層ノ上防水「モルタル」塗尺角石目地切ヲ以テ表装シ　塔屋会議室ノ屋根ハ鉄骨銅板張リトシ中央階段ノ屋根ハ「ステインドグラス」張リトシ　廣間ノ採光ヲ充分トシ天井ノ美觀ヲ添タリ

○外壁外面ノ上装

正面及側廻リハ総テ２階窓台以下ヲ本縣産（大島石）花崗石張リ□出シ仕上トシ　其ノ上部ハ人造擬石塗リ鑿叩キトセリ　車寄柱形車蛇腹共本縣産大島石ヲ以テ彫刻ス

○内部壁

２階廣間腰壁及階段手摺腰羽目等ハ天然大理石張リトシ　正廳貴賓室知事室□ハ腰羽目板張リニス塗リトシ壁ハ「コルク」吹キ付ノ上「ペーパー」掛ケペンキ塗リ拭取仕上ゲ金箔置キトシ　便所洗面所ハ腰廻リ白色釉掛五寸角「タイル」張リ　一般ノ事務室ハ腰廻リ「ストンテックスペンキ」塗リ上部下地大連「ドロマイト」上塗リ水性ペンキ仕上トス

○床

正面車寄玄関及廣間ハ尺角ノ大理石張リトシ　玄関階段ハ本縣産大島花崗石使用シ　各階ノ通リ廊下ハ人造石塗リ研ギ出シ仕上ゲ　正廳及貴賓室ハ栖材ノ寄木張リトシ　尚ヲ貴賓室及知事室ハ中央ニ毛切絨氈ヲ敷ク　各部長室及應接室ハ凡テ絨氈敷キトシ　其他ノ一般事務室ハ「リグノイド」目地切リ塗リトス　注4）

○天井

正面玄関正廳貴賓室等ノ天井（蛇腹及中心飾）彫刻ハ石膏製トシ　其他ノ一般事務室廊下等ハ下地大連「ドロマイト」塗リトシ水性ペンキヲ以て上塗リス

○建具造作

外壁ニ面スル窓出合何レモ「スティールサッシュ」及「スチールドアー」ヲ使用シ　貴賓室知事室應接室ハチーク柾伐　鏡板ハ「マホガニー」五枚矧ベニヤ板嵌め周囲「モルディング」及定規縁共□出シ正廳入口両開キ「パネルドアー」米桧製トシ　其他ノ各事務室出入リ口ハ腰唐戸米桧製トシ　欄間硝子戸建トス

○設備一般

窓掛緞張正廳御真影奉安所及貴賓室窓緞張ハ表地西陣絹緞子裏地絹朱子上飾リ「ビロード」模様入トシ白羽二重ノ「カアテン」ヲ配ス　知事室各部長室仝應接室参事会室高等官食堂等ニハ総テ西陣織ノ緞帳ヲ掛ケ　其他ノ一般事務室ノ南面及東西両面ノ窓ニハ布製淡黄色ノ「ブラインド」ヲ取付ケタリ

各部の仕上げについては、発注時の設計図書である内訳明細書 注5）及び変更時の内訳明細書 注6）に基づき作成した外部仕上表（資料4）、内部新旧仕上表（資料5）及び資料7の主要室仕上表に整理した。本節の「3．保存状況について」において現状仕上げを当初との比較も交えて述べるので、ここでは各部概要を示した。

（i）外部仕上げ

①　屋根

一般陸屋根部はアスファルト防水、防水押えコンクリートのうえ、鉄網入りセメントブロック敷き、車寄せ屋上は貴賓室から出入りできるベランダでもあり仕上げはタイル敷きであった。半球状の塔屋屋根については、当初設計の防水剤入り人造石洗出し仕上げが設計変更により銅板張りとなった。

② 外壁

正面、側面及び両翼部北面の２階窓下までが、瘤出し仕上げの大島産花崗岩張り、その上部及び塔屋部は人造石洗出し仕上げであり、敷地南の道路からは見えない北面の凹部については、内訳明細書では、腰部が人造石洗出し仕上げ、上部はモルタル刷毛引き塗り石目地入り仕上げとグレードを落とした仕上げとしていた。

外壁の出入り口額縁や一部窓額縁については、彫刻、モールディング装飾が外壁仕上げに応じて花崗岩、人造石洗出しにより施されているほか、出入り口庇も人造石洗出し彫刻付き、巾木は花崗岩繰形付きである。

③ 車寄せ

玄関車寄せについては、壁は全て花崗岩張りであるが、内訳書では内外で仕様が異なっている。天井は白漆喰塗りペンキ仕上げで、天井蛇腹モールディングの石膏彫刻や石膏薄肉彫刻中心飾の貼り付け等内部玄関・ホールと同様の仕上げとなっている。

④ 外部建具その他

外部建具について、正面玄関の折畳戸は木製骨組、指定製作所製の張冠せ彫刻付ブロンズ鍍金仕上げ、青銅ブロンズ色塗り仕上げで、東西北出入口はスチールパネルドアー青銅ブロンズ色仕上げ、窓はスティールサッシュ、ペイント４回塗り仕上げとなっている。

樋類は銅製であるが、竪樋の地上1.8mはガス管銅色塗り仕上げである。

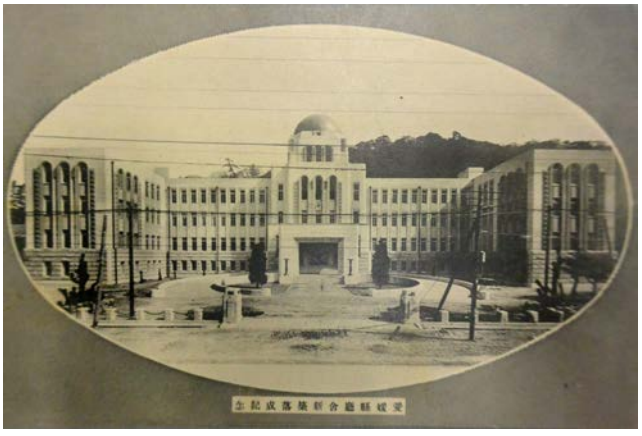

図5 愛媛県庁舎新築落成式配布記念品郵便はがき（正面外観）

竣工当時の姿を伝える写真はほとんどないが、落成式配布記念の郵便はがき５枚組が残されている。

（ⅱ）内部仕上げ

① 玄関・ホール・中央階段

玄関は、床、階段石が花崗岩（当初設計の大理石から変更）、巾木、腰壁は大理石貼り（大理石は全てイタリア産）、上部壁、天井は白漆喰仕上げで天井蛇腹にはモールディング付き石膏彫刻の装飾が施された。

階段を上がったホール（広間）は床が市松模様の大理石に変わるが、腰壁、上部壁、天井仕上げ等は玄関と同じである。他階のホールは、１、３、４階は床、腰壁が人造石研ぎ出し、壁・天井はドロマイト塗り水性ペンキである。

吹き抜けとなる中央階段については、上部壁の白漆喰又はドロマイト塗り水性ペンキ仕上げ、階段裏の白漆喰塗りで共通であるが、階段床、手摺、腰壁は階により仕上げ材料を使い分けており、玄関である２階ホールから貴賓室、知事室のある３階までと、３、４階間の踊場床までは豪華な大理石仕上げであるが、踊場から４階へは階段、手摺とも比較的安価な人造石研出しに変わり、また２階から１階に降りる階段仕上げも人造石としており、経済性を考慮したものとなっている。（中央階段仕上表（資料６参照））

図6 愛媛県庁舎新築落成式配布記念品郵便はがき（玄関及びホール）

② 廊下・階段（東・西）

廊下は床、巾木、腰壁が人造石研出し、上部壁、天井（アーチ形梁とも）がドロマイト塗り水性ペンキ仕上げで各階共通であり、２階廊下の中央が玄関ホールとして仕上げが異なるだけである。

東西階段は、床（踏板、蹴込）、巾木、腰壁（手摺立上り壁共）は廊下同様の人造石研出仕上げ、上部壁、天井（階段裏）はドロマイト塗り水性ペンキ仕上げである。

③ 貴賓室、知事室、正庁

最も重要な部屋である３階の貴賓室、知事室・知事応接室及び４階の正庁の内装は、梁、天井の石膏彫刻のモールディング装飾など特別なしつらえとなっており、中でも貴賓室、正庁は皇族へのお接待、儀式に使用する部屋で装飾も多く一段と豪華、壮麗である。また、正庁には台座、柱、天蓋を有する玉座が設けられていた。

床仕上げについては、保存資料間で食い違いがあり、内訳

明細書では貴賓室等は寄木張りであるが、本工事とは別に装飾工事（床敷物）が発注され、「建築概要」では「正廳及貴賓室ハ栖材ノ寄木張リトシ　尚ヲ貴賓室及知事室ハ中央ニ毛切絨氈ヲ敷ク」と紹介されているが、竣工時の写真では、貴賓室、正庁とも全面絨毯敷に見える。このことについては、保存状態調査報告において後述する。

図7　愛媛県庁舎新築落成式配布記念品郵便はがき（貴賓室）

図8　愛媛県庁舎新築落成式配布記念品郵便はがき（知事室）

図9　愛媛県庁舎新築落成式配布記念品郵便はがき（正庁）

④　参事会室、部長室

参事会は県会の代理機関として議決権の一部を委任された機関であり、参事会室（現知事会議室）は内務、警察、学務の３部長室・同応接室とともに、知事室等に次ぐ高級仕様である。特に参事会室には、天井・梁には蛇腹、モールディングに石膏彫刻が貼り付けられた。

⑤　執務室

執務室は、床、巾木について、内訳書明細書ではユーボリス塗り、設計変更でコンベス塗りとなったが、「建築概要」ではリグノイド目地切り塗りと紹介されている。いずれにしても塗床材の商品名と思われ、設計内訳書では左官工事や塗師工事には含まれずユーボリス工事という独立した工種であった。その他、腰壁がモルタル塗りストンテックス仕上げ、上部壁、天井（梁型共）がドロマイト水性ペンキ仕上げである。

（6）設備概要

設備は、エレベーター設備、水洗便所のための浄化槽設備など当時としては最新設備や庁舎ならではの登退廳標示灯や伝鈴設備を備えたものであり、「建築概要」には、以下の設備概要が示されているので原文のまま抜粋する。

○「リフト」

１階調理所ヨリ４階食堂ニ通シ配膳用ニ使用シ積載重量正味10貫ヲ有ス　押釦ニ依ル自動式ニシテ１馬力電動機二依リ運轉セラレ　合圖ハ「ベル」ニ依ル

○暖房設備

室内暖房ハ電圧200「ヴォルト」放熱式暖房器　1「キロワット」70台　別□唐草式暖房器　3「キロワット」５台　5「キロワット」５台計170台ヲ廳舎各室ニ配備シ華氏60度以上ノ温度ヲタモタレム

○給水設備

屋上に75石入リノ「タンク」２個ヲ設置シ　東京芝浦製作所ニ依ル５馬力電動機直結渦港喞筒ニ依リ吸上ゲ廳内飲料水及散水洗面所便所ニ給水シ　将来ハ市設水道ノ完成ト共ニ其ノ幹線ニ連結シ得ル様設備セリ

○排水設備

各階水洗便所其他ノ汚水ヲ屋外裏庭ニ設置セム一ヶ所ノ自然浄化槽中ニ導キ衛生上無害ナル者ニ浄化　尚薬品ヲ点滴シタ後チ下水ニ放流サルル者トス

○衛生設備

大小小便器手洗器洗面器等ハ何レモ白色陶器製トシ　便所ハ何レモ水洗式トス

○電灯設備

各室ニハ各々入口ニ「ガングスウィッチ」ヲ設ケ必要ニ應ジ点灯シ得ルモノトス　貴賓室食堂知事室各部長室應接室参事会室玄関等ハ特殊

ノ設計ニ依ル「シャンデリヤ」ヲ使用シ　各課内ニハ室の大小ニ依リ８吋乃至12吋ノ「トロジャリヤ」ヲ設置セリ

〇変電設備

壱階裏入口ニ設ケ電灯用及湯沸用トシテ 25「キロワット」２台　動力用トシテ 25「キロワット」３台及電気暖房用トシテ 250「キロワット」３台　其ノ他豫備トシテ 25「キロワット」１台を設備シ室内配電盤ニ依リテ各所要個所ニ送電ス

〇電話設備

内務部警察部ノ２ツニ区別セリ　内務部ハ私設共電式３座席複式交換機１台ヲ設備シ局線10回線ヲ収容シ私設線130回線トシ140回線ノ交換通話シ得ル装置トセリ

警察部専用電話ハ共電式磁石式併用２座席交換機１台ヲ設備シ廳内線50回線（共電式）市内及近距離線80回線（磁石式）遠距離線20回線（磁石式）ヲ収容シ150回線ノ交換通話シ得ル装置トセリ

〇電鈴設備

知事ヨリ各課ニ通ジ各部長ヨリ所属課ニ通ズル内窓表示式「ブザー」ノ外　関係各所ヲ連絡スル電鈴及「ブザー」ヲ設置ス

〇登退廳標示灯

知事各部長ノ登退廳ヲ「ラムプ」ニ依リ各課ニ標示セシムル装置ヲナス　外各課長ノ座席ニ押釦ヲ置キ其ノ開閉ニ依ッテ各課長ノ在否ヲ知事及所属部長室に電灯ヲ以チ標示ス

〇電気時計

「スイッフルインダクター」會社製ニシテ親時計１個ヲ２階玄関正面ニ設備シ子時計75個各室ニ配置ス　親時計ハ据置型ニシテ「スワインディング」ハ自動及手動巻上装置ニシテ廳内各室ノ子時計ハ一定ニ時間ヲ示シ自動的ニ登退廳及正午ノ「サイレン」ヲ報ズ

〇避雷針

屋上３ヶ所ニ配置シ□ヲ集合シテ２ヶ所ノ地中板ニ放電ス

〇消火設備

押釦式自動消火栓設備トス即チ各階ニ２ヶ所計８ヶ所ノ消火栓ト相並ンデ装置セル押釦「スイッチ」ニ依リ別室「ポンプ」室ニ設置セル東京芝浦製10馬力直続「タピンポンプ」ヲ動カシ各消火栓箱内ニ取付ケアル20尺２本ノ「ホース」ニ依リ放水スルモノトス　其他薬品ニ依ル消火器10個ヲ各所ニ配置セリ

〇エレベーター

１階ヨリ４階ニ通ズ明電舎製10馬力用「モーター」ニ依リ運轉ス　積載量1,500封、速度毎分150呎トス　機械ハ日本「エレベーター」會社製トス

〇瓦斯設備

湯沸用トシテ電気湯沸ノ補助トシテ使用スルノ外風呂場及「セメント」衛生試験室試験用トシテ設備ス

注1）県庁舎建築工事綴３分冊１～３（県庁総務管理課保存）

注2）株式会社安藤組「工事請負経歴書（自明治29年2月　至昭和20年7月）によると「571,054円」

注3）セメント供給は、12,000樽（17kg/樽）の契約

注4）正面車寄玄関の床大理石張りは花崗岩張りに変更されている。ただし設計変更（請負費変更）の対象になったのは玄関のみ。

注5）「愛媛懸廳舎新築工事材料内訳明細書」（愛媛県）、「愛媛懸廳舎新築工事内訳明細書」（安藤組）

注6）昭和３年２月15日、昭和３年５月26日付けの変更及び昭和４年２月12日付けの追加工事（別途工事）

第２節　保存状況概要について

前面の一番町の電車通りに立って見える愛媛県庁本館は、愛媛県の政治の中心の建物として、松山城の建つ勝山の緑を背にそびえ立っている。頂部に銅板葺きの半球状のドームを乗せた主塔を軸に、左右対称を強調した比翼として明快にまとめられている。正面の石段を登り車寄せを潜り、重厚な鉄扉を開いてもう一度階段を登ると、直接２階のロビーに入る。ここは白黒の大理石を市松模様に敷き詰めた床の先に階段があり、正面踊場にはステンドグラスが設けられ、手摺の白の大理石と吹き放ちの縦横に走る柱・梁で空間が占められている。左右の廊下を覗き見ると、アーチ状の梁が幾重にも重なって見える。荘重で権威ある愛媛県の最上級官庁にふさわしい構えとなっている。

昭和４(1929)年に建築されて今年で88年、米寿を迎えた県庁本館も、この間に経年劣化による補修、組織改編や使用用途変更に伴う改築、空調など設備の充実による配管・配線の追加や、ＯＡ化の必要に応じた床上げなど、いろいろな改修が繰り返し行われてきた。外部や内部の主要部分について、具体的にどのようは補修や改築が行われ、当初部材や仕上げがどこにどのように残っているか調査を行った。

図１　県庁本館全景

（１）外部

外壁は、地盤面から２階の窓下までが瘤出し仕上げの花崗岩貼りで、それより上部は人造石洗い出し仕上げとなっている。また、車寄せから玄関にかけてはすべて花崗岩仕上げで、柱型や軒の蛇腹は花崗岩の彫刻で飾られている。主塔頂部の半球状のドーム屋根は、先述の通り銅板一文字吹きで、現在では緑青で覆われ、モノトーンの外観の中、形・色ともひときわ目立つ存在となっている。外部に面する建具は、シルバー色のアルミサッシで縦軸回転式の障子がはめ込まれている。

図２　外壁(左)と車寄せ

建築住宅課の工事台帳を基にした「愛媛県庁に関わる改修工事一覧表」によると、まず目を引くのが第二次世界大戦時の金属類供出のための、「竪樋其他鉄製品取除工事」、「銅、鉄回収代替工事」（ともに昭和17年)などである。外装とは関係ないが、「浄化槽鉄製蓋取除工事」(同年)、「防空用暗幕設備工事」「防空用暗幕木枠装置工事」(同18年)など、戦争対策の工事も多く行われている。昭和19年には「県庁舎防空設備工事」が記録されているが、これは敵機から目立たぬようにし空襲を避けるために建物の外壁を黒または濃い色で塗った「迷彩塗装」で、戦後の昭和24年には「県庁舎外部塗装工事」が行われているが、これは先の迷彩塗装から基の色への改修と考えられている。

その後、昭和37年に「県庁舎外装補修工事」と称して、腰壁の花崗岩貼りの酸洗い、外壁の塗装（白セメント１回吹付け、エマルリシン２回吹付け）が行われ、建築当初の人造石洗い出し仕上げは後補の吹付けの下に隠れる格好となった。

昭和52年には「県庁本館窓建具取替」が行われている。外部に面する窓のスチールサッシを撤去し、アルミサッシを新設した工事である。外観の改変にはなったが、築後48年を経て老朽化し、開閉が困難になった建具の取り替えとして、致し方ないものと考えられる。

そして、一番大きな外部の改修工事として、平成４～５年度にわたって「外壁改修工事」が行われた。旧人造石洗い出し仕上げ部分のひび割れ・浮き等の現象が目視されるほどとなり、特に窓廻り部分からの浸透水によって壁の下層部が劣化し、一部の壁面は剥離の危険性もあった。この工事では、壁面を高圧洗浄で清掃し、ピンニング工法で躯体コンクリートと壁仕上げを一体化した後、仕上げ工事である人造石洗い出しを施工した。これによって二世ではあるが、外壁全体が当初の洗い出し仕上げによみがえった。

このようにして、複数回の改修工事が施され、建具はアル

ミサッシに変えられ、外壁も後補で塗られた人造石洗い出し仕上げではあるが、全体としては建築当初の意匠がほぼ保たれていると言うことができる。

（2）内部

①玄関・ホール・階段

建築当初の材料・仕上げがもっともよく保存されている箇所である。床は色や表情の違う複数の花崗岩と大理石が敷き詰められている。設計時の内訳明細書等によると、入口沓摺、玄関昇り階段・蹴放石の花崗岩は大島産で「五度小叩キ仕上ゲ」となっており、手間を惜しまなかったことがうかがえる。腰壁は淡い肌色の大理石（伊太利産）が貼られていて、入場した時に引き締まった中にも柔らかな雰囲気を与えてくれる。

図３　２階玄関ホールの様子

階段は建物の中央北側に位置し、北側のステンドグラスや窓からの柔らかな光で程よい明るさを醸し出している。階段の段石や手すり、廻りの腰壁の白色の大理石が明るさを一層演出している。３・４階へ上がると廊下部分や腰壁は人造石研ぎ出し仕上げとしているが、これも建築当初の物と考えられる。

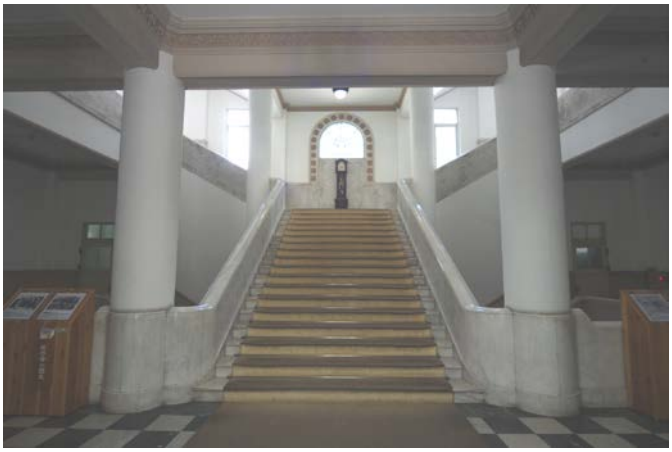

図４　２階ホールから階段を見上げる

天井廻縁やアーチ状の梁型の蛇腹、天井の中心飾りはベージュに着色された石こう彫刻でアクセントをつけている。またエレベーターも、内部の機械は更新されているものの、乗り場の上部が円形となった大理石の壁飾りは当初の物である。またホール両脇に設けられた公衆電話ボックスも当初のまま使われている。

図５　玄関の天井

これに対して壁、天井、柱・梁型は当初の内訳明細書等では、「白漆喰仕上ゲ水性ペイント塗り」となっている。昭和37 年から数度にわたって仕上げのペイント塗り補修が行われている。経年の塗装膜の劣化や汚れに伴う補修として必要なものであり、当初の質感、色、雰囲気を保っての改修であると言える。

②主要室（３階：貴賓室、知事室・応接室、４階：正庁）

これらの部屋は、県庁を訪れる正客の接待空間として、一般の執務室に比べて仕上げ、装飾などの意匠に工夫を凝らし、荘重で威厳ある空間となっている。

床は、当初の内訳明細書等では寄木貼り（チーク、オーク、コクタン等混合）となっているが、新築落成記念の絵葉書ではカーペット敷きと見て取れる。その後複数回にわたる改修を経て、下地にラバーを敷き込んだカーペット敷きとなっている。

貴賓室の壁は、巾木と壁下部がチーク材で枠に組まれ、中は「コルク吹付け、ペンキ拭い取りの上金箔置き」という珍しい仕上げとなっている。知事室・応接室は巾木と腰が同様にチーク材で枠に組まれ、内部もチークまたはマホガニーのベニヤ板が張られている。このベニヤ板は、松山出身の実業家新田長次郎が興した新田ベニヤ製造所の製品で、当時の内訳明細書等に、「特許　新田式５枚矧３分厚」との特記がある。壁は柱頭飾りを持つ柱と梁が浮き出した形で塗られ、その内部とを色分けした吹付け仕上げとなっている。いずれも木部は「ワニス５回塗り」となっていて、特に慎重に

丁寧に仕上げられたことが読み取れる。上部壁・天井は白漆喰塗り（壁のみペイント仕上）で、こちらは複数回の塗替え補修が行われている。

図６　貴賓室の壁面

図７　知事室の壁面

正庁は壁・天井とも白漆喰塗り特殊ペンキ仕上ゲ（エナメル艶消シ金箔置キ）となっている。柱も増し打ちされた複雑な形で、梁はアーチが連なる形状になっている。梁型の縁や梁に囲まれた天井部分はベージュに着色された石こう彫刻で飾られている。

図８　成長の壁上部と天井

いずれにしてもこれらは、床のカーペット敷き替えを除いては、補修や化粧直しは行われているものの、建築当時の形、仕上げ、雰囲気をよく残している部屋であると言いことができる。

③執務室

執務室は全般に、床・巾木はユーボリス単色仕上げ（色つきのモルタル系塗材と考えられている。施工時に「コンベス」に変更。）、腰壁はモルタル塗りストンテックス吹付け、壁上部と天井は大連ドロマイド塗り水性ペンキ仕上げと、当初の内訳明細書等に書かれている。各課の編成や人数割りによって役目が変わり、その都度改変を繰り返してきた。当初の間仕切り壁が撤去されたり、また必要に応じて新しい間仕切りが設置された。その部分は木軸で造られ、廻りの仕上げとは別の材料（ビニールクロス等）で仕上られているところも少なくない。

床はフローリング、カーペット、長尺塩ビシート、プラスチックタイル等様々な材料で敷き替えられている。ＯＡ化に伴う床配線の必要性から床上げされているところも少なくない状況である。そんな中、一部の部屋に当時の「コンベス」仕上げと思われる小豆色の左官仕上げの部分が見られる。３階の記者室の一部、人事課、４階の県民生活課の一部（いずれも現在の室名）などである。ひび割れや欠損部分をモルタルで補修しているところも多く見られるが、数少ない当初材として貴重である。

腰はグレーのペイント、壁上部と天井は白のペイントで塗り替えられているところがほとんどである。

図９　記者室の床　当初の「コンベス」仕上げと思われる

④廊下、階段（東・西）、その他

各階中央の階段・ホールから建物の中央を東西に伸び、両翼部分の内側を走る廊下については、床・巾木は当初の人造石研ぎ出し仕上げがそのまま残されている。腰壁は当初、人

造石研ぎ出しとなっているが、現在ではその上からゾラコート（多彩模様塗料）が吹付けられている。壁・天井はこれまでの部屋と同様に、ペイント塗り補修が行われている。連続するアーチ型の梁も、当初の面影をよく残している。

図10　アーチ形の梁が連続する廊下

東・西の階段も、仕上げについては先述の廊下と同様である。段鼻タイルや、手摺天端の「塩地繰形面取りワニス塗り」の笠木も当初の物が残されている。地味ではあるが、この廊下・階段も当初の材料、仕上げ、雰囲気を一部残す部分として貴重である。

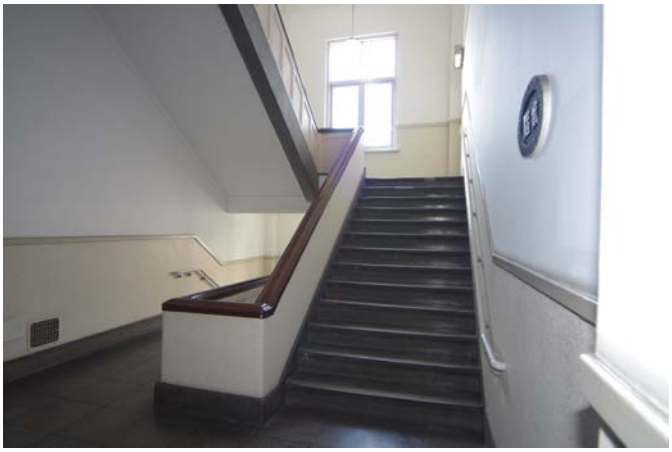

図11　2階　西階段

その他、各階の便所も、床の人造石洗い出しや腰壁の「文化タイル白五寸角張り」も当初の物と思われる。全箇所とは言わないまでも、代表的な個所を保存していくべきと考える。

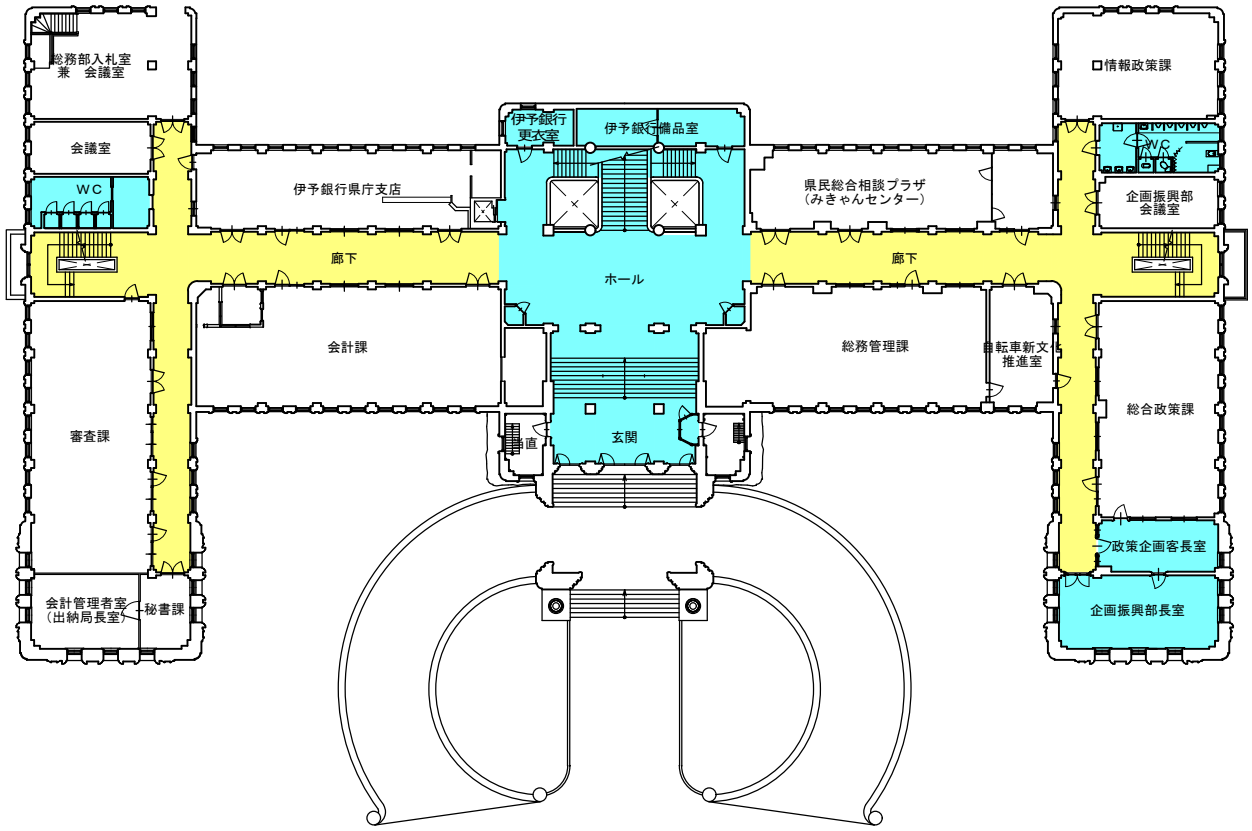

2階平面図　S=1/500

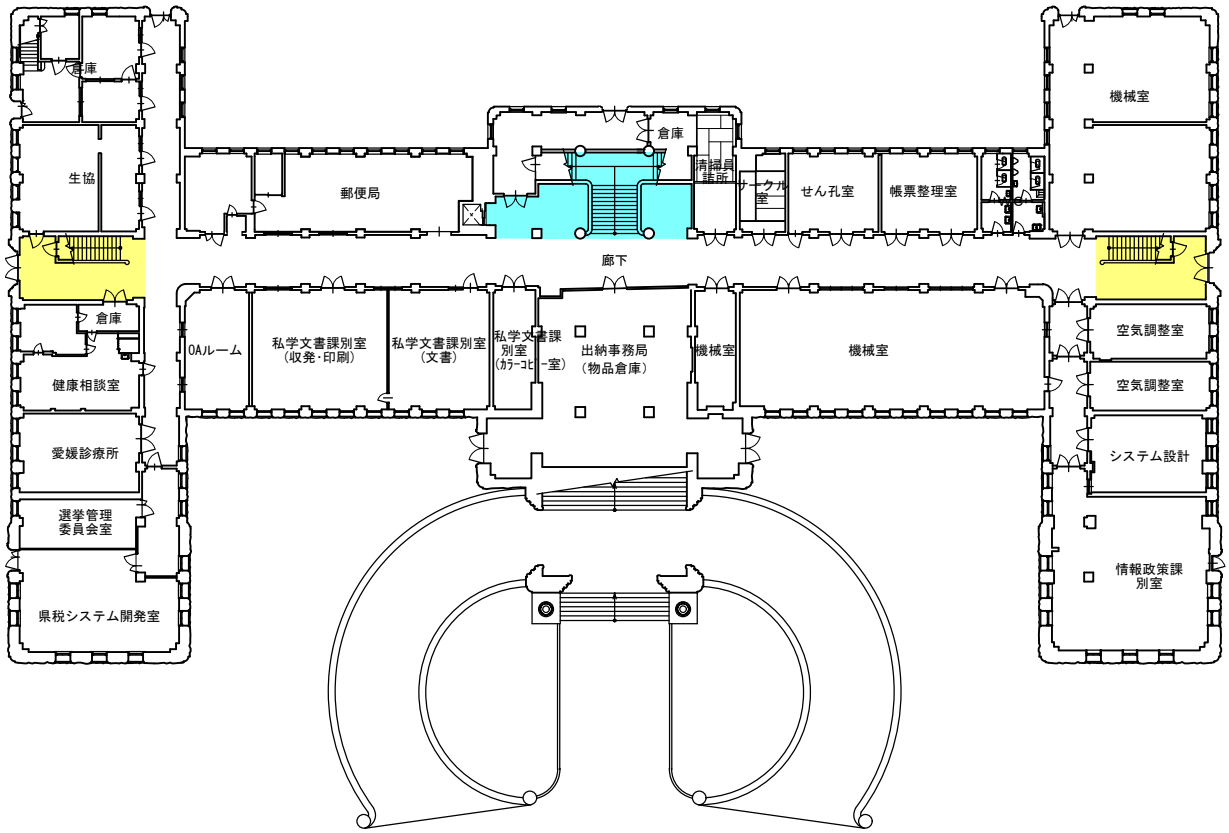

大部分が当初の仕上げのままの部屋
一部に当初の仕上げが残っている部屋

1階平面図　S=1/500

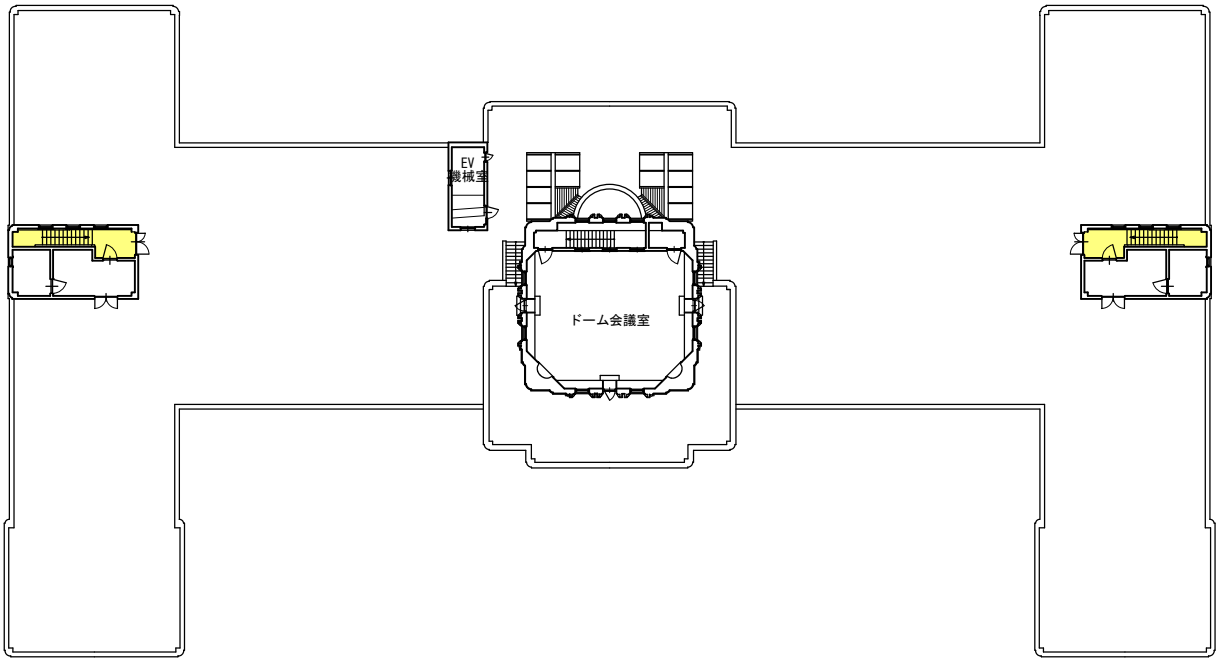

塔屋平面図　S=1/500

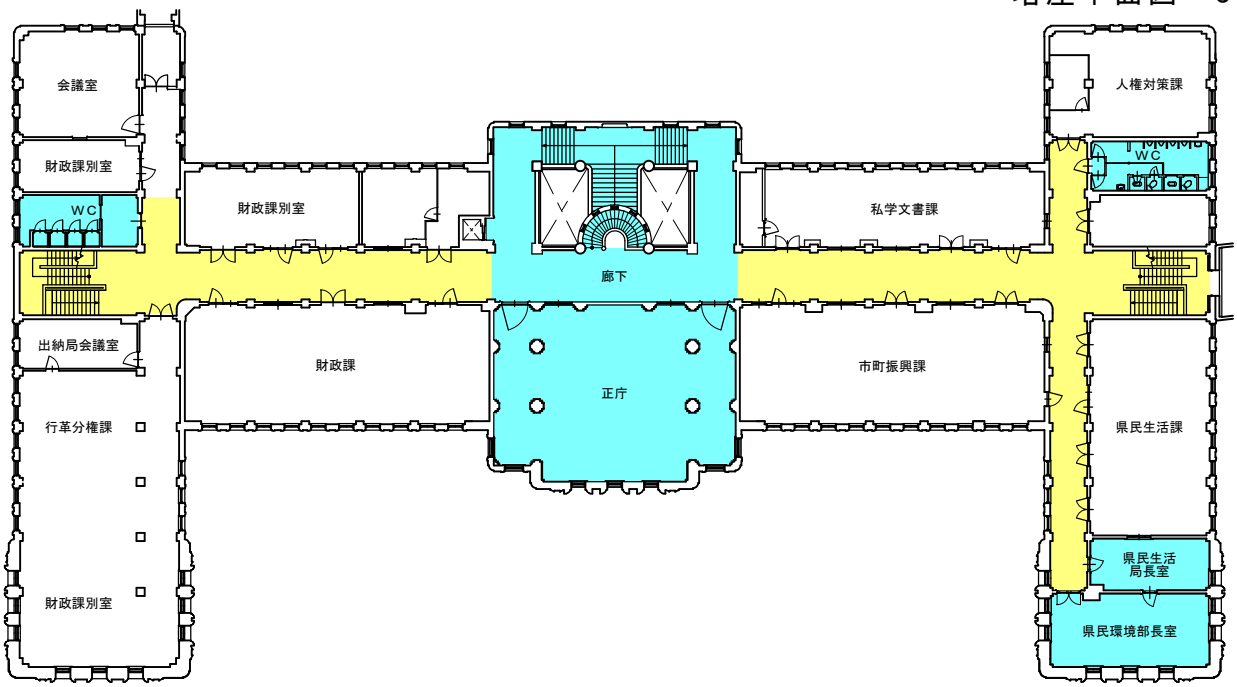

4階平面図　S=1/500

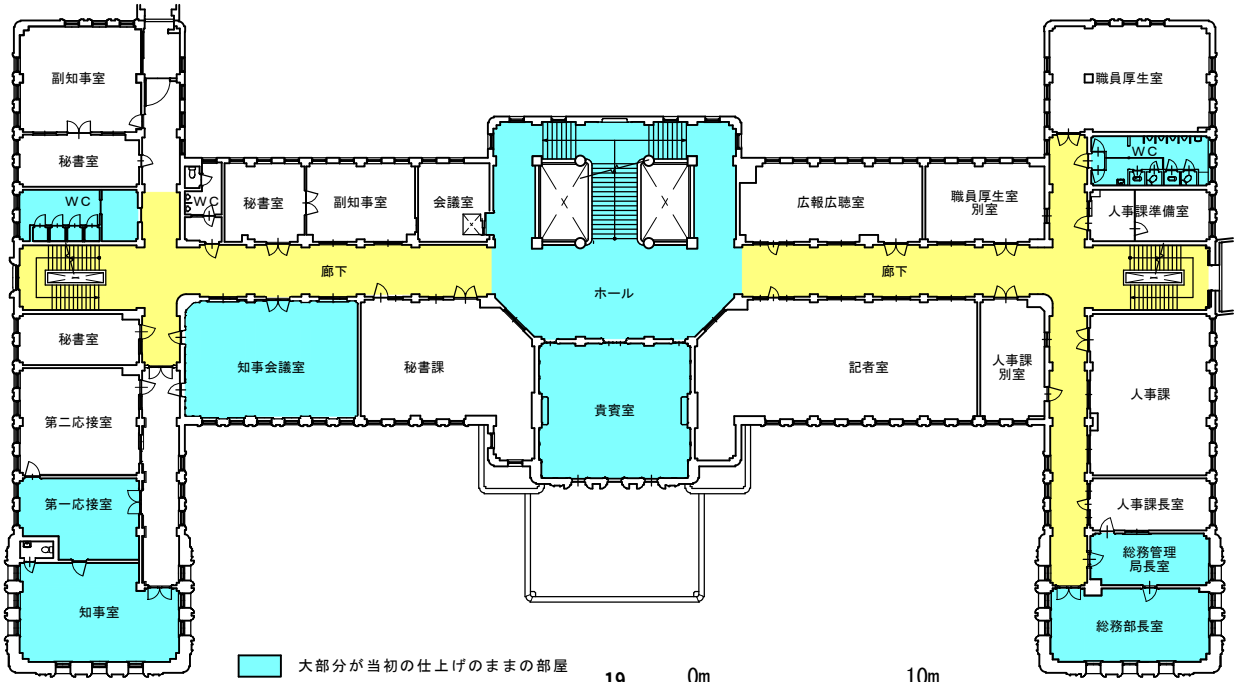

大部分が当初の仕上げのままの部屋
一部に当初の仕上げが残っている部屋

0m　10m

3階平面図　S=1/500

第三章　愛媛県庁本館の意匠・構造について

第１節　愛媛県庁本館の意匠について

1. 近代日本における行政庁舎建築の歴史と特徴

(1)中央官庁舎

明治維新直後の新政府の機関は京都に置かれた。たとえば、臨時政府庁舎というべき太政官代は当初は九条道孝邸、のちには二条城を用いた。しかし、遷都に伴って明治元年(1868)10 月に５官庁が東京に仮移転し、翌２年３月をもって正式に政府機関が東京に移る。その際、諸官庁は、太政官が江戸城内西ノ丸に位置したほか、旧幕府機関の庁舎と諸藩邸とを没収して庁舎とした。明治４年後半には畳の上に絨毯を敷いて椅子・机を置いた。これに並行して、ランプの導入、ガラス戸の使用といった変化も進んだ。

明治７年４月に駅逓寮（のちの逓信省）庁舎が木造漆喰塗、ヴェランダとポーチコを持つ擬洋風建築として建設された。これが、中央官庁が庁舎を新築した最初例であろう。

諸官庁舎の営繕は、明治７年１月までは主に大蔵省営繕寮、それ以降、18 年 12 月までは工部省が担当した。その設計は、明治 10 年代初頭までは林忠恕（1835～1893）を代表とする日本人の経験技術者によって担当されていた。しかし、11 年の陸軍省（レスカス）を皮切りに、14 年の参謀本部（カペレッチ）、同 14 年の外務省（ボアンヴィル）と本省庁舎クラスも外国人建築家に委ねられることとなる。こうした動きにわずかに遅れて、14 年、工部大学校第２回卒業生・藤本寿吉が文部省庁舎を設計し、学卒技術者による中央官庁舎の最初の作品となる。

明治 17 年、外務卿・井上馨はヨーロッパ風の官庁街を建設する構想を提案し、ドイツ人建築家によって日比谷を敷地とする壮麗な官庁街計画としてまとめられる。しかし井上の失脚もあって司法省と裁判所の 2 庁舎だけが当初案に近い形で完成（それぞれ 28、29 年竣工）し、海軍省庁舎は設計者をコンドルに変更（27 年竣工）、議事堂は 23 年 12 月の第一回帝国議会開会に間に合わすための仮建築をもって完成とされ、これら以外の庁舎はもはや顧慮されなかった。

一元的営繕担当部局が消滅したあとの庁舎建設は、各省庁で個別に進めることとなる。明治 14 年から「皇居御造営事務局」にスタッフを集めていた宮内省はその庁舎を 21 年に新家孝正・立川知方らの手で建てる。また、内閣の事務部門は 22 年にコンドル設計で庁舎を建設した。農商務省は明治 14 年の発足時に第２回内国博覧会の建物を移築して庁舎に充用していたが、24 年に特許局として築地の木挽町に建設した建物を竣工後すぐに本庁舎とすることとし、模様替えのうえ移転した。

このような経緯をたどって、明治 20 年代半ばには、各官庁はそれぞれ庁舎を新築するにいたる。明治中・後期に建設された庁舎は、43 年の逓信省・鉄道院（大正９年から鉄道省）、44 年の警視庁だけである。

明治 30 年代に入ると、多くの省庁で独自の営繕組織を有するようになる。しかし、行政の簡素化のため営繕組織を一元化せよという要求は根強かった。また、大手町・霞ヶ関・築地と分散してしまった諸庁舎を集約したいという希望もまた年とともに高まってきた。さらに本格的な議院建築（国会議事堂）を求める声も高かった。こうしたなか、妻木頼黄を筆頭技師に多くの技術者を擁していた大蔵省は、明治 38 年、臨時建築部を設け、議院建築建設を進め、あわせて中央諸官庁舎の整備を図ることとした。従来の経緯から議院・官庁街建設用地は外桜田・霞ヶ関一帯と目されており、手始めに明治 41 年にボーリング調査を行なった。

大正９年、国会議事堂が着工して、大蔵省営繕の肩の荷が一つおりる。この機を逃さず中央諸官衙建築協議会が設けられた。老朽化が進む内務・大蔵・陸軍・文部・農商務の各省と会計検査院の改築計画、およびその敷地の見直しについて、大蔵省を中心に検討を始めたのである。ところが、大正 12 年の関東大震災で、諸庁舎のほとんどが消滅する。復旧工事を遂行するにあたり、大正 14 年５月をもって、大蔵省臨時建築部を営繕管財局に改組拡充し、ここに営繕事務を一元化することに決した。また、同年 10 月、同省に中央諸官衙建築準備委員会が設置され、霞ヶ関一帯に官庁舎の集中整備を進めることとなった。首相官邸（昭和４年）・警視庁（昭和５年）・文部省（８年）・内務省（８年）・会計検査院（10 年）・特許局（10 年）・大蔵省（外装未了のまま 13 年に使用開始）の７庁舎がその成果であった。しかし、震災復旧という制約、大不況の到来、庁舎規模の巨大化によって、庁舎は執務空間を確保しただけの簡素な形態にならざるをえなかった。

(2)府県庁舎

①明治・大正前期

明治 10 年代までは木造による擬洋風あるいは和風意匠の庁舎が建てられたが、明治 20 年代に入ると、体系的に西洋建築を学んだ技術者が設計を担当することとなる。そこでは二つの大きな課題があった。一つは、府県会議事堂の併設を筆頭とする規模の拡大と事務の複雑化に対処しうる平面計画の創出であり、もうひとつは正統的な西洋建築意匠と技術の獲得であった。

この課題に最初に総合的な解決をもたらしたのは、明治22年(1889)起工、同27年竣工の東京府庁舎（図－１）であった。設計者の妻木頼黄は、ドイツ留学時に入手したヨーロッパ諸国の地方庁舎の図面に基づいて、欧米水準の計画を提示した。すなわち平面計画上では前面中央に理事機関のための玄関、背面中央に議決機関用の玄関を開き、背面中央に議場を置いた。対称性の強い四角形の輪郭をなし、正背の棟を中央でも連結して、日の字を横に倒したような平面形状をなした。意匠上では、ネオ・バロック様式に則り、正背中央と四隅を突出させる手法を提示した。

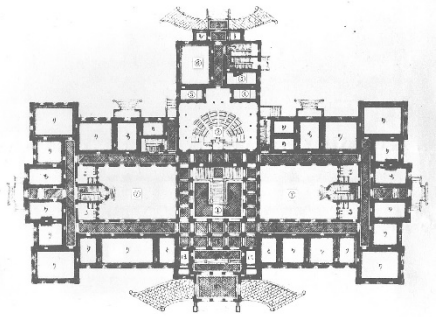

図－１　東京府庁舎１階平面図

そののち兵庫県（明治35、図－２）・京都府（同38）両庁舎は規模を縮小して東京府庁舎の構成を継承する。そこでは正面棟と議事堂とはつながれず、中庭を囲む平面形となる。こうして明治末にはロの字型平面を持ち、正庁を正面中央に置き、府県会議事堂を背に負う構成が庁舎形態の「定型」となる。

その後、千葉県で正面側の階段室と議事堂とが接近する平面計画が現れ、これにつづく三代目神奈川県庁舎（大正２、図－３）で日の字型が再出現し、以後、福岡県（大正４）、大分県（大正10）で採用されて定着する。

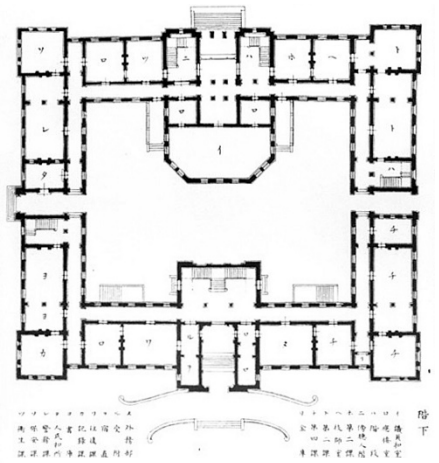

図—２　兵庫県庁舎１階平面図

床面積は、明治10年代までは延床面積約500坪が平均的な数字であったが、明治20年代以降は増加が著しく、30年代後半では延床1400～1700坪程度、建築面積は700～800坪が一般的な値であった。

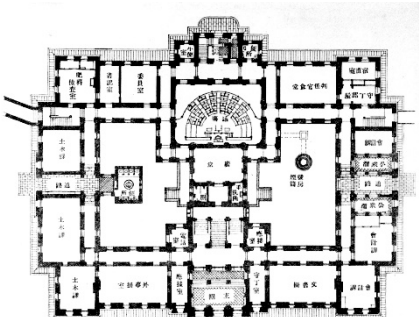

図—３　神奈川県庁舎１階平面図

構造は明治７年竣工の大阪府庁舎で最初の煉瓦造庁舎が出現し、明治19年竣工の滋賀県庁舎が日本人建築家による最初の煉瓦造となる。以後、徐々にその数を増し、日露戦争後の明治40年から大正８年までに起工した13県のうち、８県が煉瓦造を採用する。

②大正後期・昭和初期

大正後期・昭和初期に建設された府県庁舎は、表１のとおりである。

表１　大正後期・昭和初期に建設された府県庁舎一覧

	府県名	起工～竣工	構造	地上階数	顧問	設計者
1	福井	1921.10-23.4	RC	3	矢橋賢吉	八島震 桑田正一
2	石川	22.6-24.6	RC	3	矢橋賢吉	笠原敏郎 県
3	大阪	23.5-26.10	SRC	6		平林金吾;岡本馨 府
4	岐阜	23.6-24.10	RC	3	矢橋賢吉 佐野利器	清水正喜 県
5	鹿児島	23.8-25.10	RC	2		曾禰中條建築事務所
6	群馬	26.8-28.2	RC	3		佐藤功一
7	神奈川	27.1-28.10	SRC	5	佐野利器	小尾嘉郎 県
8	山梨	27.9-30.3	RC	3	佐野利器	県
9	愛媛	27.11-29.4	RC+SRC	3	内藤多仲	木子七郎
10	徳島	28.10-30.3	RC	3	佐野利器	県
11	宮城	28.11-31.9	RC	3		佐藤功一
12	茨城	29.3-30.3	SRC	3	大熊喜邦	置塩章
13	新潟	29.6-32.9	RC	4	内藤多仲 岡田信一郎	木子七郎
14	宮崎	31.6-32.10	RC	3		置塩章
15	富山	34.3-35.8	RC	4	大熊喜邦	増田八郎 県
16	愛知	35.10-38.2	SRC	6	佐野利器 土屋純一	西村好時 渡辺仁 県
17	静岡	35.12-37.10	RC	4	佐野利器	泰井武 中村与資平
18	和歌山	36.9-38.4	RC	4	内田祥三	増田八郎 坪井善勝 県

19	栃木	37.1-38.9	RC	4		佐藤功一 木村武一 県
20	秋田	37.9-39.3	W	2		県
21	滋賀	37.10- 39.5	RC+ SRC	4		佐藤功一国 枝博

大正12年（1923）以降、政府は財政の整理を図り、地方にも緊縮財政を求めたことから、府県庁舎建設はしばらく見合わされる。だが、大正15年(1926)に地方制度が改正されて郡役所が廃止されると、府県レベルの事務量が急増し、庁舎規模の拡大に迫られる。加えて昭和2年に成立した田中義一政友会内閣は公共投資をおこなって景気浮上をはかる積極財政に転換する。県会サイドにおいても、大正15年に成立した普通選挙法が府県会にも適用されることから、これを機に議事堂新築を願う動きが現われていた。こうした事情を背景に、大正15・昭和2・3・4年の4年間に8件の県庁舎、すなわち群馬、神奈川、山梨、愛媛、徳島、宮城、茨城、新潟が起工する。

先に述べた大正前期までの府県庁舎と比較して、この時期の府県庁舎の特徴として6点を挙げることができる。

①煉瓦造から鉄筋コンクリート造へ

これは福井県庁舎（大正12、 図－4）から起きる変化で、大都市の一般オフィスビルなどに較べると、数年のタイムラグがある。石川県庁舎では、鉄筋コンクリート造採用に対する周囲の反対が強かったといわれるが、以後は、財政難から木造を採用した秋田県（昭和14）を除くすべての府県庁舎で鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造が採用されている。

この変化は、関東大震災以降の耐震性重視の風潮によることは勿論だが、次に述べる多層階化の機運も構造体の変化を促したと思われる。

図－4　福井県庁舎外観

②規模の拡大

床面積は、明治後期以降、10年間で2割程度の増加を示してきたわけだが、この傾向はそのまま継続し、昭和初期には4,000坪前後に至る。一方、建築面積は、明治後期・大正初期に800坪に達したのちはそれほど大きな伸びは示さず、昭和初年以降に1,000坪を越える程度である。このことは庁舎規模の水平方向への拡大が限界に近づいていたことを示している。従来の府県庁舎は、塀で囲い込まれた広大な敷地に配置されるのが通例であったが、昭和初頭以降、街路に直面して立地する庁舎が目立ってくる。

③階数の増加と平面形の変化

庁舎規模の拡大に付随して、階数が3階を越えるのが常態となり、昭和10年代には、小県であっても5階建てが標準となる。

平面形状については、ロの字形平面はほとんど姿を消し、これに替わって日の字形が大勢を占める。また、日の字形の背面側の棟を省いた山の字形の平面が出現する。この平面形状は福井県庁舎を初見とし、以後、岐阜（図－5）・山梨・徳島・和歌山の各県庁舎において用いられる。敷地条件により背面側からのアクセスがむずかしい場合に議事堂用の玄関を省略するという判断から生まれたものとみられる。

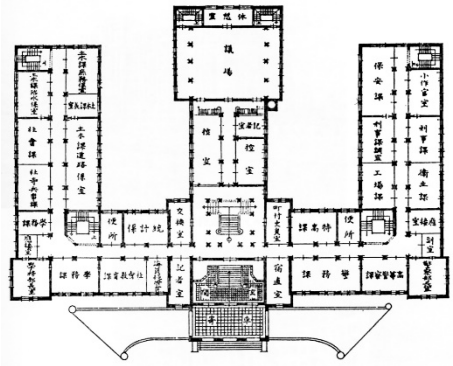

図－5　岐阜県庁舎1階平面図

④坪単価の減少

この時期の府県庁舎の特徴の坪単価は300～400円で、それまでに較べると減少が著しい。大阪府庁舎の設計担当者が「附帯工事一切及諸設備一式を加へ僅か坪三百五十余円の予算」と述懐しているように、この金額は賃貸用オフィスビルの水準であって、モニュメンタルな建築作品の工費としては不足といえよう。

総工費は、一般的には100万円強であり、延床面積とほぼ比例して上下する。最高は大阪の384万円、最低は宮崎の70万円である。

⑤外観意匠の単純化

意匠上の変化の一つは、石川県庁舎（大正13、図－6）以後、屋根が消え、フラット・ルーフとなることである。例外は鹿児島県庁舎だけである。壁面については、ファサード両翼部の突出がなくなるのが眼につく。中央部分の前方への突出は最後まで保たれるものの、それ以外はボックス状の外観を呈することとなる。細部については、大正前期から

進行していた装飾の省略が一層進み、歴史様式性が維持されるのは前面車寄廻りのみで、その余は平滑な壁面が連続するというパターンがほとんどとなる。

図－6　石川県庁舎外観

これらは審美的な判断の結果というよりも、むしろ工費削減と政策的意図によるところが大きいと思われる。どの庁舎の竣工式でも、知事は判で捺したように「あえて壮麗華美に流れざることに意を用ひ」「質実堅牢を旨とし」と述べており、不況下(のちには戦時体制下)に新築工事をおこなうことへの非難を怖れる態度が明瞭である。

⑥記念性の追求

上に述べたように、大正末年以降、府県庁舎をはじめとする行政庁舎は、高層化と鉄筋コンクリート構造の採用という物理的要因、および緊縮財政による強いられた「質実剛健」イメージという社会的要因とによって、事務所建築に著しく近似してくる。この傾向を明瞭に示した最も早い例は大阪府庁舎(大正15、図－7)であろう。この作品は、6階建てという戦前期の府県庁舎で最も高いものであったこと、設計競技によって若い世代が参加したことにより、時代の趨勢をより強く体現しえたとみられる。

しかし、府県庁舎は地方行政の中心であり、かつ建築事業としても数十年に一度の大事業であるから、社会的シンボル性を付与したいという希望もまた高かった。そのための表現も一方で模索されている。

図－7　大阪府庁舎外観

たとえば、次節で詳述するように、正面中央に塔を置く手法は、明治後期以降、高屋根やドームにとって替わられてほとんど用いられていなかったが、この時期に入って、神奈川・愛媛・茨城など、きわめて高い塔を立てるケースが現われる。そこには、鉄筋コンクリート構造の発達がこれを容易にしたという事情があるにせよ、塔によってシンボル性を高めようとする志向は明瞭である。また、佐藤功一の作品の特徴をなす、ピラスターとして用いられる大オーダーも、平滑な壁面に権威性を付与する役割を担っていたといえよう。

神奈川県庁舎の外国航路を意識した「日本趣味」の表出、あるいは山梨県庁舎でのブドウの装飾や岐阜県庁舎でのアルプスのステンドグラス、愛知県庁舎の名古屋城を踏まえた塔屋の付加といった地域性の表現もまた庁舎のシンボル化をめざす方向性の一環として捉えることができる。

2. 同時代の府県庁舎における愛媛県庁本館の位置

(1)愛媛県庁本館の平面上の特色

愛媛県庁舎の平面形状は両翼を前面と背面に突出させたH字型をなす。この平面形は北海道（明治21)、富山県（明治33)、岩手県(明治36、図－8)、高知県(大正9、図－9)の各庁舎などの前例がないわけではないが、珍しい部類に属する。本県庁舎のように県会議場を別棟とする場合、日の字型平面にこだわる必要はないわけだが、日の字型の背面側の棟を省いた山の字型とする（山梨、徳島、和歌山)、あるいは前面のみに翼部を張り出す（群馬）手法がとられている。

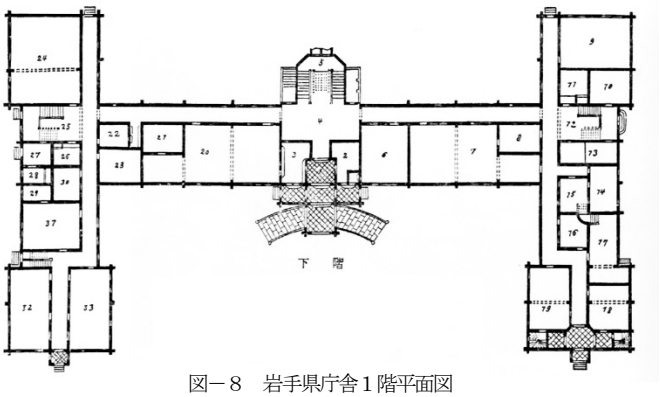

図－8　岩手県庁舎1階平面図

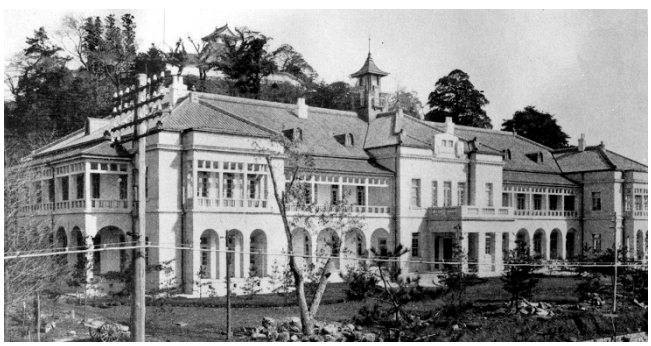

図－9　高知県庁舎外観

H 字型平面とした理由は不明だが、このあとに木子七郎が設計した新潟県庁舎（昭和７、図－10）では日の字型の前面に両翼を張り出させており、翼部が前面に突出するバロック的構成を木子が好んだことがうかがえる。

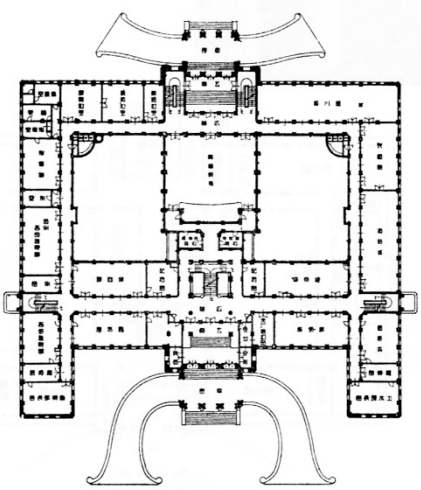

図－10　新潟県庁舎２階平面図

⑵塔屋のデザイン

歴史様式に則った建築では、中央、あるいは角部の正面出入り口上部に塔を建てる手法は、一般的である。ただ明治・大正初期には、構造として煉瓦造、木造を採用しているため、塔高は低い。構造体を本体とは別の軽いものとして高さを増したものは塔身が細い。この時期の府県庁舎において特に高い塔を建てた例は東京府（明治27）、神奈川県（大正２）、山形県（大正５、図－11）が挙げられる。これらも煉瓦造の本体に対して、塔は木造とされた。

図－11　山形県庁舎外観

下部の構造体と一体化した太い塔身を持つ高塔としては、鉄骨煉瓦造による大阪控訴院（大正５、図－12）、開港記念横浜会館（大正６）、台湾総督府（大正８）、また鉄筋コンクリート構造を採用した大阪朝日新聞社（大正５）が早い。

日本国内の行政庁舎としては大阪市庁舎（大正 10、RC 造、図－13）が初例とみられる。

図－12　大阪控訴院外観

図－13　大阪市庁舎外観

大正後期以降の府県庁舎では陸屋根が一般的となるため、高屋根によって中央部上部を強調する手法がとりにくくなる。屋階を設けるか、単に中央部の階高を増して、軒線が凸字状をなすように構成することが多くおこなわれた。高塔が現れるのは神奈川県庁舎（昭和３、図-14）においてである。府県会議事堂では兵庫県会議事堂（大正 11、RC 造）で高さ 90 尺の塔を採用している。神奈川県につづいて、本県庁舎（昭和４）、茨城県（昭和５、図－15）が高塔を用いる。なお、佐藤功一設計による宮城（昭和６）・滋賀（昭和14）では屋階上に小塔を載せ、愛知（昭和 13）・静岡（昭和12）では屋階上に和風の屋根を冠している。

図－14　神奈川県庁舎外観

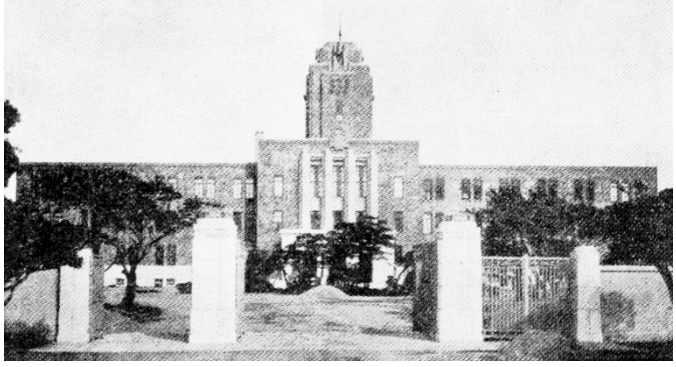

図－15　茨城県庁舎外観

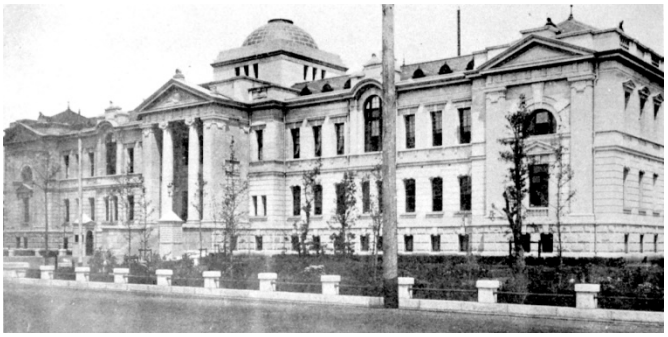

図−16　千葉県庁舎外観

一方、中央部分に円形ドーム、角形ドームをいただく手法は、府県庁舎では富山県（明治 33）、千葉県（明治 45、図-16）があるが、高くそびえ立たせる意匠ではない。逓信省庁舎（明治 42）のドームも、高さこそ 120 尺に達するが，プロポーション的には高層部の屋根という扱いである。本体から高くそびえる塔とドームの組み合わせとしては前掲の大阪控訴院（大正５）が早い例として挙げられる。さらに大正９年の議院建築第１席案で見ることができる。現存するものでは横浜税関（昭和８）がよく知られる。海外でもネブラスカ州議会議事堂(1932)などの例を見ることができ、世界的な流行だったことがうかがえる。

これらの円形ドームは先端に尖塔を立てた古典的な形態だが、明治末から凹凸のない半球状のドームが流行しはじめる。その先駆けをなす大日本衛生会（明治 44、図−17）、広島県物産陳列館（大正４）はともにチェコ人建築家ヤン・レツルの設計で、ユーゲント・シュティルの手法の一つであったことが分かる。日本人の作品では東京府商工奨励館（大正 10、図−18）が同じ傾向のものとして挙げられる。この手法が様式的な建築と折衷した作例として聖徳記念絵画館（大正 15、図−19）、明治大学（昭和５）がある。

なお大正末年から米国西海岸で流行していたスパニッシュ様式が日本に導入される。その手法の一つにモザイクタイルを貼った半球ドームがあり、中村與資平の設計になる豊橋市公会堂（昭和６）、静岡市庁舎（昭和９）などに影響

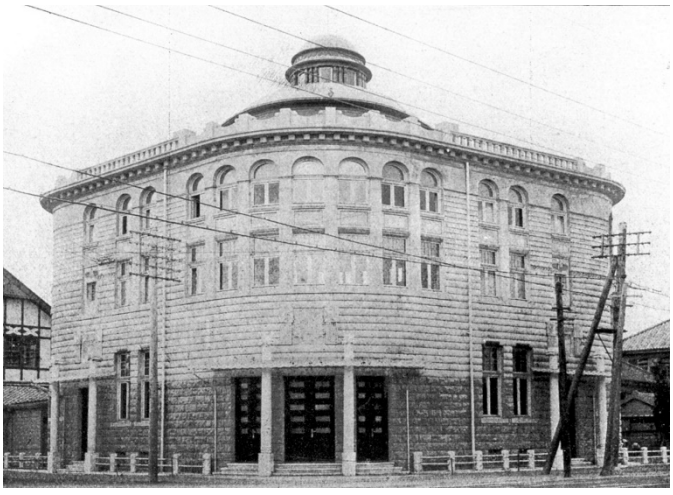

図−17　大日本衛生会外観

図−18　東京府商工奨励館外観

図−19　聖徳記念絵画館外観

を見ることができるが、本県庁舎のドームとは関係がなさそうである。

愛媛県庁舎の塔の意匠は、大正末年からの様式主義的な塔と半球ドームの組み合わせの流れのなかに位置づけられるが、球面に尖塔や装飾を施さず、平滑に仕上げるという新しい傾向を導入した点に独自性があるといえる。

(3) 細部意匠

愛媛県庁舎の外観意匠の特徴として、まず、外壁上部のモルタル擬石仕上げが挙げられる。一見したところ、ごく一般的な手法に思えるが、大正後期以降の府県庁舎ではタイル張りが採用されることが多い。モルタル仕上げと思われる作例は時期の早い岐阜、鹿児島、および本県庁舎と同じ設計者による新潟の 3 県庁舎だけとみられる。またタイルの中でも暗褐色のスクラッチ・タイルあるいは型押しタイルを採用する庁舎が 11 例ある。そうしたなかで、下層部を花崗岩張り、上層部を白色のモルタル仕上げとする本県庁舎は異色の存在となっている。

本県庁舎の立面構成で独特な点としてはさらに軒廻りが簡素なことが挙げられる。他の多くの庁舎の軒廻りはいわゆるエンタブラチュアを構成し、古典様式の手法を踏襲する。これに対して、本県庁舎は笠木の線がわずかに回るだけで、壁面がそのまま分節されることなく軒天端まで平滑に続く。この手法は大阪府庁舎（大正 15、図-20）での採用が早く、本県がこれに次ぐ。これによって壁面全体が 1 枚の面のように見え、近代的な抽象形態に近づいている。

図−20　大阪府庁舎正面外観

この軒の処理にも関連するのだが、細部装飾のあり方もまた独特であるといえる。大正後期以降の府県庁舎では装飾の簡略化が進行する一方でシンボル性を保つために装飾的要素の付加も継続する。本県庁舎も例外ではなく、車寄せ開口の縁取り、突出部窓廻りのアーチ型のモールディングなど目を惹く部位には装飾的要素がちりばめられる。ただ、それは何かの様式とはっきり対応したモチーフではない。すなわち古典様式のオーダーや、ゴシック様式のバットレスを連想させるようなモチーフは採用していない。室内意匠や家具と共通する細密なパターンの繰り返しによって壁面を飾っている。

つづいて、室内に目を転じよう。室内意匠を見る際に注目すべきは柱の細さである。特に独立して立つ柱は矩形断面のものは1辺が1.85尺、円柱は直径2尺にすぎない。このスレンダーさは明らかに意匠的効果を求めてのことといえる。

このことの直接的な現れとして、主階段廻りの明るく広々とした構成を挙げることができる。これは一つには背面側に議場等がなく、外光が注ぐことによる。日の字型平面の欠点として玄関ホールから階段廻りが暗いことが指摘されていたが、この通弊から免れている。もう一つは階段室の横幅が5スパン、16・5メートルと広く、そこに配される円柱が細く、さらには階段下面の梁がないため、吹き抜けが広やかな印象を与えるのである（図−21）。

室内意匠のもう一つの特徴は装飾の布置である。基本的に内壁はプラスター仕上げで、タイル等を張って仕上げることをしない。このため目に近い部位は白く平滑につくられる。そのなかで、装飾的要素は天井回りに集中し、線状に連続するものが多く、ペディメントや牌飾りのような面的に広がる装飾は見られない。装飾自体も細密で華やかである一方、掘りが浅く、また色彩も淡い。これらがあいまって、室内は軽快で優美な意匠となっている（図−22）。

図−21　愛媛県庁本館　階段室見上げ

図−22　愛媛県庁本館正庁天井見上げ

全体として、本県庁舎は、外装を石張り・擬石仕上げとし、高塔を配し、バロック的な平面形状をとって、モニュメントしての格式を備える。その一方で、全体として様式性は希薄であり、近代的な明るく軽やかな印象を与える。

本庁舎が備える軽快な空間は府県庁舎建築においては異例に属する。一般的には重厚さを追求し、しばしば威圧的にさえなるからである。これは、木子七郎が民間の建築家であり，主にオフィスビルや商業建築を手がけてきたことによると思われる。

記念性と近代性の両立は大正後期以降の府県庁舎の意匠におけるもっとも大きなテーマであったといえるが、当県庁舎はその点で他に類例のない解答を与えた作例と位置づけることができる。

参考文献

・石田潤一郎『都道府県庁舎　その建築史的考察』（思文閣出版、1993年）

・『登録有形文化財（建造物）愛知県庁本庁舎文化財調査報告書』（愛知県総務部財産管理課、2013年）

図版出典

図−1：東京府庁舎1階平面図；石田前掲『都道府県庁舎』

図−2：兵庫県庁舎1階平面図；『山口博士建築図集』（1902年ごろ）

図−3：神奈川県庁舎1階平面図；『建築世界』第8巻第1号、1914年

図−4：福井県庁舎外観；『建築世界』第17巻第6号、1923年

図−5：岐阜県庁舎1階平面図；『公共建築』第25巻第100号、1983年

図−6：石川県庁舎外観；石田撮影

図−7：大阪府庁舎外観；同前

図−8：岩手県庁舎1階平面図；『建築雑誌』第17輯第204号、1903年

図−9：高知県庁舎外観；『建築世界』第14巻第9号、1920年

図−10：新潟県庁舎2階平面図；『デザイン』第6年11月号、1932年

図−11：山形県庁舎外観；石田撮影

図−12：大阪控訴院；建築学会編『明治大正建築写真聚覧』、1936年

図−13：大阪市庁舎；同前

図−14：石田撮影

図−15：『デザイン』第4年6月号、1930年

図−16：千葉県庁舎外観；『建築世界』第6巻第1号、1912年

図−17：大日本衛生会外観：『明治大正建築写真聚覧』

図−18：東京府商工奨励館；同前

図−19：聖徳記念絵画館外観；石田撮影

図−20：大阪府庁舎正面外観；同前

図−21：愛媛県庁本館階段室見上げ；同前

図−22：愛媛県庁本館正庁天井見上げ；同前

第2節本館に関わった建築家

1.臨時建築部について

(1)臨時建築部官制と部員

設計はこれまで木子七郎といわれてきた。それは事実だが、愛媛県総務管理課保管の県庁本館の設計原図には、施工者である安藤組のスタンプと代理人の署名、捺印しか確認できない。木子の記名のあるものは一枚もない。しかしながら設計原図の安藤組のスタンプは後に押印されたものと考えられ、原図には元々記名はなかったものと推定される。とはいえ、数多く残された書類等にも木子の名はほとんど登場しない。一方で、木子がその後設計に携わった新潟県庁舎には、木子七郎の記名が図面に確認できる。愛媛県に保管された設計原図は製図の年月日が記載されていないため詳細は不明だが、少なくとも設計原図であることは間違いない。

県庁本館の設計に際しては、昭和2(1927)年3月22日訓第 49 号愛媛県臨時建築部設置規程のもとで臨時建築部が設けられている[1]。

訓第四九号

知事官房
各部

臨時建築部設置規程左ノ通定ム
右訓令ス
昭和二年三月二十二日
愛媛県知事　香坂昌康

臨時建築部設置規程

第一條　県廳舎新築ニ関スル事務ヲ處理セシムル為臨時建築部ヲ設ク
第二條　臨時建築部ニ左ノ職員ヲ置ク
部長
委員
主事
技師
書記
技手
部長は内務部長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ官房主事、學務部長、警察部長、庶務課長及土木課長ヲ以テ之ニ充ツ主事、技師、書記及技手ハ官吏吏員ノ内ヨリ之ヲ命ス
第三條　部長ハ知事ノ命ヲ承ケ部員ヲ指揮監督シ部ノ事務ヲ掌理ス
委員ハ部ノ重要ナル事務ニ付審議ニ參與ス
主事ハ上官ノ命ヲ承ケ部下職員ヲ指揮監督シ事務ヲ掌ル
技師ハ上司ノ命ヲ承ケ部下職員ヲ指揮監督シ技術ヲ掌ル
書記ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス
技手ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス
第四條　部ニ顧問又ハ囑託ヲ置クコトヲ得
第五條　部ニ属スル事務ニ附必要アルトキハ部員以外ノ官吏吏員ヲシテ之ニ従事セシムルコトヲ得
第六條　部ニ庶務課及工務課ヲ置ク其ノ分掌左ノ如シ

庶務課
一、財務ニ関スル事項
二、記録編纂ニ関スル事項
三、他ノ課ニ属セサル事項
工務課
一、工事ニ関スル事項
各課ニ課長ヲ置ク庶務課長タル委員ヲ以テ庶務課長ニ土木課長タル委員ヲ以テ工務課長ニ充ツ
課長ハ其ノ主管事務ヲ處理ス
課ノ事務ハ総テ他ノ課ニ合議スヘシ

臨時建築部庶務規程
第一條　各課ノ分掌事項左ノ如シ
庶務課
一、豫算ニ関スル事項（豫算、編纂製、豫纂差引其他豫算執行計劃等）
二、決算ニ関スル事項
三、部内ノ諸規程ニ関スル事項
四、部員ノ任免進退及諸給與ニ関スル事項
五、其他部内ノ庶務ニ関スル事項
工務課
一、工事ノ準備執行、監督其他工事ニ関スル一切ノ件
二、廳舎建物花世及建築部所属ノ器具、機械、其他備品ノ保管
第二條　部ニ文書件名簿ヲ備ヘ文書ノ収受発送及其ノ顛末ヲ記入
第三條　總テ事件ノ處理ハ主任ニ於テ立案シ主事ヲ經テ課長、部長及知事ノ決裁ヲ受クヘシ必要アル場合ニ於テハ委員ニ回議スヘシ
第四條　部長故障ノ場合ハ主務課長之ヲ代理シ課長故障ノ場合ハ主事其ノ職務ヲ代理ス
第五條　文書ノ編纂、保存ハ各課ニ於テ之ヲ為スヘシ
第六條　工務課ニハ備品臺帳ヲ備フヘシ
第七條　工事監督ニ附テハ監督日誌ヲ備ヘ直接監督ニ當リタル技師又ハ技手ヨリ十日毎ニ工事進行ノ遅速工事材料ノ適否構造ノ精粗其ノ他設計ニ對照シテ不都合ノ有無等ヲ知事ニ報告スヘシ
第八條　本規程ニ定ムルモノノ外ハ總テ愛媛県處務細則ノ規定ヲ準用ス

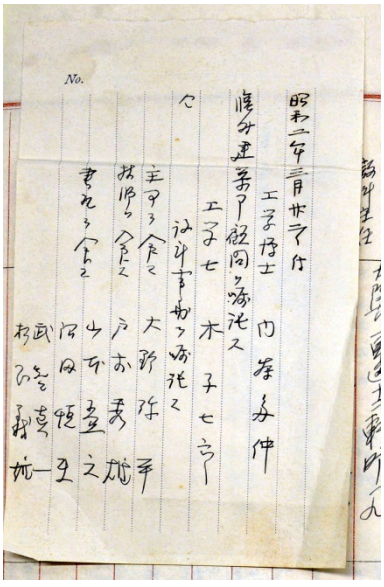

［図1］昭和2(1927)年3月25日委嘱のメモ

規程第４条では、「部に顧問又は嘱託を置くことを得」と記される[2]。同年３月 25 日にこれを受けて「工学博士内藤多仲　臨時建築部顧問を委嘱す　工学士　木子七郎臨時建築部設計を嘱託す」というメモ［図１］が残され、臨時建築部顧問に内藤多仲、設計を木子七郎に委嘱したことが示される[3]。また、同日に県の建築技師であった戸村秀雄が、臨時建築部主事に命じられている[4]。つまり、体制としては、設計は県内部で行われる格好となり、設計主任の木子は嘱託として内部の立場となるため表に名前が出ないのだと考えられる。とはいえ、昭和２(1927)年 12 月 16 日の地鎮祭に招待人として木子や内藤の名前があるので、客扱いであったことは事実である[5]。

臨時建築部発足時の人員は明らかではないが、少なくとも顧問の内藤多仲に加えて、「昭和４年県庁舎建築事務慰労金支給者」に名を連ねる下記の人物たちがその構成員であったと見ていいだろう。

設計事務嘱託・木子七郎
地方技師・中山熊雄
建築技師・戸村秀雄、田原政見
嘱託・和田友吉、建築技手・乗本利三郎、山中大九郎
工手補・一色勝、丸花才治、雇・大藤満眞
県書記・和田正壽、雇・堀川利長、電話工夫・松原池信、雇・越智政高、夜警手・明星芳太郎、高山隆茂、工手・安井宅馬、雇・尾崎勇、警察技師・檜垣寛一、警察技手・美濃晋、県庁舎事務嘱託・工藤寿男、高橋為雄、属・松岡義雄、沼田恒夫、地方事務官・大野彌平、属・児玉寛一、道路主事・武智眞一、属・門屋久五郎

この他、昭和４(1929)年４月 20 日の庁員祝賀会の出席名簿には、建築技師・戸村秀雄、田原政見、建築技手・小野司一、河井久雄、乗本利三郎、山中大九郎、高木市太郎、佐々木俊一郎の名前がある[6]。

木子と内藤に委嘱をするとメモのある昭和２(1927)年３月 25 日時点では、内藤と木子以外に、主事・大野彌平（地方事務官）、技師・戸村秀雄、書記・山本孟六、書記・沼田恒夫、書記・武智眞一、書記・松岡義雄の名があり、いずれも昭和２(1927)年３月 22 日付で属・山本、属・沼田は臨時建築部技師、工務課勤務を命じられ、武智は臨時建築部書記、庶務課勤務を命じられ、松岡は臨時建築部書記、工務課兼庶務課勤務を命じられている[7]。

同じページには、建築事務嘱託として設計主任・工学士・木子七郎、顧問・工学博士・内藤多仲、昭和３(1928)年５月４日兵庫県武庫郡（省略）・工藤壽男、昭和３(1928)年５月 30 日伊予鉄道電気会社・高橋孝雄の名がある。

県職員の履歴を確認すると、土木課課長の中山熊雄、属・陸軍歩兵少尉・国有財産価格常置評定員で後に道路主事の武智眞一、属・道路書記兼土木書記の松岡義雄などは県の人物であり、臨時建築部のために雇用されたのではなく、臨時建築部規程に則った配置であろう。

臨時建築部のために雇われた建築技師・田原政見、建築技手よりも前に記される嘱託・和田友吉は、戸村秀雄と共に主要な人物のため後述する。高木市太郎も注目されるが、県庁本館の設計にはほとんど名前が出てこない。

(2)木子七郎

木子七郎については、『萬翠荘調査報告書』(愛媛県教育委員会,平成 22(2010))付録の詳細な履歴書がある。また、報告書所収の清水重敦「設計者について」や山形政昭の研究[8]にも詳細に示される。本項は意匠性を指摘する項ではないが、清水と山形は木子の意匠性についても指摘している。清水は、木子を「和風から洋風まで、ルネッサンスからモダニズムまでと、各種各様の様式を自在に扱っており、19 世紀的な建築家の素養を典型的に身につけた人物であることがよくわかる。」とし、「建築類型に即して概ね同時代の流行様式を取り入れた設計がなされている。」とし、それが外遊前後で異なることを指摘している。同時に、住宅には積極的に鉄筋コンクリート造を採用する志向があることも指摘している。山形も鉄筋コンクリート造への関心の高さとデザインの多彩さに触れている。愛媛県下をみると、重要文化財の萬翠荘(旧久松家別邸,大正 11(1922)年)はフランス・ルネサンス様式、国登録有形文化財の石崎汽船株式会社本社(大正 13 年)や県庁本館はセセッション、同じく国登録有形文化財の鍵谷カナ頌功堂(昭和４年)は RC 造による和風表現と一般的には解釈され、意匠を器用に使い分けている。けれども、石崎汽船とセセッションは同時代的といえるが、県庁本館はこれよりも後に建っており、ビルディングタイプから記念性が求められたことで細部にまで装飾が施され、装飾を排除しようとする時代に逆行した感もある。また、フランス・ルネサンス様式を片山東熊が多用するのは明治後期で、野口孫一の大阪図書館(明治 37(1904)年)をはじめとするアメリカン・ボザールによる建築も同時期なので、萬翠荘よりは一世代前ともいえ、同時代の流行様式を取り入れていたというよりは、清水も指摘するようにクライアントやビルディングタイプによって様式を使い分けて

いる。このことは「19 世紀的な建築家の素養を典型的に身につけた人物」を裏付ける。

経歴
明治 17(1884)年 4 月 30 日生まれ
明治 42(1909)年 3 月 8 日　建築学会役員会にて佐野利器の推薦で准員として入会
明治 44 年 3 月　東京帝国大学工科大学建築学科卒業
明治 44 年 3 月　大林組設計部技師
大正元年以来　合資会社新田帯革製造所、同新田ベニア製造所、新田化学工業株式会社　建築顧問
大正 2(1913)年 6 月　大林組設計部退職
大正 2 年 7 月 1 日　木子七郎建築事務所を本籍地（大阪府大阪市東区十二軒町 19）に開設
大正 3 年 11 月 25 日現在　建築学会　正員に転格
大正 5 年 5 月 毛斯綸紡績株式会社建築顧問嘱託 昭和 3 年 4 月まで
大正 12 年 10 月　東京事務所開設
大正 13 年 11 月 25 日現在　木子建築事務所長（大阪）、木子七郎事務所（東京）を建築学会姓名録に併記
大正 15 年 5 月 城北土地株式会社技術顧問嘱託　昭和 3 年 4 月まで
大正 15 年 6 月　日本赤十字社大阪支部嘱託、同支部病院建築主任以降数多くの日本赤十字社関係の仕事に従事
大正 15 年 8 月　関東大震災復旧要務完了に付き東京事務所閉鎖
昭和 2 年 3 月 33 日　愛媛県臨時建築部設計事務嘱託[9]
昭和 4 年 1 月　新潟県庁舎新築工事設計監督嘱託
昭和 4 年 5 月 10 日　愛媛県県庁舎建築設計事務解嘱[10]
昭和 4 年 11 月 1 日現在　日本赤十字社大阪支部病院建築事務所
昭和 6 年 12 月 10 日現在　日本赤十字社大阪支部病院建築主任技師
昭和 7 年 9 月　新潟県庁舎新築工事設計監督解嘱
昭和 11 年　フランス政府よりシュバリエー・ド・ラ・レジオン・ドヌール勲章　授与
昭和 13 年 11 月 1 日現在　赤十字大阪東京病院建築主任
昭和 24 年 12 月 20 日現在　日本赤十字社技師　東京都港区芝公園 5-1 日本赤十字社内　学会姓名録では初めて大阪から転居
昭和 29 年　逝去

木子と県庁本館との関わりをみておきたい。

前述のように、昭和 2(1927)年 3 月 25 日に臨時建築部の設計担当を委嘱され、『廳舎実施計画』(昭和 2(1927)年と推定)には、「一、設備費追加豫算ノ件」内に「但シ設計者木子氏ニ右概算検討ヲ六月末日迄ニ□□上ル様依頼スル事」とある[11]。同年 7 月 4 日に設計書の調整が済んでいる[12]ので、この記述は昭和 2(1927)年であろう。同年 7 月 11 日に木子七郎と事務員 2 名、内藤多仲が県庁を訪れ、翌日も県庁を訪れて木子が製作した新庁舎設計書を中心に県庁側と打ち合わせを行い、技術的な問題で予算が 15～20 万ほど膨れそうであることが 2 人の写真入りで報じられている。併せて、当時の知事が木子の設計書を各係り吏員より前知事時代の腹案その他を詳細に検証していることも報じられている[13]。昭和 2(1927)年 8 月 12 日の新聞では、新築設計図が完成し、鉄筋コンクリート造地上 4 階、地下 1 階建て、円塔を持ち、ルネサンス式に加えて近代味をもった荘重かつ高雅な建物で、木子によって実施設計を作成中と報じられている[14]。

木子は、県庁舎を 2 件手掛けており、先に建てられたのは愛媛県県庁本館である。また、県下に建てられた木子の作品としては最大規模であり、公共施設は松山高等商業学校、松山市庁舎、愛媛県立図書館を手掛けているが現存するものはない。

(3)戸村秀雄

戸村秀雄については、不明なことが多い。本項では、堀勇良博士からご教示いただいた情報を基礎にして、可能な限りで以下のように履歴を明らかにした。

明治 13(1880)年　千葉県生まれ　平民
明治 39(1906)年 9 月　東京高等工業学校附設工業教員養成所附属工業補習学校　修学
明治 40 年 7 月　東京高等工業学校附設工業教員養成所附属工業補習学校科目（家構、仕計、建図（普））修業[15]
明治 42 年 5 月 1 日日現在　千葉県工手補　7（月）
明治 42 年 10 月 4 日　建築学会役員会にて中條精一郎（常議員）の推薦で准員として入会　住所：千葉県千葉町寒川字番場田[16]
明治 42 年 11 月 10 日現在　千葉県土木課
明治 43 年 5 月 1 日現在　千葉県工手補　7（月）
明治 43 年 11 月 10 日現在　千葉県土木課
明治 44 年 5 月 1 日現在　千葉県工手補（月 32）
明治 44 年 11 月 25 日現在　千葉県土木課
明治 45 年 5 月 1 日現在　熊本県県吏員（月 35）
大正元年 11 月 25 日現在　建築技手　熊本県土木課
大正 2 年 7 月 1 日現在　熊本県県吏員（月 35）
大正 2 年 11 月 25 日現在　建築技手　熊本県土木課
大正 3 年 5 月 1 日現在　熊本県県吏員（月 35）
大正 3 年 11 月 25 日現在　建築技手　熊本県土木課
大正 4 年 1 月 11 日　建築学会役員会にて退会承諾[17]
大正 4 年 5 月 1 日現在　熊本県県吏員（月 35）
大正 5 年 5 月 1 日現在　熊本県県吏員（月 40）
大正 6 年 5 月 1 日現在　熊本県内務部（月 1）技手・県吏員（月 40）
大正 7 年 5 月 1 日現在　熊本県内務部（月 1）技手・県吏員（月 41）
大正 7 年 11 月 15 日　愛媛県技手
大正 7 年 11 月 15 日　愛媛県工手
大正 8 年 5 月 1 日現在　愛媛県内務部技手　（月 1）工手（月 55）
大正 8 年　愛媛県　工師
大正 10 年 3 月 31 日　愛媛県　建築技師（官職併有）
大正 11 年 7 月 1 日現在　愛媛県内務部　技手　（月 1）建築技師（年 1400）
大正 13 年 8 月 15 日発行(大正 12 年度)　愛媛県内務部土木課　建築技師　年 1400 圓　技手（月 1 圓）
大正 13 年 7 月 1 日現在　愛媛県内務部技手 建築技師　年 1400 圓
大正 13 年 10 月 31 日　愛媛県技手依願退職（官職併有解消）
大正 14 年 7 月 1 日現在 愛媛県内務部土木課 建築技師 年 1400 圓

大正15年7月1日現在 愛媛県内務部土木課 建築技師 年1600圓
昭和2年3月22日　建築技師　戸村秀雄　臨時建築部主事を命ず庶務課兼工務課勤務を命ず
昭和2年7月1日現在　愛媛県内務部土木課 建築技師　年1600圓
昭和3年7月1日現在　愛媛県内務部土木課 建築技師　年1600圓
昭和4年7月2日　愛媛県建築技師 願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス[18]
昭和5年7月7日　建築学会役員会で建築学会正員転格並びに新規入会承認[19]
昭和5年11月1日現在　千葉市寒川長洲907
昭和6年12月10日現在　千葉市寒川長洲907
昭和7年7月11日　建築学会役員会で退会承認[20]

戸村は、明治40(1907)年7月に東京高等工業学校附設工業教員養成所附属工業補習学校科目(家構、仕計、建図(普))を修業しているが、現代でいえば科目履修生ということになる。明治39(1906)年9月-明治40(1907)年7月までの工業科目を見ると、「家屋構造」の指導は教授・滋賀重列、「建築仕様計算」の指導は教授・河津七郎、助教授・斉藤兵次郎、「建築製図(初歩・普通)」の指導は助教授・松尾良助、教員・徳久興一である[21]。

東京高等工業学校で修学した理由は不明だが、そのきっかけのひとつとして、当時の『千葉県報』には公告として学校の学生募集がある。例えば明治39(1906)年3月23日の第2071号には、同年3月20日付で東京高等工業学校附設工業教員養成所の学生募集が掲載されている[22]。基本的に千葉県内の学校ばかりだが、この号では県外は東京高等工業学校のみである。戸村が修業したのは附属工業補習学校なので同一校ではないが、同校の募集人数は一番多い建築科でも9人で競争率が高い。問い合わせて別のコースを勧められた可能性は否定できないだろう。明治後期であれば建築を学べる学校は多くなっており、その中で東京高等工業学校附設工業教員養成所の附属工業補習学校を選択したことは偶然であろうか。もし、『千葉県報』に目を通していたとすれば、明治39(1906)年にはすでに26歳であり、県所属であった可能性もあるが、戸村が千葉県に所属したことが明らかな明治42(1909)年以前の2年間は県報の辞令に名前は確認できない。東京高等工業学校は、明治23(1890)年3月勅令第43号文部省直轄諸学校官制改正の際に東京職工学校を東京工業学校と改称し、明治34(1901)年5月10日勅令第99号の発布をもって東京高等工業学校と改称された学校で、明治43(1910)年3月勅令第66号をもって文部省直轄諸学校官制改正により附設工業教員養成所の付属として工業補習学校を設けている。工業補習学校は、戸村が官職併有する同時期の大正10(1921)年3月に勅令第49号をもって廃止される。

作品歴
大正13年5月4日竣工　愛媛県立三島中学校（現・県立三島高等学校）講堂　設計したとされる[23]
大正15年1月30日　松山高等学校外国人教師官舎新築工事監督嘱託
大正15年5月10日 町村役場懸賞設計図案 岐阜県地方改良協会[24]
昭和2年8月15日 - 昭和3年3月20日　松山測候所　設計（1927.08.15-1928.03.20　「CHIEF ARCHITECT H.TOMURA DESIGNER TAKAGI」）

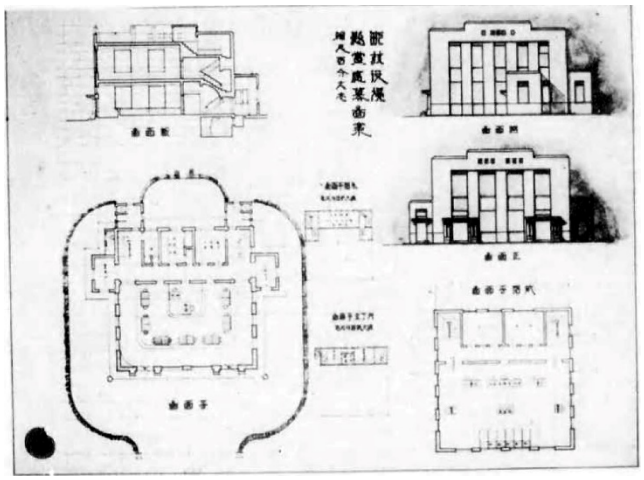

［図2］町村役場懸賞設計図案　岐阜県地方改良協会

戸村のデザインであることが唯一確実なのが「町村役場懸賞設計図案」［図2］である。図案の傾向はモダンで歴史主義の様相はあまり感じられない。この懸賞には、高木市太郎も出している。戸村と高木は松山測候所を設計したコンビである。高木は、堀勇良博士によると明治33(1900)年2月20日生まれで、昭和12(1937)年6月3日に逝去し、大正6(1917)年3月に愛媛県松山市立工業徒弟学校造家科を卒業し、大正8(1919)年から逝去するまで愛媛県に勤務している。

戸村の履歴で興味深いのは、「官職併有」についてである。大正10(1921)年3月31日付で「官職併有」し、大正13(1924)年10月31日に解かれている。堀勇良博士によると、この官職併有は「県吏としての建築技師が、判任官官吏としての愛媛県技手を兼ねている」という意味で、官庁の職と併有しているわけではないという。県庁の書類によると、戸村は大正13年「判任官進退賞罰」において「技手退官」とある。また、大正13年10月28日には自己都合により依願免本官を願い出ている。官職併有の

解職は戸村による依願であったことがわかる。

官職併有と同時期に、県立三島中学校（旧制）講堂の工事がある。仙波勝利「県庁建築技師戸村秀雄の様式」[25]によると、戸村は昭和２(1927)年９月県立三島中学校（旧制）講堂の落成式に招待されている。招待されただけでは設計者とは断定できないが、その期間は官職併有の時期との関係が見える。講堂の竣工は大正 13(1924)年５月４日である。三島中学校は『官報 2745 号』に大正 10(1921)年９月 24 日付文部省告示第 459 号として「愛媛県立三島中学校ヲ愛媛県宇摩郡三島町ニ設置シ大正 12 年４月ヨリ開校ノ判認可セリ　文部大臣・中橋徳五郎」[26]とある。戸村の判明した経歴との関係だけなので状況的なことでしかないが、三島中学校建設に関連して官職併有し、同校の竣工をもって解かれたようにも見える。そして、この時期の県の建築技師は戸村のみである。

文部省は、大正９(1920)年８月 25 日付勅令第 293 号として文部部内臨時職員設置制を公布するが、その目的は高等諸学校の創設及び拡張に関する事務に従事する職員を増やすというもので、翌年６月４日には勅令第 262 号として改正を行い職員の人員を大幅に増加させている。文部省は、明治から昭和初期にかけて建築課に札幌や岡山など各地に出張所を設けている。旧制中学等の学校建設に対応したものと考えられるが、官職併有時期の四国は、徳島、高松、高知に出張所があり、技手や所長心得などを１～２人を配置しているが愛媛は出張所がない[27]。大正８年には松山出張所があり、技師で所長の鳥海他郎、技手・陸軍歩兵曹長の中村公直[28]が在籍し、鳥海は国登録有形文化財の愛媛大学附属中学校講堂(旧旧制松山高等学校講堂,大正 11(1922)年)を設計したとされる。

次に、戸村の愛媛県庁に関する役割を総務管理課所管の書類に見て行きたい。

大正 15 年 12 月 19 日　臨時県会議事参与　建築技師・戸村秀雄[29]
昭和２年４月６日立案　県庁舎建築計画に関する件　工務技師・戸村の捺印も有
昭和２年 10 月 12 日立案　設計並に監督報酬基本料の件　技師・戸村の捺印も有
昭和２年 10 月 21 日立案　県庁舎建築工事施工伺　技師・戸村の捺印も有
昭和２年 11 月１日立案　県庁舎建築工事□□に関し□案電報□成す然□　戸村の捺印も有
昭和２年 11 月７日立案　建築工事□届□□の件　技師・戸村の捺印も有
昭和２年 12 月１日立案　地鎮祭式次の件　営繕係・戸村の捺印も有
昭和２年 12 月８日立案　県庁舎建築工事地鎮祭執行費用支出の件　建築技師・戸村の捺印も有
昭和３年１月 25 日立案　昭和２年度県庁舎建築費追加予算提案ノ件　建築技師・戸村の捺印も有
（昭和２年度）県庁舎建築費追加予算調　戸村の捺印
昭和３年２月 10 日立案　庁舎建築基礎工事変更の件　戸村の捺印も有
昭和３年２月 21 日立案　衛生設備工事施工伺　技師・戸村の捺印も有
昭和３年５月 23 日立案　庁舎建築工事の一部設計変更の件　戸村の捺印も有
昭和３年９月３日立案　工事費内渡しに関する件　戸村の捺印も有
昭和３年 12 月 26 日立案　工事竣工期限延期に関する件　戸村の捺印も有
（昭和３年）　愛媛県庁本館及衛生試験所新築衛生設備工事仕様書（表書きは中島の捺印）　戸村の訂正と訂正印
昭和４年　県庁事務従事者（県庁舎建築事務慰労金支給者）　建築技師
昭和４年１月 17 日　市村慶三作成（手紙）「貴庁々舎設備上に関シ参考に供し度義有之今般本県建築技師戸村秀雄を貴庁へ出張為致候ニ付御繁務中御迷惑とは存候へ共特に御便宜を与えられ度此段御依頼申上候」岐阜県庁舎へ視察[30]
昭和４年２月９日　愛媛県庁舎竣工検査報告　戸村の捺印も有
昭和４年４月 19 日　伊予新報　庁舎落成式の各係　設備係長戸村技師
昭和４年４月 20 日　庁員祝賀会　建築技師・戸村秀雄　出席
愛媛県庁舎新築工事設計仕様書･仕様副書　仕様書最終項に「戸村」訂正印
愛媛県庁舎諸設備工事予算書外　仕様書に「戸村」の訂正印

県庁舎は、大正 15(1926)年 12 月 15 日愛媛県通常県会において県庁舎改築意見書が採択され[31]、同月 19 日愛媛県会臨時会によって鉄筋コンクリート造、事業年度大正 15 年度～17(昭和３)年度、予算 604,977 円（予算 75 万とあるが残りは警察署建設費）等の条件で、県庁本館の建築に必要な予算案が議決され、改築が決定する[32]。同日、戸村秀雄は、書記官２名、地方事務官、地方技師、属各１名と共に建築技師として知事より臨時県会議事参与を命じられている。同年 12 月 21 日の新聞で、知事の談として設計主任に木子七郎、顧問として内藤多仲に委嘱することが報じられ、木子は新田長次郎の次女婿で松山高校の設計者であることが触れられている[33]。

一方、議事堂の経緯を時系列で見てみたい。

大正 15(1926)年 12 月 19 日県会臨時会によって、木造の仮議事堂を建築し、第二期計画として本議事堂を建築して仮議事堂を教育会館とすることが決議されている[34]。同年 12 月 25 日には「仮議事堂の設計を急ぐ」として大正 16(1927)年４月に建築完了であるとの記事が出ている[35]。昭和２(1927)年１月 21 日には県会議場新築工事契約として、鉄筋コンクリート造の地下１階、木造３階建ての

議場工事の施工が今治市の野間保太郎に決まるも同年1月28日に契約解除となり、同年2月12日に新居郡西条町の近藤徳太郎の施工に決定している[36]。同年8月7日の新聞に古典様式風の議事堂の竣工写真が掲載されている[37]。

前述のように、当時の愛媛県庁の建築技師は戸村秀雄のみである。大正15(1926)年の内務部土木課は、地方技師、道路主事、道路技師兼土木技師、土木技師兼道路技師に次いで名前がある[38]。建築技手や工手は複数在籍し、工手には高木市太郎がいる。

木子への委嘱は大正15(1926)年12月21日の報道で、鉄筋コンクリート造での予算が臨時議会で議決されたのは大正15(1926)年12月19日のことである。戸村はこの臨時議会で臨時県会議事参与に命じられている。つまり、建築技師として、このとき予算決議された県庁本館、県会議事堂、警察庁舎の計画に関わる相談役のような立場にある。自治体は、予算計上にあたって根拠となる計画案を策定するが、これは時系列から見て戸村が行ったと見て間違いない。特に、当時の香坂知事が『大正15年愛媛県会臨時会議事速記録第一号』の中で触れた計画案は重要である。香坂知事は、「(前略) 議事堂ハ廳舎建築ト同時ニ本建築ノ希望ヲ以テマシテ色々調査研究ヲ重ネタノデアリマスガ、財源其他ノ関係上一時ニ之ヲ為スコトガ出来マセヌノデ (以下省略)」と述べ、議事堂と一体で建築するか否かという庁舎建築の平面構成上での肝となる部分に触れており、この調査検討は戸村が担当したと考えられる。続いて知事は「(前略)議案ノ詳細ニ付キマシテハ御質問ニ應ジ、或ハ配置圖等ニ就キマシテ御説明ヲ致シタイト思ヒマス(以下省略)」と説明しており、質問者の大木貞太郎はこれを「平面図」と表現し、応接室が多く、土木課、教育課など民衆の用事が多いところには応接室を増やしたらどうか、高等官の食堂は3階、判任官の食堂は地下なのはどうなのかといった具体的な機能についての質問があることからも、木子の底案となるような具体的な与条件が示された積算用の平面計画案があったことは間違いない。

設計を木子に委嘱してから約半年後の昭和2(1927)年7月11-12日に、木子と内藤が県庁を訪れて予算が当初よりも膨れることが示されていることから見ても、これらの原案や底案になる平面計画案は戸村が知事等の意見を聞いて作成し、積算を行っていたとみて間違いないだろう。さらに、仮議事堂や警察庁者は木子の関係は無く、タイミングから見て戸村を中心とした設計である可能性が高い。戸村は、大阪清水製作所による「愛媛県廳装飾図按」の図面内の仕様変更にも押印があるなど、幅広く仕様等を確認する立場であったことがわかる。

このように戸村の最大の役割は、庁舎建築としては珍しい、議事堂を内包した設計とするか否かのプログラムの設定に関わっている可能性が高いという点である。県の建築技師として、木子の実施図面に関わり、内部調整、木子委嘱以前には予算用の計画図面、積算等にも関与したことは間違いない。

(4)和田友吉

和田友吉は、昭和2(1927)年3月4日に「愛媛県庁舎建築事務嘱託」となっている。昭和2(1927)年12月10日現在の建築学会姓名録では「愛知県臨時建築部嘱託松山市花園町1-4-8」とあるが、居住する住所が松山市であること、愛知県は臨時建築部を設けていないことから、前述のように愛媛県臨時建築部と見て間違いない。県庁本館の着工は昭和2(1927)年11月11日、地鎮祭同年12月16日、竣工は昭和4(1929)年3月31日であることから、着工前には参加していたことがわかる。

出身は、関西商工学校で、明治40(1907)年7月に卒業している。明治42(1909)年1月から大正3(1914)年までは京阪電気鉄道株式会社に勤務し、大正2(1913)年1月に大阪木子建築事務所入所とある。建築雑誌では、木子建築工務所、住所は「大阪、東、十二軒町」とある。木子七郎が事務所を開設したのは大正2(1913)年7月1日、その住所は「大阪府大阪市東区十二軒町19」なので、この木子建築工務所は木子七郎の事務所と見て間違いない。

和田のこれ以降の所属先を姓名録に見ると、大正10(1921)-13(1924)年久松別邸建築場　松山市花園町1-4-8、大正14(1925)年松山高等商業学校建築場、昭和4(1929)-5(1930)年新潟県庁建築係嘱託、昭和6(1931)-7(1932)年日本赤十字社大阪支部病院建築部、昭和8(1933)年は名簿なし、昭和9(1934)-11(1936)年新田帯皮製造所建築場、昭和12(1937)-13(1938)年山陰貯蓄銀行建築事務所、昭和15(1940)年日本赤十字大阪支部病院阿武野分院勝景園建築事務所、昭和16(1941)年大阪商工寄宿舎建築事務所、昭和17(1942)-18(1943)年新田帯皮製造所建築係とある。この他、伊予農業銀行、金沢商業会議所、百三十七銀行、石崎汽船株式会社、愛媛銀行北条支店、今出銀行などの新築工事現場への関わりが明らかになっている。

久松別邸は、久松定謨が建築した久松家の別邸で、木子七郎が設計した萬翠荘のことであろう。『萬翠荘調査報告書』によると、大正9(1920)年12月には計画が進行して

おり、大正 11(1922)年 11 月 25 日に竣工式とある。松山高等商業学校は大正 12(1923)年に創立し、本館は大正 13(1924)年竣工で、木子は同校の校舎すべてを手掛けている。新潟県庁は昭和４(1929)年１月に木子が設計監督を委嘱されており、新田帯皮（革）製造所は木子が大正元(1912)年以来建築顧問として関与し、山陰貯蓄銀行は木子が手掛けている。大阪商工寄宿舎建築事務所は、おそらく大阪高等工業学校寄宿舎のことと推定される。昭和６(1931)-７(1932)年日本赤十字社大阪支部病院建築部、昭和 15(1940)年日本赤十字大阪支部病院阿武野分院勝景園建築事務所は、長らく木子が赤十字社の建築に関与しており、昭和 15(1940)年５月には日本赤十字大阪支部病院阿武野分院勝景園の建築主任を命じられている。大正５(1916)年こそ木子建築工務所所属で松山市の大丸建築部が住所となっており、大丸呉服店を木子が手掛けたかは不明なのと横山鉱業部は不明ながら、大正５(1916)年に木子の事務所に所属していることは間違いない。つまり、これらはほとんど木子が設計に関与した現場ということになる。和田友吉は、木子が信頼する現場監督であったと考えられる。

明治 16 年 4 月 1 日生まれ　金沢市
明治 36 年 1 月　大阪市営繕課
明治 37 年 7 月　兵役応召
明治 39 年 5 月　大阪市西区明治尋常小学校外 12 校新増築設 計監督に従事
明治 40 年 7 月　私立関西商工学校建築科卒業
明治 42 年 1 月　京阪電気鉄道株式会社技手任用
明治 44 年 1 月 14 日　建築学会役員会にて河合幾次の推薦で准員として入会[39]
明治 44 年 11 月 25 日現在　京阪電気鉄道株式会社
大正 2 年 11 月　大阪木子建築事務所入所
大正 3 年 11 月 25 日現在　木子建築工務所　大阪、東、十二軒町
大正 5 年 11 月 25 日現在　木子建築工務所　松山、本、大丸建築部
大正 9 年 11 月 25 日現在　金沢市大手町 9 横山鉱業部　准員
大正 10 年 11 月 25 日現在　久松別邸建築場　松山市花園町 1-4-8
大正 14 年 11 月 25 日現在　松山高等商業学校建築場
大正 15 年 11 月 15 日現在　建築学会正員転格
昭和 2 年 3 月 4 日　愛媛県庁舎建築事務所嘱託
昭和 2 年 12 月 10 日現在　愛知県臨時建築部嘱託　松山市花園町 1-4-8　※住所から見て愛媛県の間違い
昭和 4 年 11 月 1 日現在　新潟県庁建築係嘱託
昭和 6 年 12 月 10 日現在　日本赤十字社大阪支部病院建築部
昭和 9 年 12 月 10 日現在　新田帯皮製造所建築場
昭和 12 年 10 月 31 日現在　山陰貯蓄銀行建築事務所
昭和 14 年 10 月 31 日現在　大阪府守口町土居 123
昭和 15 年 10 月 31 日現在　日本赤十字大阪支部病院阿武野分院勝景園建築事務所
昭和 16 年 10 月 31 日現在　大阪商工寄宿舎建築事務所
昭和 17 年 10 月 31 日現在　新田帯皮製造所建築係
昭和 18 年 5 月 1 日現在　新田帯皮製造所建築係

同一人物かどうかは定かではないが、昭和 28(1953)年８月の「島田木工協同組合（昭和２４、２６年度補助）昭和 27 年度共同施設利用状況及び決算について」という公文書（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A16110632200 昭 50 通産 00008100(所蔵館：国立公文書館)）に島田木工協同組合理事長（静岡県島田市）として和田友吉の名が確認できる。

(5)田原政見

田原政見は、和田と同じく元々県庁に在籍していたわけではなく、どこからか流れてきた人物である。判明した履歴は以下のとおりである。

田原は、建築学会に岡田信一郎の推薦で入会している[40]。岡田信一郎は明治 41(1908)年３月から同 44(1909)年 12 月まで嘱託として日本銀行に在籍し、小樽支店にも参画している。田原は、日本銀行小樽支店の棟札（明治 43(1910)年 11 月３日上棟）に雇として記名がある[41]。岡田と出会ったのが小樽であれば、入会と田原の小樽赴任とは時期が前後するが、岡田は日本銀行の嘱託であり、各所の現場を見ていた可能性もある。

日本銀行金沢出張所（金沢市石浦町）は、明治 42(1909)年３月開設の新築を見込んで明治 40(1907)年度末から土地買収に着手し、明治 41(1908)年１月までに土地買い入れの手続き完了した上で、明治 41(1908)年５月１日着工、明治 42(1909)年８月落成している。[42]

明治 41 年　福岡県立福岡工業学校建築科卒業(堀勇良博士の教示)
明治 41 年 4 月 6 日　　役員会にて岡田信一郎の推薦で准員として入会　日本銀行技術部
明治 41 年 11 月 10 日現在 金沢市石浦町日本銀行出張所建築事務所
明治 42 年 11 月 10 日現在　小樽区色内町日本銀行支店建築場
明治 44 年 11 月 25 日現在　宮崎県児湯郡上穂北村
大正 3 年 12 月 7 日　建築学会役員会　定款第 25 条にて除名　宮崎県に所在のまま
昭和 5 年 7 月 1 日　新潟県県吏員　建築技師　年 1900
昭和 6 年 7 月 1 日　新潟県県吏員　建築技師　年 1742
昭和 7 年 7 月 1 日　新潟県県吏員　建築技師　年 1742

(6)その他の部員の履歴

調査可能な範囲での履歴は以下のとおりである。

丸花才治
愛媛県立松山工業学校卒業

昭和2年　愛媛県庁土木課　松山市宮古町108安井方　建築学会准員
昭和4年　愛媛県庁土木課　松山市宮古町108安井浅一方　建築学会准員

三宅義通
大正13年8月15日発行（大正12年度）　愛媛県土木課　松山土木出張所　道路技手兼土木技手
大正14年7月1日現在　愛媛県土木課　松山土木出張所　道路技手兼土木技手
大正15年7月1日現在　愛媛県土木課　松山土木出張所　道路技手兼土木技手
昭和2年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和5年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和6年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和7年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和8年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和9年8月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和10年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和11年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和13年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和14年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和16年8月15日現在　技手　道路技手兼土木技手
昭和19年7月1日現在　土木技手

一色数市
昭和8年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和9年8月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和10年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和11年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和13年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和14年7月1日現在　道路技手兼土木技手
昭和16年8月15日現在　技手　道路技手兼土木技手
昭和19年7月1日現在　土木技手

山中大九郎
大正13年8月15日発行（大正12年度）　土木課　工手
大正14年7月1日現在　土木課　工手
大正15年7月1日現在　土木課　建築技手
昭和5年7月1日現在　建築技手
昭和6年7月1日現在　建築技手
昭和7年7月1日現在　建築技手
昭和8年7月1日現在　建築技手
昭和9年8月1日現在　建築技手
昭和10年7月1日現在　建築技手
昭和11年7月1日現在　建築技手
昭和13年7月1日現在　建築技手
昭和14年7月1日現在　建築技手
昭和16年8月15日現在　建築技手兼農政課　建築技手
昭和19年7月1日現在　建築技師

乗本利三郎
大正13年8月15日発行（大正12年度）　土木課　工手

河井久雄
明治38年2月22日生まれ　福岡県若松市（現・福岡市若松区）
大正8年4月9日　福岡県立福岡工業学校建築科入学
大正12年3月20日　福岡県立福岡工業学校建築科卒業
大正12年4月1日　大阪市北区京橋二丁目　株式会社大林組入社
大正12年4月20日　愛知農商銀行新築場内大林組熱田出張所勤務(愛知県名古屋市)
大正12年9月20日　大阪市久宝小学校新築場大林組久宝出張所勤務
大正12年12月10日　逓信省仮工事大林組出張所勤務（東京）
大正13年1月25日　退社
大正13年4月8日　神戸高等工業学校建築科入学
昭和2年3月14日　神戸高等工業学校建築科卒業
昭和2年3月28日　愛媛県からの問い合わせに対する神戸高等工業学校建築科長・古宇田實から身分照会の回答
昭和2年3月31日　愛媛県建築技手　内務部土木課
昭和2年4月5日　愛媛県建築技手　内務部土木課
昭和3年6月8日　愛媛県警察技手兼務
昭和4年5月15日　愛媛県警察技手専務　警察部保安課勤務・警務課衛生課兼務
昭和4年5月20日　愛媛県建築技手　判任官二等待遇
昭和9年7月12日　愛媛県検疫委員
昭和11年10月31日　愛媛県技手　警察部保安課勤務
昭和12年頃　兵役　補充兵役陸軍歩兵
昭和12年2月26日　陸軍技手　判任文官初任俸給額ニ関スル件
履歴:「河井久雄ヲ陸軍技手ニ任用シ初任判任官俸給制限外支給ノ件」（国立公文書館 纂 02289100　公文雑纂・昭和十二年・第四十二巻・初任判任官俸給制限外支給一・内閣～海軍省）

2.考察
(1)臨時建築部という組織による都道府県庁舎の設計
石田潤一郎『都道府県庁舎　その建築史的考察』(思文閣,平成5(1993))の「付録:都道府県歴代庁舎一覧」(p412)によると、明治、大正、昭和前期（第二次世界大戦前）の都道府県庁舎建築の設計者に臨時建築部を設けた例は無い（前節「愛媛県庁本館の意匠について」参照)。
これは、日本建築学会への庁舎建築に関する幾つかの報告を見ても同様である[43]。ひとつには、前述のように核となる建築技師が愛媛県に存在していなかったということがあるだろう。庁舎建築の設計について、『建築雑誌』では昭和36(1961)年に特集が組まれている。ここで、建設省営繕局の横山正彦と高野隆は、官公庁の庁舎を前提としてはいるが記念的性格が庁舎建築には求められ、「記念的性格の強い建物の設計には建築家の創造力がなにものにもまして大きい役割を果たす」としている[44]。また、小坂秀雄は、「庁舎建築を担当する官庁営繕機関にある建築家も(中略)折角良い建築を作る能力や意欲があっても、それを作らせる環境がなければいたし方ない。すなわち

その組織である(中略)その建築の設計監理を担当する者が(中略)アーキテクトとしての充分の能力を発揮できるような立場におかれることが必要である。(以下省略)」[45]としており、庁舎建築でありながら建築家がいかに能力を発揮できるかという環境の整備が重要であることを指摘している。時代は前後するが、この点は戦前でも共通するだろう。県の営繕部署に核となる建築技師がいて、総力を挙げて取り組めればいいが、形式的には専門部署として臨時建築部を設け、庁舎設計に特化した方が仕事は円滑で、設計者である木子七郎をサポートする体制も整い、総じて良い方向に向くことは間違いないだろう。

臨時建築部は、臨時砲台建築部(同官制明治 19(1886)年 11 月 30 日)、臨時陸軍建築部(同官制明治 29(1896)年３月 21 日)、臨時海軍建築部(同官制明治 29 年５月 22 日)、臨時葉煙草取扱所建築部(同官制明治 29 年 10 月 10 日)、大蔵省臨時建築部(同官制明治 38(1905)年９月 26 日)、臨時議院建築局(同官制大正７(1918)年６月８日)などの官の系譜が良く知られている。陸軍は新設の臨時工事や砲台建設等を目的とし、臨時葉煙草や大蔵省は煙草と塩の専売に関する臨時の建築や事務を目的とするなど、臨時的に部署を設けることには理由がある。民間では住友が本店建設のために設けた住友本店臨時建築部(明治 33(1900)年,現・日建設計の前身)が良く知られているが、都道府県での臨時建築部の設置は、基本的には建築技師が在籍するためかあまり聞き慣れない組織である。

とはいえ、堀勇良博士によると県庁内に臨時的な部署を設けることは珍しいことではなく、その場合は「県庁舎建築事務所」などと呼ばれるという。愛媛県の場合は、聞きなれない「臨時建築部」という名称を用いている。つまり、組織としてはそこまで珍しいものではないということになる。また、愛媛県の臨時建築部の場合は組織や体制としての問題であり、設計そのものは木子七郎に委嘱されたことは書類等からも明らかである。

では、なぜ臨時的な建築部署を設ける必要性があったのか。おそらく、長らく使い続けられてきた老朽化した庁舎に対して、大正 15(1926)年 12 月 15 日愛媛県通常県会において県庁舎改築意見書が採択され、同月 19 日愛媛県会臨時会にて全会一致で新築が決議されたことで計画を急ぐという意味での県知事の意思表明であり、社会の要請に応えようとする上で個人に設計を委嘱するだけでなく、県として一体感を持って取り組むのだという目に見える形での意思表示でもあったのだろう。見方を変えれば、官の臨時建築部が複数のものを大量に建設するために設けられ、民の臨時建築部は通常は設計担当部署を置いていないために施設建設の合理化や経費節減を目的に様々なビルディングタイプを手掛けたことに対して、愛媛の場合はあくまでも規程の第一条に「県廳舎新築ニ関スル事務ヲ處理セシムル為臨時建築部ヲ設ク」あるように県庁本館のためだけに設けられた組織で、一組織で一物件という唯一現存する例ということになる。

臨時建築部の中堅技術者を実質的に束ねる立場にいた建築技師の戸村秀雄の存在は重要である。木子着任以前に予算用の平面図を計画し、議会の新築決議にも用いられるなど本建築の底案となるようなものを手掛けた人物はほぼ戸村と見て間違いない。そういう人物が、特に第二次世界大戦前の自治体においてある程度特定できることは珍しいことであろう。そういう見方をすれば、水道関係の組織については技術者が各現場を転々としていたことはよく知られているし、大工が技術交流をしてきた事実もすでに周知されているが、公共建築の新築においても中堅技術者や製図工、或いは現場監督などが各地の現場を転々と廻っていた事実が浮き彫りとなり、これはあまり知られていないことでもある。その一端を示すことができたことは、学術上は意義のあることといえよう。

(2)部員及びその周辺人物の相関関係

臨時建築部部員と、その周辺にいる人物の相関関係を簡単に見て行きたい。

まず、木子と内藤の役割を見てみたい。昭和２(1927)年 10 月 12 日付「設計並に監督報酬費支払い伺い」[図４]によると、県庁舎設計等に関する支払いとして、設計図書ができたことにともなって報酬を支払うとし、17000 円を木子に、1000 円を内藤に支払うという伺いが立てられている[46]。昭和２年８月 12 日の新聞で新築設計図が完成し、実施設計を進めていると報道されていることからも時期的には符合する。では、金額の違いについてであるが、設計書を作成し、新築設計図を行い、実施設計図を作成している木子が 17000 円に対して、内藤の 1000 円というのは顧問とはいえ割高である。内藤の関与の範囲は明らかではないが、ドームと塔の構造図や構造計算については関与したことは間違いないだろう。

木子は、前述のように主な書類に名前が出てくる程度で、その多くは戸村秀雄の捺印が押された県庁内の書類で処理されている。顧問の内藤は、おそらくデザインには関与していない。立場を見ると早稲田大学教授であり、大正 13(1924)年には工学博士の学位を取得し、昭和２～４

年は建築学会を含めて役員は委嘱されておらず、大正14年以降はNHKの電波塔を各所で建設を始めているなど、対面的な意味では顧問として申し分ない。そして、現場管理には木子のお抱えともいえる和田友吉がいる。

『萬翠荘調査報告書』によると、木子(明治44(1911)年3月東京帝国大学工科大学建築学科卒業)と内藤(明治43(1910)年3月東京帝国大学工科大学建築学科卒業)は、木子が留年したため卒業は一年遅いが大学の同級生であり、木子が設計した壁式RC造の内藤自邸(今井兼次と共同,大正15(1926)年)、山口万吉邸と東京中央放送局(大正14(1925)年)は構造設計を内藤が担当したとされる。

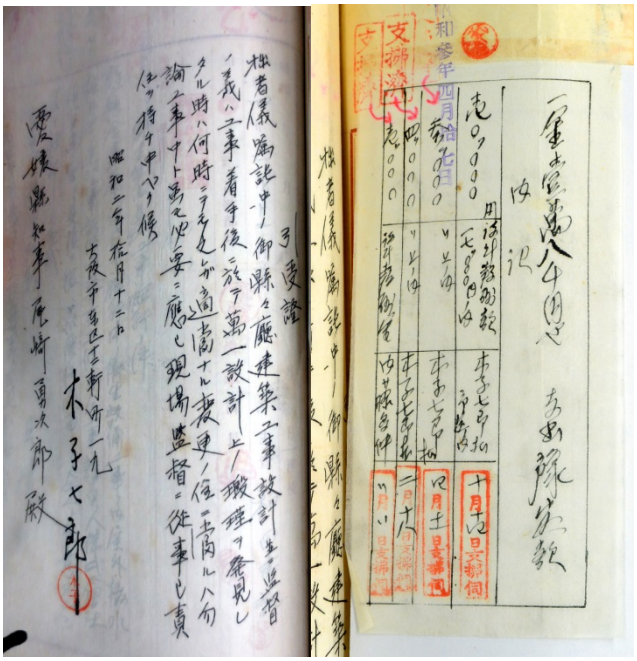

［図3］木子設計監督引受證　［図4］「設計並に監督報酬費支払い伺い」

岡田信一郎は、明治39(1906)年7月東京帝国大学工科大学建築学科を卒業し、明治44(1911)年には早稲田大学講師に転じて後に教授となり、大正12(1923)年までは内藤と共に在籍している。木子七郎は、明治34(1901)年に高等師範学校付属中学校(現・筑波大学附属中学校・高等学校)を第10回生として卒業し、岡田は同じ学校を明治33(1900)年に第9回生として卒業した先輩後輩である。

木子が後に手掛けた新潟県庁舎は、建築顧問に内藤多仲と岡田信一郎、設計及び監督に木子七郎という構成で、この点でも3人の結び付きが強かったことがわかる[47]。

個人の構図としては、予算取りのための底案と県庁内の調整・実施設計は戸村秀雄、基本設計及び実施設計・監督は木子七郎、ドームと塔の構造設計や構造計算が内藤多仲、木子のお抱え和田友吉、岡田信一郎が建築学会に推薦し、日本銀行小樽支店の現場で共に働いたベテランの田原政見を現場に入れている。

戸村はなぜ千葉から熊本へ、熊本から愛媛へと渡り歩き、建築教育の学校を卒業していないにも関わらず、なぜ県の建築技師へと上り詰めたのか。

まず、県庁新築を決めた愛媛県知事の香坂昌康を見ると、香坂は明治41(1908)年7月に東京帝国大学法科大学を卒業し、千葉県属となり、明治42(1909)年5月1日現在では千葉県内務部属である。つまり、戸村秀雄が千葉県工手補であった同じ時期に千葉県に在籍している。ちょうどこの時期に、千葉県は矢橋賢吉と県技師の久野節の共同設計による千葉県庁舎(明治40(1907)年10月起工明治45(1912)年5月竣工)の建設が進められている。戸村は、ここで庁舎建築の経験をしていた可能性が高い。

戸村は、今のところ繋がりがはっきりしない中條精一郎に建築学会に推薦されている。中條精一郎は、香坂と同じ山形県米沢の出身であり、明治40(1907)年に米沢有為会において平田東助が第3代会長となった際には香坂が教育部幹事で、中條は評議員である。

次に東京帝国大学法科大学の同期であり、明治41(1908)年11月第15回文官高等試験行政科試験に共に合格し、明治42(1909)年2月に香坂(明治42(1909)年8月内務省入省)よりも一足先に内務省に入省した大海原重義がいる。大海原は、明治44(1911)年から45(1912)年にかけて熊本県事務官である。戸村は明治45(1912)年に熊本県に転じている。熊本県は、明治末から大正期にかけて熊本県女子師範学校(明治44年4月開校)、同附属小学校(明治45年4月開校)、熊本県立熊本中学校講堂(大正元年11月完成)、熊本県立高等女学校(大正2年5月完成)、熊本県第二師範学校(大正3年4月開設)など数多くの学校の開校や完成がある。県立以外にも多くの学校が建設されており、これらに関与した可能性が高い。大正8(1919)年に熊本回春病院らい菌研究所(現・リデル、ライト両女史記念館)が竣工しており、戸村と中條に接点があったとすれば明治28(1895)年から施設建設が進められた熊本回春病院[48]だが時代は前後する。

香坂が明治43(1910)年から愛媛県事務官となり大正2(1913)年に理事官となって愛媛を去って大正6(1917)年に熊本県警察部長として赴任するが、このとき戸村は熊本県県吏員から内務部技手となっている。大正2年に愛媛県で香坂と共に事務官補、理事官を務めたのが藤澤喜

士太である。理事官の藤澤がいる大正７年に戸村は愛媛県に技手として転じている。『愛媛県の近代化遺産』(愛媛県教育委員会,平成 25 年) によると大正７年は４月１日に宇和郡立宇和農蚕学校が県立に移管され、９月 20 日に西条農業高校の設立、翌年４月の開校が認可された時期で、同年の文部省直轄諸学校官制にともなって大正８年４月１４日に官立松山高等学校が認可されている。戸村はこれらに関連して愛媛県に呼ばれた可能性がある。

大正 14(1925)年９月 16 日から昭和２(1927)年５月 17 日までの間は、香坂昌康が愛媛に知事として赴任し、戸村は三度同じ勤務先で過ごすことになる。昭和２(1927)年５月 17 日に尾崎勇次郎が愛媛県知事となり、昭和３(1928)年５月 25 日に退任し、そのまま新潟県知事に転じて庁舎新築案を県会に提案し、木子七郎に設計を委嘱して、内藤多仲と岡田信一郎に顧問を委嘱し、和田友吉は県嘱託、田原政見は新潟県県吏員・建築技師として在籍することになる。そして、香坂は明治 43(1910)年４月赤十字社愛媛支部会計監事兼幹事になって以降、関西方面を中心にした赤十字社の幹部であり、木子と岡田信一郎は赤十字社の建築顧問等で設計に関与している。

戸村は、昭和５(1930)年７月７日に突如として建築学会正員に転格している。長らく学会から離れ、建築の学校も卒業していない戸村は、愛媛県県庁本館での仕事をもって新規入会転格したと想像されるが、これも就職に関連して正員資格を得た可能性がある。とはいえ、ここでは時系列で相関の事実関係を見たにすぎず、あえて想像的なことは触れないでおくが、無関係に人が移動しているとは思い難い関係性が浮き彫りになってくる。

脚注

1) 雑書（県庁舎建築関係）,昭和２年３月～昭和４年度,総務管理課
2) 雑書（県庁舎建築関係）,昭和２年３月～昭和４年度,総務管理課
3) 雑書（県庁舎建築関係）,昭和２年３月～昭和４年度,総務管理課、海南新聞大正 15 年 12 月 21 日
4) 愛媛県報第 23 号 昭和２年３月 25 日、雑書（県庁舎建築関係）,昭和２年３月～昭和４年度,総務管理課
5) 県庁舎建築概要,総務管理課所蔵、県庁舎建築工事（設計書類契約書共）三冊の内一,昭和 1～4 年,総務管理課
6) 昭和４年土第８号永年保存「建築工事」綴り、海南新聞 昭和４年４月 20 日
7) 愛媛県報第 23 号 昭和２年３月 25 日
8) 建築家木子七郎,銀座八丁目の 75 年 新田ビルの建築記録,ニッタ株式会社,2007、木子七郎,INAX REPORT189,pp.4-16,2012.1 ほか
9) 雑書（県庁舎建築関係）,昭和２年３月～昭和４年度,総務管理課
10) 総務管理課所蔵資料
11) 廳舎実施計画,昭和２年と推定,,総務監理課
12) 海南新聞 昭和２年７月６日
13) 海南新聞 昭和２年７月 13 日
14) 海南新聞 昭和２年８月 12 日
15) 東京高等工業学校一覧 明治 41-42 年,東京高等工業学校
16) 建築雑誌第 274 号,建築学会,明治 42 年 10 月 25 日
17) 建築雑誌第 337 号,建築学会,大正４年１月 25 日
18) 愛媛県報第 154 号,昭和４年７月５日
19) 建築雑誌,建築学会,昭和５年８月 25 日
20) 建築雑誌,建築学会,昭和７年８月 25 日
21) 東京高等工業学校一覧 明治 38-40 年,東京高等工業学校,明治 39 年 12 月
22) 千葉県報 明治 39 年３月 23 日の第 2071 号
23) 仙波勝利：県庁建築技師戸村秀雄の様式,文化愛媛,愛媛県文化振興財団,1992.5
24) 町村役場懸賞設計図案,岐阜県地方改良協会,大正 15 年５月 10 日
25) 仙波勝利：県庁建築技師戸村秀雄の様式,文化愛媛,愛媛県文化振興財団,1992.5
26) 官報 2745 号,大蔵省印刷局,大正 10 年９月 24 日
27) 文部省職員録 大正 12 年 11 月１日調,文部省,大正 13 年１月
28) 文部省職員録 大正８年調,文部省,大正８年 12 月
29) 海南新聞 大正 15 年 12 月 20 日
30) 岐阜県歴史資料館所在史料目録＜金澤正徳家文書＞
31) 海南新聞 大正 15 年 12 月 16 日
32) 大正 15 年愛媛県会臨時会議事速記録第一号、海南新聞 大正 15 年 12 月 20 日
33) 海南新聞 大正 15 年 12 月 21 日
34) 海南新聞 大正 15 年 12 月 20 日
35) 海南新聞 大正 15 年 12 月 25 日
36) 県庁舎建築工事(設計書類契約書共)三冊の内一,昭和１～4 年,総務管理課
37) 海南新聞 昭和２年８月７日
38) 愛媛県職員録 大正 15 年７月１日現在
39) 建築雑誌 明治 44 年１月
40) 建築雑誌 明治 41 年４月
41) 駒木定正：明治期日本銀行の建築設計組織と小樽支店(明治 45 年)の設計者 辰野金吾,長野宇平治,岡田信一郎の関わり,日本建築学会計画系論文集 570,pp.117-123,2003.8
42) 日本銀行沿革史 第十巻,日本銀行,大正２年
43) 畔柳武司：1 地方行政建築の歴史的変遷(その 1) 府県庁舎の様式成立について,東海支部研究報告集,pp.97-100,1975、秋元一秀他：山口県庁舎及び議事堂に関する二、三の計画史的考察 第１報建設企画と設計過程,学術講演梗概集,pp.1451-1452,1993.9、現・石川県庁舎の保存に関する要望書,建築雑誌,1994.8、現・栃木県庁舎の保存に関する要望書,建築雑誌,1994.2、米山勇・岡田義治：栃木県庁舎の設計変更について 新発見資料に基づく栃木県庁舎と佐藤功一に関する研究 1,学術講演梗概集,pp.453-454,2004.7、大阪府庁舎本館の保存活用に関する要望書,建築雑誌,2006.10、村山道隆・小西敏正：近代建築の動態保存に関する用途変更と構法の研究 都道府県庁舎建築について,学術講演梗概集,pp.719-720,2007.7、清水隆宏他：旧岐阜県庁舎の研究 その 1 建築的特徴について,学術講演梗概集,pp.521-522,2010.7
44) 建設省営繕局営繕計画課・同建築課 横山正彦・高野隆：庁舎建築のあり方 基本設計と実施設計,pp.63-64.建築雑誌 1961.2
45) 小坂秀雄：庁舎建築はどうあるべきか(官庁営繕の立場から),pp.67-68,建築雑誌 1961.2
46) 県庁舎建築工事(設計書類契約書共)三冊の内一,昭和１～4 年,総務管理課
47) 土木建築工事画報,工事画報社,昭和 10 年７月号
48) 大鳥香菜子他：設立から閉鎖に至る回春病院の施設配置構成 熊本におけるキリスト教系ハンセン病療養所に関する史的研究,日本建築学会研究報告.九州支部,pp. 521-524,2014

履歴については、『愛媛県職員録』(愛媛県)、『建築学会姓名録』(建築学会所蔵分)、『職員録』(印刷局)を参照している。ただし、『愛媛県職員録』は、戸村秀雄など最初から臨時建築部に所属した人物は愛媛県所蔵のものを参照しているが、それ以外は国立国会図書館所蔵分のみである。また、木子については木子自身が書いた履歴書(『萬翠荘調査報告書』所収)を参照している。

第 3 節　内藤多仲による構造計画について

改めて述べるまでもないが、内藤多仲は 1923 年関東地震の直前に発表した『架構建築耐震構造論』と、理論に基づいて設計された日本興業銀行本店(図 1)が地震に無傷で耐えたことから一躍脚光を浴び、その後の日本の耐震建築の方向性を決定づけた。耐震壁や鉄骨と鉄筋コンクリートの複合構造である SRC 構造も採用し、横力分布係数による内藤式架構計算法を確立し、設計法としてまとめた。「耐震構造の父」とも呼ばれる所以である。非常に多くの構造設計にも携わり、晩年には東京タワー等の設計者として、一般にも「塔博士」として広く知られた。

図 1 日本興業銀行本店

愛媛県庁本館と内藤多仲との関わりは、設計者の建築家木子七郎と東京帝国大学での同級であったことが大きいと思われる。大正 14~15 年には、今井兼次を混じえて NHK 愛宕山放送局、山口萬吉邸、内藤多仲邸(図 2)などを協働して設計している。いずれも 40 代前半頃である。

図 2 内藤多仲邸

今回の調査により、契約関係の資料や当時の新聞報道等から、愛媛県庁本館の構造設計に内藤多仲が関わったことが確認されたが、不可解なのは、彼の著書には参与作品として、愛媛県庁舎と、後にやはり構造設計に関わった木子七郎設計の新潟県庁舎が挙げられていないことである。また、早稲田大学内藤多仲博士記念館(旧自邸)の資料にもこれらの構造計算書と図面等の存在が現在までのところ確認されていない。先の山口萬吉邸の場合は、山口家に保管されていた図面や計算書、工事日誌など大量の資料が最近発見された。愛媛県庁本館についても、今後の新発見を期待したい。

愛媛県庁本館は、耐震耐火性能を備えた鉄筋コンクリート構造で設計されており、議会棟を別に設置していることから、正面中央にドーム形の塔屋を有する H 字形のコンパクトな平面構成となっている。

特徴ある半球ドーム形を頂く塔屋を支える部分には鉄骨鉄筋コンクリート構造が採用されている。

構造計算書が見当たらないので、構造計画に関する以下の考察はあくまで、現存する図面から読み取ったものであることを断っておきたい。

建築家木子七郎の特徴的なドームを載せた塔屋は、階段の柱に揃えた位置で一方の荷重を受ければ、もう一方は、中央部分のグリッドサイズとずれる事になる。そこで、4 階の正庁では塔屋の四隅と同位置の柱により受け、3 階以下ではグリッド位置にくる柱と合体させた幅の広い壁柱として処理し、基礎まで荷重を伝達する形式を採用している(図 3)。塔屋の荷重を受ける柱部分には鉄骨の補強がされている。今回調査の過程で行われた電磁波レーダーによる検査によって、設計図書通りの配筋と鉄骨のラティス材等が確認されている(図 4)。

また、塔屋に関しては、一階正面から見上げた時の見え方への配慮と思われるが、階高がかなり高い。そのため中 2 階位置に鉄骨を入れた梁と回廊を付加することにより塔屋の水平剛性を確保しているものと考えられる(図 5)。但し、これらの補強部分は外壁の意匠を損なわないよう配慮されている。脚部も鉄骨入りの梁で補強されている。塔屋部分の構造をまとめて、アクソメ図として表現したものが図 5 である。すでに耐震改修を前提とした耐震診断が実施されているが、こうした細かな配慮は一般的な診断プログラムの前提にのりにくい可能性もありうる。

本館全体の H 字形の平面において、中央部分と両翼部は壁柱を介して連結されており、塔屋と同様に、建物全体が一体となって挙動することを目指した設計になって

いるものと思われる。香川大学宮本研究室によって実施された、建物及び地盤の常時微動測定結果とも整合するもので、中央部分、両翼部分とも 3.9Hz 付近に卓越振動数をもち、高さ方向の振動モードはせん断型の直線的な分布であり、また中央部分では塔屋の影響する振動モードが確認されている。

以上のような構造計画は、構造設計者内藤多仲の構造の特徴を示すものと云えよう。意匠設計者の意図を汲んで、ディテールを大事にしながら、全体を通してバランスよく構造要素を配置するのである。地震や台風など様々な自然現象を謙虚に受け止め、それら事象を実験・検証しながら、仮定の上に積み重ねた計算を、もう一度原点に戻って全体の整合性を確かめるのが、生涯を通じての設計指針であったと云える。

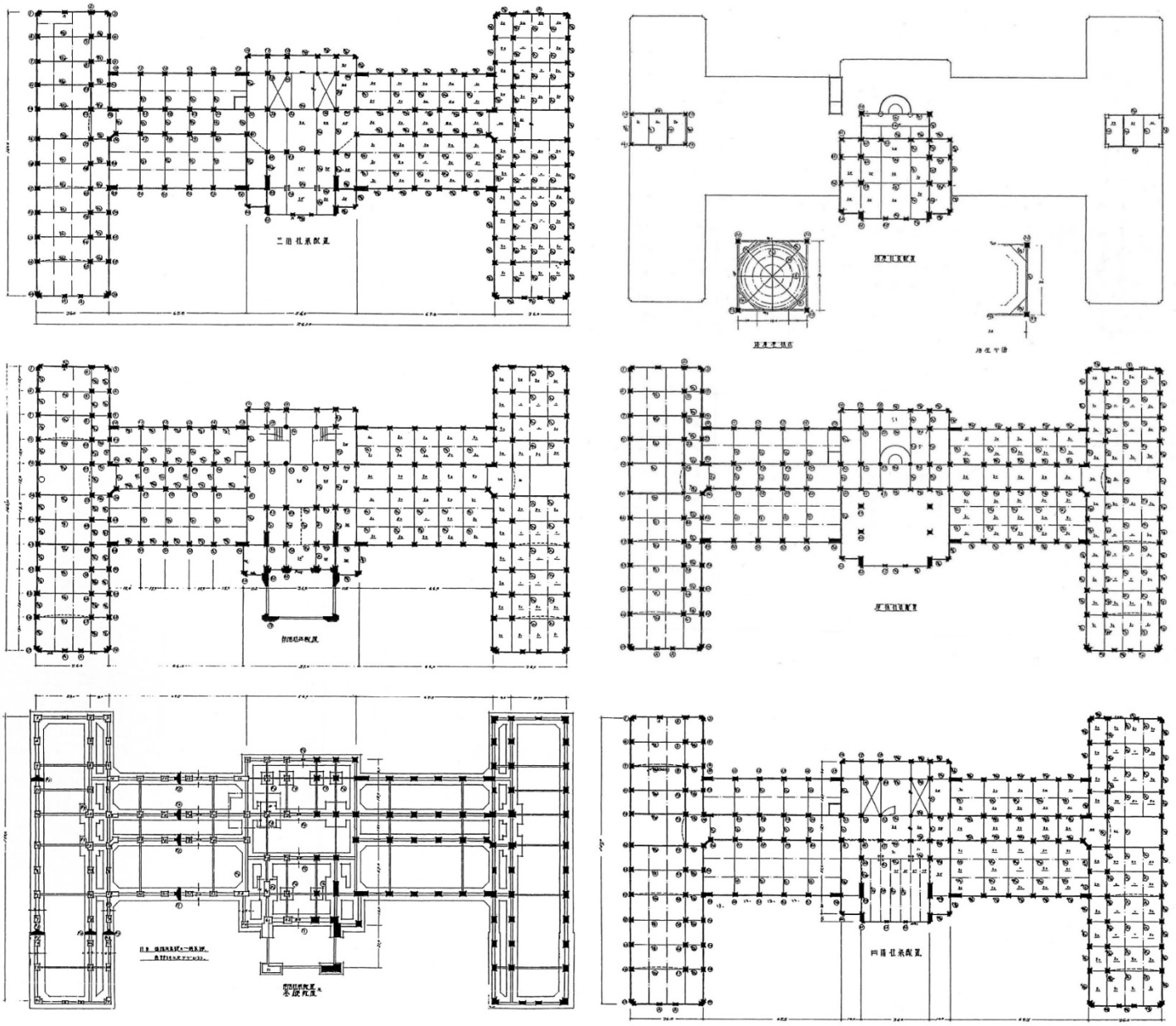

図 3 柱配置・基礎伏図

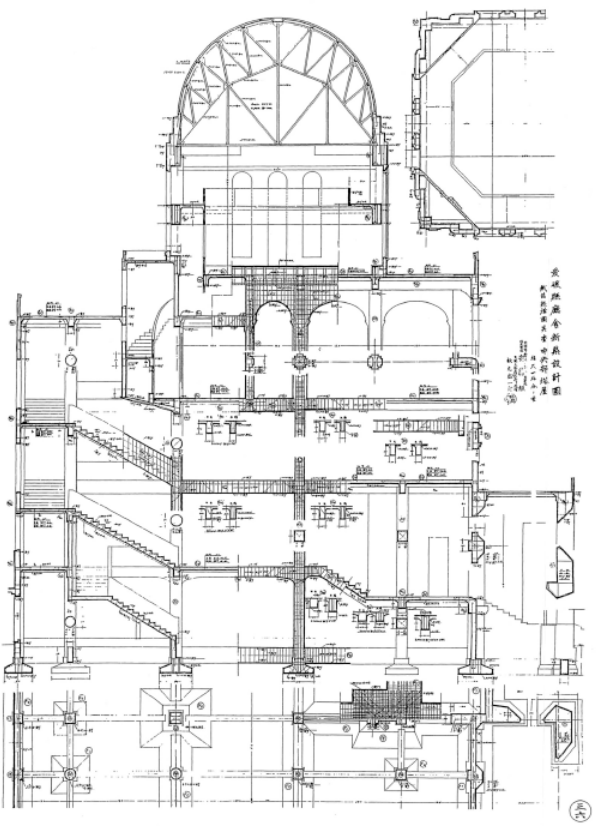

図 4 鉄筋架構図(中央部塔屋)・基礎伏図

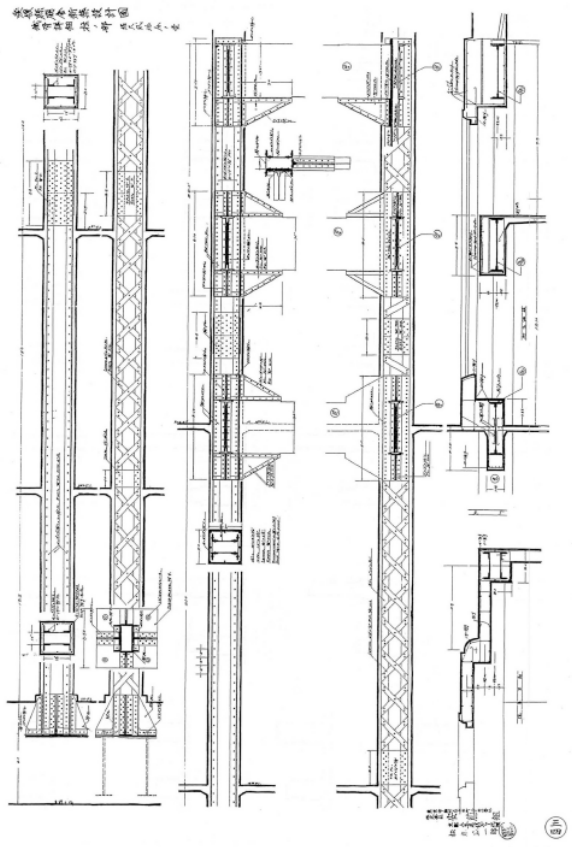

図 5 柱鉄骨図

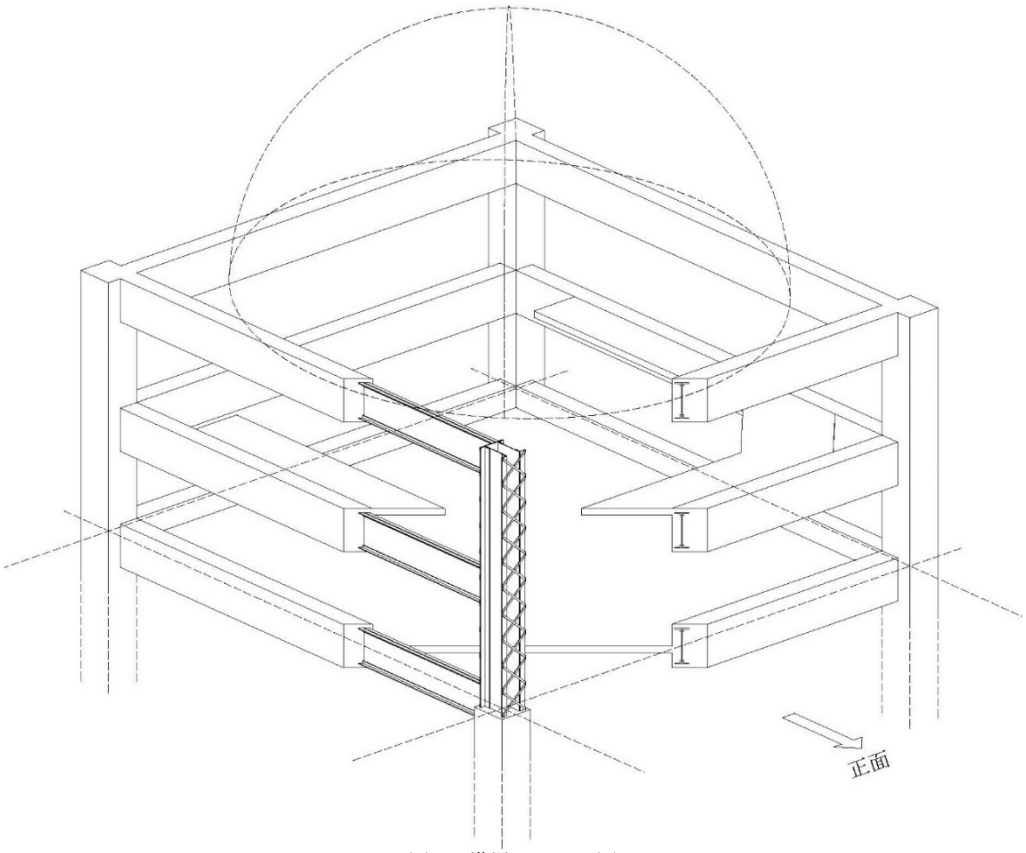

図 6　塔屋アクソメ図

脚注

図 1、図 2 は、早稲田大学内藤多仲博士記念館より

図 3～5 は、愛媛県所蔵の愛媛県庁舎新築設計図により、一部図面レイアウト等調整

図 6 は、村上譲の作図による

第４節　愛媛県庁本館と都市づくり

１．松山地域の都市づくり

明治維新による廃藩置県を経て、明治６（1873）年２月、石鐵県と神山県を廃止して愛媛県が誕生した。その後、香川県との合併、分離の後に、明治 21（1888）年 12 月、ようやく今日の姿となった。そして愛媛県庁が置かれた松山に市政が実施されたのは翌 22（1889）年 12 月のことである。市政公布により城下町松山は少しずつだが、近代都市としての歩みが始まる。

わが国における近代都市計画法の第 1 歩は、明治 21(1888)年公布の東京市区改正条例である。中央政府による首都東京の都市改造は進んだものの、地方都市の都市づくりは思うにまかせず、大正 8（1919）年の都市計画法と市街地建築物法まで待たねばならなかった。松山市はこれを受けて昭和３（1928）年１月、都市計画法指定地区に指定され、翌年 12 月に区域決定がなされたが、深まる戦時体制の下で、その実施は戦後復興に持ち越されることとなる。

一方、愛媛県庁、松山市庁をはじめとする中心部の整備は、交通・運輸の発達に伴う道路整備、鉄軌道の敷設が明治末期から大正・昭和初期にかけて進んでいく。松山電気軌道による市内電車は、明治 44（1911）年に、古町から城南を通り、県庁前、一番町、道後へ通じるようになった。また四国の鉄道事業は、大正元年に多度津ー観音寺から始まり、国鉄が松山に達したのは昭和２(1927) 年であった。それに伴って、昭和６(1931) 年には松山駅から堀端、一番町筋の道路が拡幅整備された（図１）。こうして昭和初期には都心部の市民生活や活動に関わりの深い主要道路の整備は一段落し、県庁前をはじめとする一番町付近や堀端周辺も改修が整い、都市の骨格が出来上がる(注１)。

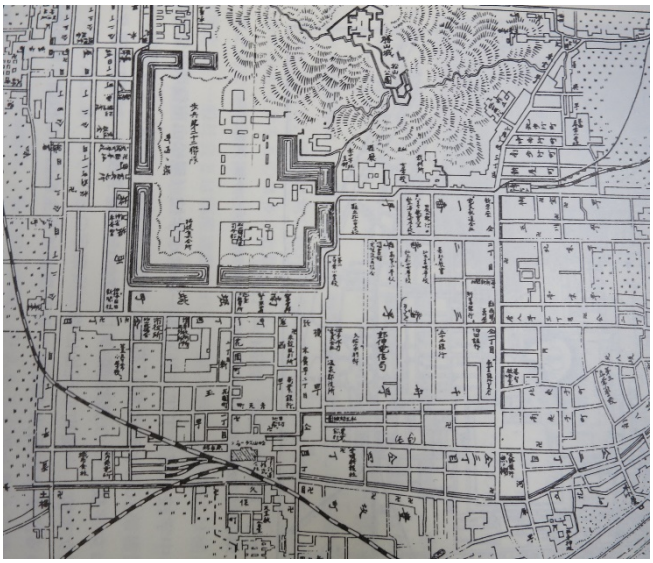

図１　明治 44(1911)年改正松山全図（県庁前を通る市電軌道が分かる。注２）

２．木子七郎と戸村秀雄の設計による建築群と都市づくり

松山市の都市の骨格としての道路や鉄軌道の整備が進むと同時に、官公庁舎等の建築が並行して始まった。県庁本館の設計に携わった木子七郎と県職員の戸村秀雄は、時を相前後して市内の主要な建築物の設計に大きく関わることになる。中央では関東大震災を機に、耐震性を重視した鉄筋コンクリート造の大規模建築物が広く見られてきたが、愛媛でも同時期から両氏らによる鉄筋コンクリート造の建築がこの地で始まる。

県庁本館建設に先立って、大正 11（1922）年には県庁から少し東に離れた城山の緑の中に、木子七郎設計の萬翠荘が登場する。旧松山藩主であった松平家の一五代当主久松定謨伯爵が松山での別邸として建てたものである。スレート葺きの腰高マンサード屋根のフランス・ルネサンス様式の建築は、東端に方形屋根の塔を設けた左右非対称の軽やかな姿を見せる。鉄筋コンクリート造地下１階、地上３階建てで、屋根部分は鉄骨のトラス構造であり、大小のドーマー窓が配され、内部を明るく照らす。萬翠荘は愛媛における本格的な鉄筋コンクリート造の建築としては初期のものであり、またこの地での木子七郎のデビュー作ともなった(図２)。

図２　　萬翠荘（旧久松定謨伯爵別邸）

図３　松山高等商業学校本館（昭和 54 年滅失　注３）

図４　松山地方気象台（旧松山測候所）

図５　愛媛県立図書館（左端は市庁舎、両者とも昭和 49 年滅失。注 4）

城山の北側に目を移すと、大正 12（1923）年に松山高等商業学校が開設され、翌年の大正 13（1924）年に学校本館が同氏設計で竣工する（昭和 54 年滅失）。松山高等商業学校の創立者は木子七郎の義父にあたる新田長次郎（新田帯革創始者　1857～1936）であり、その縁で設計したものである（図３）。

県庁本館は昭和 2（1927）年 11 月の起工であるが、同時期の昭和 3 年 3 月に戸村秀雄設計の松山測候所（現松山地方気象台）が完成する。松山市の中心部から東に離れた持田の住宅街（当時は温泉郡持田村）に、鉄筋コンクリート 3 階建ての瀟洒な建物が出現した。そのスタイルは様式主義を残しつつも、気象観測という機能を重視した近代合理主義に近づいている。中央の棟屋部分を挟んで、東側の切妻屋根部分、西側の陸屋根部分で構成され、左右非対称の姿はこぢんまりとしており、今では周辺住宅地の風景に馴染んだものとなっている(図４)。

木子七郎と戸村秀雄の共同作業による県庁本館は、起工から 2 年 3 カ月を経て昭和 4(1929)年 2 月に竣工、落成式は 4 月 19 日ににぎにぎしく執り行われた。城山の真下、一番町通りを南に臨んで威風堂々として、人々の歓喜の声が上がる。

木子七郎は引き続き官公庁舎建築に携わる。昭和 10（1935）年 4 月、二番町に愛媛県立図書館が、県庁舎と同じ安藤組によって竣工する。伊予鉄道社長井上要(1865～1943)の引退に伴う寄贈によるものであった。北西の隅に小さな塔屋を有しながら、モダニズムの香りのする建築であった（図５）。

県庁本館竣工を横目にしながら、手狭になった松山市庁舎も改築が迫られた。出淵町にあった市庁舎は手狭になり、改築を余儀なくされ、昭和 12（1937）年 4 月、二番町の旧番町尋常小学校跡地に新築移転された（二番町の現在地)。先に建った県立図書館の北側に隣接して並ぶこととなった 2 つの鉄筋コンクリート造の建物は、いずれも木子七郎の設計によるものである。そして、ここで松山市内中心部における木子の手による仕事が終わる。まさに太平洋戦争間近の緊迫した時代であった（市庁舎、県立図書館とも昭和 49 年に滅失)。

両者に関わるものではないが、忘れてはならないものが日本銀行松山支店である。昭和 7(1932)年 11 月、松山市庁舎と県立図書館に並ぶ南側の三番町に開設した。木子七郎よりは少し上の世代で、古典主義建築を極めた長野宇平治（1867～1937）設計によるルネサンス様式の荘重な建物であった。長い間県民に親しまれてきたが、昭和 57(1982)年に惜しまれながら取り壊された。

松山市中心部から離れた郊外にも木子の作品が登場する。港町三津浜には石崎汽船本社ビルが大正 13(1924)年に竣工した。事務所建築に腕をふるった木子ならではの簡素な建物でありつつ、玄関上の小さなバルコニーが全体を引き締める形となっている(図６)。

一連の建築物とは異なる記念碑が鍵谷カナ頌功堂である。伊予織物同業組合が伊予絣の創始者・鍵谷カナの功績を称えて、昭和 4(1929)年に西垣生の長楽寺前に建立した。頌功碑を真ん中に、屋根を 8 本のエンタシス調の鉄筋コンクリートの柱で支えた力強い作品である(図７)。

上述したように木子七郎と戸村秀雄による建造物は、松山の中心部から東と西の郊外まで広く建てられ、それも庁舎建築から学校校舎、事務所建築、邸宅、記念碑まで、多彩なジャンルにわたった。木子の変幻自在の技の成すところである。それらはすべて鉄筋コンクリート造であり、新しい時代の建築と都市のあり様として、人々の目に眩しく映ったはずである。

図６　石崎汽船本社ビル

図７　鍵谷カナ頌功堂

３．愛媛県庁本館を起点とする都市景観

木子七郎と戸村秀雄の設計した県庁本館をはじめとする松山市内の建築群は、大正の後期から大戦前の昭和初期の間に建てられたものであった。中心部のそれは官公庁の重要な建物であり、近代都市の礎を築き、都市の景観を形づくる大切なものばかりであった。

愛媛県庁本館は、城山を背に南を向き、東西に走る一番町通りと南北の市役所通りの交差部にあり、官庁街の起点に位置するところにある。少し遠くから見ると、本館ドームの真上には､緑の木々を通して松山城の天守が乗っかり、近世と近代の対比となっている。丸く明るい緑色のドームは、城郭建築としての天守を越えることないよう、木子は配慮したのかもしれない。

県庁本館から南に向かう市役所前通りには、松山市庁舎と愛媛県立図書館、さらにその南側に日本銀行松山支店が建ち並んだ。木子七郎と長野宇平治による重厚な建築デザインが競い合ったものとなった。県庁本館と３つの建築群は、大概南北軸を重ねる形に位置し、城山頂上の天守を見上げて市内中心部の重要な景観ポイントともなった。

図８　終戦後の堀端景観；左から市庁舎、県立図書館、日本銀行松山支店

（いずれも改築され滅失。注５）

幾つかの建物はその後に改築されたものの、県庁本館を中心とする大きな景観は現代に引き継がれ、松山市は平成22年に「市役所前榎町通り」からの景観を「公共空間からの良好な眺望が確保されていること」「南から北を眺めると豊富な緑を有する城山公園が美しく見えること」「官公庁や銀行などが集中するビジネス街であり、建築物の色彩等は比較的落ち着いている都市型の空間」であるとして、景観形成重点地区に指定している（巻頭の城山と県庁本館写真参照)。

ところで、これらの建築群は、昭和20(1945)年７月の松山大空襲をくぐり抜け、幸運にも戦後に生き延びたものばかりであった。中心部の県庁本館、松山市庁舎、愛媛県立図書館、日本銀行松山支店、萬翠荘、松山高等商業学校本館、そして松山地方気象台は、戦後の人々の暮らしを照らし続けた(図８)。また郊外の港町三津浜の石崎汽船本社ビルは長く瀬戸内の海運を支え、鍵谷カナ頌功堂は伊予絣の再興を願って立ち続ける。

平成の今日では、木子七郎と戸村秀雄の手がけた県庁本館、萬翠荘、松山地方気象台、石崎汽船本社ビル、鍵谷カナ頌功堂が健在であり、広く松山の中心部の都市景観、郊外部の景観を形づくるものとなっている。

注)

1. 松山市史　第３巻　近代　p.420　1995.5
2. 窪田重治　城下町松山と近郊の変貌　青葉図書　p.116　1992.11
3. 松山商科大学五十年史　1974.3
4. .愛媛県立図書館所蔵
5. 前掲 4)所蔵

第四章　愛媛県庁本館の保存と活用

第１節　文化財としての価値と特徴

愛媛県庁本館は、庁舎建築としての特徴を記した章において示した通り、H 字形の平面構成を採用すること、正面中央のドーム形の塔屋を持つこと、外壁に擬石モルタルを使うこと等によって、各都道府県に建設された現存する庁舎建築のなかでも、外観の意匠に高い独自性を備えており、文化財としての価値が認められる。内装についても、中央の階段ホール廻りは、塔屋を持つこと、並びに、H 字形の平面のため背面側から採光が取れることによって、独自性の高い意匠となっており、あわせて価値が認められる。

以上のことに加えて、建設当初からの改造が少なく、外観や主要な各室の内装が良好な状態で保存されており、その点にも価値が認められる。また、建設の経緯を示す図面や文書等の当時の史料が、整理保管された状態で県庁内に大量に残されている点も特筆される。

愛媛県庁本館の独自性の高い意匠は、建築家の木子七郎が設計を手掛けたことに負う部分が大きいと推測される。木子七郎が設計した建物は、いくつか現存しているが、住宅建築や商業建築といった民間のものが多い。そのなかで、愛媛県庁本館は、木子の手掛けた公共建築を代表するものといえる。また、愛媛県内には、既に重要文化財に指定されている萬翠荘（松山市）をはじめ、いくつかの木子の作品が現存しているが、愛媛県庁本館は、規模や記念性という点で、最も際立った存在ということができるだろう。

一方、愛媛県庁本館については、これまで木子の設計であることは知られていたが、今回の調査によって、残されている史料等から、様々なことが明らかになった。

まず、木子とともに東京タワー等の設計で著名な構造設計者の内藤多仲が設計にかかわったこともこれまで知られていたが、その関与を示す史料が発見され、塔屋に鉄骨を用いていることも判明した。そのため、内藤が本建物の設計に関与したのは、塔屋があったことによるものと推定できた。また、庁舎を建設するために置かれた臨時建築部の実態が明らかになった。そのなかで、県内に松山地方気象台庁舎（松山市、国の登録有形文化財に登録）等の優れた作品を残している県技師の戸村秀雄が、県庁の建設においても中心的な役割を果たしていたことが明らかとなった点は、大きな学術的な成果といえる。

愛媛県庁本庁舎の今後の保存活用にあたっては、その文化財的な価値との関係で、いくつかの点に留意をしていく必要があるので、それを記しておきたい。

愛媛県庁本館の高い塔屋を持つ外観の意匠は、建物に強い記念性と象徴性を与えているが、その位置や意匠は、松山市駅や背後にある松山城との関係といった都市計画的な観点で決められたものと推測される。そのため、今後の活用にあたっては、松山市駅から松山城へと向かう眺望や歩行者動線といったものを、強く意識する必要がある。

愛媛県庁本館の今後の保存活用にあたっては、耐震性能をはじめ要求される性能を満たして使い続けていくことが必要となる。そのためには、耐震補強工事をはじめ、建物の各部に増改築や模様替えといった適宜手を加えていくこととなる。その際に、文化財としての価値に十分に配慮した方法をとることが望まれる。

文化財としての価値に配慮するには、保存活用計画を策定し、価値を持つ箇所を特定する。その上で、価値を持つ箇所の保存の優先度を考え、優先度の高い場所については、可能な限り手を加えないといった方法をとることが考えられる。例えば、耐震補強を行う際には、外観と内装で、外観の保存優先度が高い場合には補強を内装側で行い、内装の保存優先度が高い場合には外観側に補強を表すといった方法が採用される。

◆保存の優先度が高い箇所

愛媛県庁本館において、保存の優先度が高いと思われる箇所は下記の通りである。

外観については、H 字形の構成や記念性や象徴性を示したドーム形の塔屋が見える正面側の意匠に、可能な限り変更の手を加えないことが望まれる。

内装については、正面玄関並びに、玄関から建物に入ったところにあるホール（竣工時の図面では広間と呼ばれている）と主階段は、この建物の最も独自性のある部分を反映したところであり、最大限の配慮を払うべき箇所といえる。加えて、三階の貴賓室、知事室、同応接室、四階の正庁といった主要な各室は、保存状況が良好なだけでなく高い装飾性を備えており、可能な限り保存すべきである。この他に、塔屋の部分は、現在会議室兼展示室として用いられているが、後の改造によって天井の意匠等に変更の手が加えられている。塔屋は、愛媛県庁舎の特徴を最もあらわした部分であることから、内装の天井の意匠については、復原することで、建物の価値がさらに高くなるものと考えられる。

第２節　保存のあり方

◆文化財の登録・指定

前節で示した通り、愛媛県庁本館には、十分な文化財的な価値が認められる。その価値を考えれば、愛媛県の指定はもちろん、国の登録や指定といったことも十分に考えて、今後の保存活用を図っていくべきである。

国の登録にあたっては､建設後 50 年が経過しており、

(1)国土の歴史的景観に寄与しているもの

(2)造形の規範になっているもの

(3)再現することが容易でないもの

のいずれかひとつに該当するものが登録されることとなっている。愛媛県庁本館は、建設後 50 年以上が経過しており、塔屋を持つ記念性、象徴性がある外観は、十分に(1)の基準に該当しているものと考えられる。また、愛媛県庁本館は、県内を代表する近代洋風建築、近代化遺産として、これまで日本建築学会や愛媛県教育委員会によって行われた調査で評価されており（日本建築学会編『近代建築総覧』､愛媛県教育委員会・えひめ地域政策研究センター編『愛媛県の近代化遺産－近代化えひめ歴史遺産総合調査報告書』)､(2)の基準にも該当しているものと考えられる。さらに、名前の知られた建築家木子七郎や、構造設計者の内藤多仲が設計に関わっていることからも、(2)の基準に該当しているものと考えられる。

国の重要文化財指定については、各時代や類型の典型となっているもので、

(1)意匠的に優秀なもの

(2)技術的に優秀なもの

(3)歴史的価値の高いもの

(4)学術的価値の高いもの

(5)流派的又は地方的特色において顕著なもの

のいずれかひとつに該当するものが指定されることになっている。

愛媛県庁本館は、現存する昭和初期に建設された都道府県の庁舎建築のなかでも、独自性の高い意匠を備えていることや、前記した著名な建築家や構造設計者による設計という点で、重要文化財としての評価も可能ではないかと考える。また、今回の調査を通して、様々な事柄が確認できたことは、学術的にも評価できるものと考える。

◆保存活用計画

一方、登録有形文化財にせよ重要文化財にせよ、文化財として認められるためには、今後の保存活用に目処が立っている必要がある。愛媛県庁本館の今後の保存活用に向けては、使い続けるために様々な性能の要求に対応していかなければならないことは、前章に示した通りである。ここでは、その価値の継承と要求性能を満たした永続的活用を両立させるために､考えられる方策を示す。

要求される性能のなかには、法的にその要求が定められているものがある。その代表的なものに、耐震性能や防耐火性能を定めた、建築基準法、消防法がある。建築基準法や消防法では、既存建物については、一定以上の規模で手を加える場合等に、現行法規を満たすことが要求される。ところが、文化財的な価値を持つ歴史的建造物では、法規が求める要求を満たそうとすると、増改築や模様替え等が必要になり、その結果、文化財的な価値を失ってしまうおそれがある。そこで、建築基準法では同法第３条に、消防法では同法施行令第 32 条に、特例的な適用を認めるており、文化財的価値を持つ建物については、それを運用することによって、価値の保持と性能の確保の両立を図ることができるように配慮されている。

愛媛県庁本庁舎についても、例えば、建築基準法についてみると、建設されたのが同法の制定より前なので、階段の手すり高さや踏面と蹴上の寸法など、現行法規とは適合しない部分がある。そのため、将来の保存活用にあたっては、建築基準法第３条や消防法施行令第 32 条の適用を検討していくべきである。この場合、国の登録有形文化財については、建築基準法第３条に措置が定められていないので、県で独自の条例を制定する等によって､適用を可能にする方法を工夫する必要がある｡なお、耐震改修促進法にのっとって耐震改修を行う場合には、その他の建築基準法に規定する措置は、ただちに適合させなくてもよい特例が認められている。したがて、耐震改修については、耐震改修促進法にのっとった対応を図ることも一つの方法である。

一方、現行法規に適合できない箇所は、保存すべき箇所であり、その部分がどこになるのかを明確にしておく必要がある。そのためには､「保存活用計画」をつくり、そのなかで保存すべき箇所とその優先順位を明らかにしていくことが望まれることも､前節で示した通りである。「保存活用計画」については、文化庁が国指定の重要文化財建造物のために「重要文化財建造物保存活用計画策定指針」を定めているので、それを参考に策定していくことになる。

保存活用計画では、保存部分、保全部分、その他部分に各方向の外観､内部の各室を分けることになっている。愛媛県庁本館の場合には､「保存部分」は、外観でいえば正面側、内部でいえば、玄関、広間、中央階段、三階の貴賓室、知事室、同応接室、四階の正庁ということにな

ると考えられる。

なお、重要文化財については、保存のための改修費用や耐震・防耐火対策等の防災対策の費用について、国からの支援を受けることができる。こうした支援を受ける際にも、保存活用計画の策定は必要になる。一方、登録有形文化財に登録されたものでも、地方公共団体が所有するものについては、前記した「保存活用計画」を定め、一般公開できるものについては、耐震や防火等の防災対策に関わる費用や、活用のための設備の取得に係る費用の一部について、「文化財建造物等を活用した地域活性化事業」で国が補助を行っている。そうした制度を使って、耐震補強等の防災対策を行い、かつ、より積極的な公開を図っていくことも、愛媛県庁本館の場合には、有効な手法の一つと言えるだろう。

第３節　まちづくりや観光への活用

愛媛県庁本館の保存再生に際して、庁舎機能を維持或いは向上させることは当然のことである。その上で、これまで以上に県民に親しまれる建物として使い続けられることが大切である。

文化庁は重要文化財の活用に関して、「文化財建造物の活用は、本来の機能や用途を維持することで文化財に対する理解を深めたり、新しい機能や用途を付加して文化財を身近に親しむ機会を提供することになります。また、建造物を有効に使い続けることは、保存の意欲を高め、継続的な維持管理の前提となります。」として文化財の保存・活用を促しており、愛媛県庁本館についても次世代に継承するため、「使い続ける県庁本館」の見学公開等を進めていくことが求められる。

重要文化財や登録有形文化財に該当する県庁舎等の見学公開事例として、愛知県庁本庁舎や神奈川県庁本庁舎を見てみよう。

愛知県庁本庁舎(国指定重要文化財)は、平日の見学のほかに、文化の日に公開イベントを行っている(平成 23 年度から)。平成 27 年の文化の日には正庁も公開して 6,100 人の来場を記録した。庁舎屋外には文化財保存ヤードを設け、保存改修の記録が展示される。隣接する重要文化財の名古屋市役所本庁舎とも連携しながら効果的な公開活用が進められている。

神奈川県庁本庁舎（登録有形文化財）は、平日は歴史資料室に加えて屋上展望台が開放される。屋上展望台は横浜港を一望できる観光スポットにもなっている。文化の日前後には公開イベントを大々的に開催し、見学公開を行っている。ボランティアによる案内もあり、年間を通して 18 万人もの来庁者があるという。

愛媛県庁本館の場合、見学会は平日に限られ、見学箇所は２階の玄関ロビー、３階貴賓室と知事会議室、４階県議会議場傍聴席に限定されるものの、見所となる場所は大凡見学可能となっている。平成 22 年度～27 年度の年間見学者数を見ると、当初は 3000 人台を維持していたが、その後漸減しており、平成 27 年度は 1971 人に止まった（表 1)。一方、小学生の見学ツアーも毎年開催されており、県庁舎の歴史や特徴を分かりやすく紹介した「愛媛県庁本館ご案内」のパンフレットとともに子どもらには好評である（図１)。こうした状況を踏まえて、県庁本館のまちづくりや観光への活用策を考えてみたい。

ひとつに、平日のみならず週末の一部開放を目指せば、市内観光の大きなポイントとして親しまれるはずだ。同時に、案内ボランティアの育成や、資料展示（現在は４階のドーム会議室内）を兼ねた休憩コーナーの充実も欠かせない。また大きな公開イベントは愛知県庁本庁舎や神奈川県庁本庁舎の例に見るように、恒例行事やイベントと合わせて実施すると効果が大きい。それがはずみとなって平日の見学公開が有効になる。

表１　県庁本館見学者数(平成 22 年度～27 年度)

年度	22	23	24	25	26	27
人数	3402	3481	3182	2404	2660	1971

図１　小学生による県庁本館見学会（2017.3.3 花岡撮影）

二つに、近代建築を巡るまちなか散歩に県庁本館を位置づけたい。松山市駅から城山公園に向かう花園町通りは自転車道と歩行者道を広げ、歩いて楽しい町へと改変中である。まちなか散歩ルートとして、花園町通りを起点に、伊予銀行本店（日建設計　昭和 27 年竣工のモダニズム建築)、県庁本館、萬翠荘を経てロープウエー街の松山東雲学園正門(J.H.モーガン設計　昭和 3 年竣工)に辿る。そこから南へ戻り大街道を通り、銀天街を抜けるとまちなかを一周する。既に幾つかの実績のある建築士会等の近代建築巡りを踏まえて企画すれば、まちなかの賑わいを味わいながら近代建築を楽しむ散策観光となる。

三つに、歴史まちづくり法（平成 20 年 11 月制定）の検討・活用が松山市との協議を前提に考えられる。松山市では市内要所を「『坂の上の雲』のまち松山フィールドミュージアム」としており、特に松山城を中心にした市内中心部の活性化を進めている。松山城の登り口に繋がる街路は整備され、賑わいを創りつつあるが、周辺のまちなみや歴史的建造物の整備は個別的である。城山の麓の整備、俳人正岡子規や文豪夏目漱石に繋がる建造物の復活再生(例えば愚陀仏庵)など課題はこれからである。県庁本館はそうしたものの中心に位置づけられることができ、歴史まちづくり法によるソフトとハードの整備が、県と市の協議の下で進められることが求められる。

第４節　改修計画における留意点

愛媛県庁本館は幾度か改修されているが、その都度適切に資料が残され、丁寧に使われてきたことがよくわかる。この建築の魅力は利便性を超え、使い込まれた道具のような美しさを放ち、老いることのない建築美が見られる。

現在、文化財として未指定であるが、主要な部分の公開や現状での活用、維持保全が適切に行われており、申し分のない文化財であろう。

今回の調査で重要な文化財として位置付けられたことをきっかけに、(国) 登録有形文化財として名実とともに文化財にしたのち、重要文化財を目指すことを提案する。

今後、新体制の委員会で改修計画案が策定されるであろうが、特に耐震改修計画の留意すべき事項について、次世代の既存不適格建築物とならないように、柔軟な構造計画が望まれる。また、同時に文化財的配慮や執務環境の対応、及び経済性を求められるであろう。

（1）意匠の継続について

中央のドーム形の塔屋下部にドーム会議室がある。この部分は外観、内観ともに意匠性の高い所である。現ドーム会議室の天井は改修されているが、小屋裏には建設当初の蛇腹の廻縁が残されており、天井の復元は可能である。また、ここは耐震診断書によると補強すべきところであるが、現存の開口部などの意匠性を重視すべきであろう。

図１　ドーム内小屋裏に残る建設当初の蛇腹廻縁

（2）耐震改修計画について

本委員会では建築当初とされる図面をもとに、塔屋ドームを支える柱の鉄骨確認を電磁波レーダーで調査した。結果、図面の通りの鉄骨がありSRC構造であった。しかし、今回の調査は柱の一部分だけなので、改修計画においては図面記載の全個所の存在を確認し、その上で従前に行われた耐震診断書をもとに、中央塔屋部の耐震工法を再検討することが望ましい。

耐震改修の検討は文化財の配慮を前提に、耐震壁補強だけでなく、免震工法も含めて耐震改修計画を検討する必要がある。その場合に可能な限り建物の外観、内観を損なわないこととする。そして、新たな耐震壁の設置や増シ打壁、開口部を埋めたりする場合には、仕上げなどの意匠的配慮をするとともに建設当初に戻せることの考慮もすることが望ましい。また、やむを得ず撤去される部位、部材がある場合、記録保存とともに保存材として資料を残すことも必要であろう。床仕上げの保存などは一部をフリーアクセス材などでカバーする工法が一般的であるが、公開できる場所も確保したい。

（3）耐震改修について、使用者側からの留意点

耐震壁を増設する場合は執務空間の組織改編に備え、構造改修で区画される影響、つまり使いづらさを避けたい。そのためにも耐震計画する際は機能的利便性について、使用者側でも検討されることが望まれる。

例として愛媛県鬼北町庁舎の耐震改修工事（※）では構造補強案の際、町職員の執務環境検討会で各課の移動や事務周辺の軽量化を図り、合理的で快適な執務環境を整えた。その結果、荷重の低減化につながった経緯がある。このように、愛媛県庁本館においても庁内使用者側の利便性と文化財的価値の共有化について、協議をされることを望む。

（4）執務環境の整備について

執務室環境の周辺整備において、過去の改修記録では外部スティールサッシュをアルミサッシュに改修されているが、委員会の議論では文化財としての価値を大きく損なうものではないと判断している。

また、今後の執務環境整備について、常に更新される設備機器は文化財にとって避けて通れない難解な問題であるが、積極的に対応しなければならない。

改修の際には、露出する配管類は内外とも可能な限り目立たなく、見えるとしても美しい納まりで、しかも元に戻せる配慮も必要であろう。また、空調設備機器及び配管、衛生設備、照明器具デザインの再現化と照度、省エネ環境、バリアフリー化、色彩などについても、文化財的配慮が欠かせない要素である。

※　平成23年日本建築学会四国支部委託鬼北町庁舎再生検討委員会：曲田清維委員長、旧広見町庁舎　昭和33(1958)年竣工RC3階建、設計：株式会社アントニン・レーモンド建築設計事務所（国）登録有形文化財、平成28年2月耐震改修工事完了

第五章　結語

愛媛県庁本館の文化財としての価値は、これまでも知られていた。

まず、日本建築学会が全国の近代建築を調査し、保存すべきものとしてそのリストを作成した日本建築学会編『新版　日本近代建築総覧』（技報堂出版、1983 年）に掲載されており、そのなかで「とくに重要なものあるいは注目されるべきもの」として扱われている。また、日本建築学会四国支部『愛媛の近代洋風建築』（愛媛県文化振興財団、1983 年）、えひめ地域政策研究センター編『愛媛温故紀行　明治・大正・昭和の建造物』（えひめ地域政策研究センター、2003 年）、えひめ地域政策研究センター編『愛媛県の近代化遺産　近代化えひめ歴史遺産総合調査報告書』（愛媛県教育委員会、2013 年）に県内を代表するものとしてとりあげられている。特に、『愛媛県の近代化遺産』では巻頭の口絵写真に掲載されている。それらの文献では、公共建築や庁舎建築の代表事例、愛媛県内に主要な作品を残した建築家木子七郎との関係、県内で初期の鉄筋コンクリート造建築といった点で、愛媛県庁本館は、評価されていた。

今回の調査の結果、H 形の平面、ドーム屋根の塔屋、外壁の擬石塗りなどを用いる外観や、背面から光の入る中央の階段ホールの様子など、同時代に多く建てられた庁舎建築のなかでも、内外ともに高い独自性を備えていることが明らかとなった。また、塔屋部分は鉄骨鉄筋コンクリート造である可能性が高く、構造設計における内藤多仲の関わりや、建設における戸村秀雄の関わりを含め、県庁建設のために置かれた臨時建築部の詳細も明らかとなった。

以上のように、これまでの評価では取り上げられていない特徴や、これまでは知られていない背景が明らかとなった。このことで、愛媛県庁本館の文化財としての価値は、ますます高くなったといえるだろう。愛媛県が、この建物の文化財としての価値に配慮しつつ、建物を今後も長く活用していくことを望みたい。なぜなら、活用されている建物は残り続けるからである。

長く使い続けるためには、価値のある場所を大事に保存していくだけではなく、耐震補強をはじめ、必要な性能を確保していくために、様々な手を加えていくことが必要である。県庁の建物は、通常の執務のための快適性に加え、防災拠点としての機能が求められているし、近年は、バリアフリーや省エネルギー等への対応も必要になってきている。

その一方で、手を加える場合には、価値ある場所に大きな影響が及ばないような配慮が必要になる。価値への配慮と性能の確保を両立させることは簡単なことではないが、多くの叡智を集め、工夫を重ねれば、その道は開かれるはずである。今回の調査の結果が、少しでもその役に立てれば幸いである。